

令和 8 年

# 会津美里町議会会議録

定例会 6 月会議

6 月 1 日開議～ 6 月 11 日散会

会津美里町議会

## 令和 8 年会津美里町議会定例会 6 月会議会議録目次

### 第 1 日 6 月 1 日（月曜日）

|                          |   |
|--------------------------|---|
| ○議事日程 .....              | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 .....       | 1 |
| ○出欠席議員 .....             | 2 |
| ○説明のため出席した者 .....        | 2 |
| ○事務局職員出席者 .....          | 2 |
| 開 議 （午前 10 時 00 分） ..... | 4 |
| ○開議の宣告 .....             | 4 |
| ○諸般の報告 .....             | 4 |
| ○会議録署名議員の指名 .....        | 5 |
| ○議案の上程及び提案理由の説明 .....    | 5 |
| ○請願・陳情の常任委員会付託について ..... | 7 |
| ○散会の宣告 .....             | 7 |
| 散 会 （午前 10 時 18 分） ..... | 8 |

### 第 2 日 6 月 4 日（木曜日）

|                          |    |
|--------------------------|----|
| ○議事日程 .....              | 9  |
| ○本日の会議に付した事件 .....       | 9  |
| ○出欠席議員 .....             | 10 |
| ○説明のため出席した者 .....        | 10 |
| ○事務局職員出席者 .....          | 10 |
| 開 議 （午前 10 時 00 分） ..... | 12 |
| ○開議の宣告 .....             | 12 |
| ○一般質問 .....              | 12 |
| 村 松 尚 君 .....            | 12 |
| 福 島 雅 典 君 .....          | 25 |
| 小 島 裕 子 君 .....          | 30 |
| 根 本 謙 一 君 .....          | 37 |
| ○延会の宣告 .....             | 48 |
| 延 会 （午後 2 時 27 分） .....  | 48 |

第3日 6月5日(金曜日)

|                      |     |
|----------------------|-----|
| ○議事日程 .....          | 4 9 |
| ○本日の会議に付した事件 .....   | 4 9 |
| ○出欠席議員 .....         | 5 0 |
| ○説明のため出席した者 .....    | 5 0 |
| ○事務局職員出席者 .....      | 5 0 |
| 開 議 (午前10時00分) ..... | 5 2 |
| ○開議の宣告 .....         | 5 2 |
| ○一般質問 .....          | 5 2 |
| 長 嶺 一 也 君 .....      | 5 2 |
| 櫻 井 幹 夫 君 .....      | 6 5 |
| 渋 井 清 隆 君 .....      | 7 1 |
| 星 次 君 .....          | 8 0 |
| ○散会の宣告 .....         | 8 8 |
| 散 会 (午後 2時22分) ..... | 8 8 |

第4日 6月8日(月曜日)

|                        |       |
|------------------------|-------|
| ○議事日程 .....            | 8 9   |
| ○本日の会議に付した事件 .....     | 8 9   |
| ○出欠席議員 .....           | 9 0   |
| ○説明のため出席した者 .....      | 9 0   |
| ○事務局職員出席者 .....        | 9 0   |
| 開 議 (午前10時00分) .....   | 9 2   |
| ○開議の宣告 .....           | 9 2   |
| ○報告第4号の議題、説明、質疑 .....  | 9 2   |
| ○報告第5号の議題、説明、質疑 .....  | 9 3   |
| ○報告第6号の議題、説明、質疑 .....  | 9 3   |
| ○報告第7号の議題、説明、質疑 .....  | 9 4   |
| ○報告第8号の議題、説明、質疑 .....  | 9 5   |
| ○報告第9号の議題、説明、質疑 .....  | 9 6   |
| ○報告第10号の議題、説明、質疑 ..... | 9 7   |
| ○議案第37号の議題、説明、質疑 ..... | 9 9   |
| ○総括質疑 .....            | 1 0 2 |

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| ○議案の常任委員会付託について .....      | 1 0 3 |
| ○発言の追加 .....               | 1 0 3 |
| ○散会の宣告 .....               | 1 0 3 |
| 散 会 （午前 1 0 時 4 1 分） ..... | 1 0 4 |

第 5 日 6 月 1 1 日（木曜日）

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ○議事日程 .....                           | 1 0 5 |
| ○本日の会議に付した事件 .....                    | 1 0 5 |
| ○出欠席議員 .....                          | 1 0 6 |
| ○説明のため出席した者 .....                     | 1 0 6 |
| ○事務局職員出席者 .....                       | 1 0 6 |
| 開 議 （午前 1 0 時 0 0 分） .....            | 1 0 8 |
| ○開議の宣告 .....                          | 1 0 8 |
| ○常任委員会委員長の報告 .....                    | 1 0 8 |
| ○議案第 3 4 号ないし議案第 3 6 号の議題、討論、採決 ..... | 1 1 0 |
| ○議案第 3 7 号の議題、討論、採決 .....             | 1 1 1 |
| ○議員派遣の件について .....                     | 1 1 1 |
| ○陳情第 3 号の議題、討論、採決 .....               | 1 1 1 |
| ○日程の追加 .....                          | 1 1 2 |
| ○議案第 3 8 号の議題及び提案理由の説明 .....          | 1 1 2 |
| ○議案第 3 8 号の議題、説明、質疑、討論、採決 .....       | 1 1 3 |
| ○発議第 3 号の議題、説明、質疑、討論、採決 .....         | 1 1 6 |
| ○散会の宣告 .....                          | 1 1 7 |
| 散 会 （午前 1 0 時 5 9 分） .....            | 1 1 8 |

定 例 会 6 月 会 議

( 第 1 号 )

## 令和 8 年会津美里町議会定例会 6 月会議

### 議事日程 第 1 号

令和 8 年 6 月 1 日（月）午前 1 0 時 0 0 分開議

#### 諸般の報告

議長の報告（出席した会議等別紙のとおり）

議長の提出物の報告（別紙のとおり）

説明員の報告（別紙のとおり）

一部事務組合議会結果報告

・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告

町長の行政報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案の上程及び提案理由の説明

第 3 請願・陳情の常任委員会付託について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１３名）

|     |             |      |             |
|-----|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 阿 部 雄 一 郎 君 | 8 番  | 星 次 君       |
| 2 番 | 福 島 雅 典 君   | 9 番  | 鈴 木 繁 明 君   |
| 3 番 | 荒 川 佳 一 君   | 10 番 | 横 山 知 世 志 君 |
| 4 番 | 櫻 井 幹 夫 君   | 11 番 | 根 本 謙 一 君   |
| 5 番 | 長 嶺 一 也 君   | 12 番 | 浜 井 清 隆 君   |
| 6 番 | 小 島 裕 子 君   | 13 番 | 大 竹 惣 君     |
| 7 番 | 村 松 尚 君     |      |             |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 町 長                  | 杉 山 純 一 君 |
| 副 町 長                | 鈴 木 國 人 君 |
| 総 務 課 長              | 渡 部 朋 宏 君 |
| まちづくり<br>政策課長        | 渡 部 雄 二 君 |
| 町民税務課長               | 大 竹 淳 志 君 |
| 健康ふくし課長              | 高 橋 力 也 君 |
| にぎわい<br>創造課長         | 栗 城 嘉 則 君 |
| 農林振興課長               | 目 黒 裕 樹 君 |
| 建設水道課長               | 鵜 川 晃 君   |
| 教 育 長                | 歌 川 哲 由 君 |
| こども教育課長              | 遠 藤 香 君   |
| 生涯学習課長               | 歌 川 和 仁 君 |
| 選挙管理委員会<br>書記長（兼）    | 渡 部 朋 宏 君 |
| 農 業 委 員 会<br>事務局長（兼） | 目 黒 裕 樹 君 |
| 代表監査委員               | 薄 久 男 君   |

○事務局職員出席者

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 川 田 佑 子 君 |
|---------|-----------|

事務局長  
兼 総務係

小 林 一 成 君

開 議 （午前１０時００分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和８年会津美里町議会定例会６月会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。  
議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。  
次に、一部事務組合議会結果報告を行います。  
会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を６番、小島裕子君、報告願います。

〔６番（小島裕子君）登壇〕

○６番（小島裕子君） おはようございます。それでは、報告させていただきます。  
当議会からは、５番、長嶺一也議員、８番、星次議員、そして６番、小島の３名が派遣されておりますが、代表して私から令和８年５月議会臨時会について報告をさせていただきます。  
なお、会津若松地方広域市町村圏整備組合を整備組合と名称を省略してご報告申し上げます。  
５月２５日月曜日午後３時３０分より、新ごみ焼却施設研修室において整備組合議会臨時会が開催されました。  
提出案件は、議会側提出案件２件、管理者側提出案件４件であります。  
初めに、改選により、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町から新たに６名の方が選任されましたことをご報告いたします。  
まず、議会側提出案件の選挙第１号、整備組合議会副議長選については、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選での選挙が行われ、満場異議なく、本町の星次議員が当選人に決せられました。  
続いて、選任第１号、整備組合議会議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第６条第１項の規定により議長が会議に諮り指名することになっており、会津坂下町の五十嵐一夫議員、湯川村の伊藤幸喜議員が選任されました。  
次に、管理者側提出案件です。議案第１２号から議案第１４号までは財産の取得についてであります。議案第１２号は、沼平第３最終処分場用油圧ショベル１台を取得するもの。  
議案第１３号は、会津坂下消防所柳津出張所配備の消防ポンプ自動車１台を取得するもの。  
議案第１４号は、会津若松消防署城南分署配備の救急自動車１台を取得するものであり、若干の質疑はありましたが、原案のとおり決せられました。  
次に、承認第１号、整備組合監査委員の選任については、議会選出の監査委員の退任に伴い、新たに会津坂下町の山口享議員の選任について満場異議なく同意されました。

なお、資料については事務局へ提出してありますので、御覧ください。

以上で3月会議以降の整備組合議会報告とさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 次に、町長の行政報告ですが、配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

---

#### ○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

9番 鈴木 繁 明 君

10番 横山 知世志 君

の両名を指名いたします。

---

#### ○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第4号から報告第10号、議案第34号から議案第37号までの計11議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和8年会津美里町議会定例会6月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告7件、議案4件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第4号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日公布、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、専決処分したものであります。

次の報告第5号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例であります。総務省令が改正され、令和8年3月31日公布、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、専決処

分したものであります。

次の報告第6号は、令和7年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本件は、令和7年7月会議、12月会議、令和8年1月会議、3月会議補正予算において、繰越明許費の議決をいただきました自治区長事業ほか13事業について繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第7号は、令和7年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書についてであります。本件は、令和7年度内において事業が完了しなかった水道事業について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次の報告第8号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和8年1月3日、町内沼田字取上乙地内において、町道敷地内の樹木が倒れ、走行していた自家用自動車を破損させる自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金13万5,340円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第9号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和8年1月16日、町内和田目字泉新田地内において、舗装面の老朽化による自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金5万4,121円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第10号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和8年1月29日、町内勝原字竹原地内において、除雪車による除雪作業中、停車していた自家用自動車と接触する自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金56万8,600円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第34号は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長及び特定暗号資産に係る譲渡所得等の分離課税の導入並びに固定資産税の免税点引上げ等のため、所要の改正を行うものであります。

次の議案第35号は、会津美里町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例であります。本案は、本条例の運用をより適切かつ円滑に行うため、所要の改正を行うものであります。

次の議案第36号は、会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例であります。本案は、介護保険法施行令の一部改正により、令和8年度の保険料算定における所得段階判定において一部特例を設け保険料を減免するため、所要の改正を行うものであります。

次の議案第37号は、令和8年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ625万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を111億2,374万6,000円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○請願・陳情の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第3、請願・陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙請願・陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙請願・陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

これより請願に係る紹介議員の説明を求めます。

請願第1号 オーガニックビレッジ宣言の実施と有機農業実施計画の策定を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

10番、横山知世志君。

〔10番（横山知世志君）登壇〕

○10番（横山知世志君） 請願紹介者として趣旨説明をさせていただきます。

内容は請願書のとおりであります。概略を申し上げたい。会津美里町でオーガニックビレッジを宣言し、循環型農業を推進、拡大してほしいということであります。ここでいうオーガニックビレッジとは、有機農業の拡大に向け、生産から加工、流通を経て消費者までの一貫した取組を農業者、事業者、地域内外の関係者が参画し、地域ぐるみでの取組をする市町村のことです。農林水産省では、みどりの食料戦略システムを踏まえ、先進的なモデル地区を創出する展開を始めています。現在、福島県では二本松市、会津若松市、喜多方市、鮫川村が取組を開始し、推進対策交付金を受けながら活動しております。

今回の請願者は会津自然塾であり、2003年に発足し、その10年後にNPO法人を取得し活動しております。現在、町内外の会員約70名が登録をしており、うち農家は6名ほどですが、循環型農業、環境に負荷の少ない農業の推進などを通して研修会、講演会の実施、農産物の宅配、マルシェ出店など、幅広く意欲的に活動しております。近隣市町村も関心を深めていることから、今後会津全域に浸透し、移住者の増加や観光面にも寄与できるものと考えます。

そこで、我が町もオーガニックビレッジに取り組み、安心、安全な農業を展開すべきと考え、請願の紹介を受託したものであります。議員各位には、趣旨ご理解の上、ご賛同くださるようお願いを申し上げます。

○議長（大竹 惣君） これをもって請願に係る紹介議員の説明を終わります。

---

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前１０時１８分）

定 例 会 6 月 会 議

( 第 2 号 )

## 令和 8 年会津美里町議会定例会 6 月会議

議事日程 第 2 号

令和 8 年 6 月 4 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開議

第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１３名）

|     |             |      |             |
|-----|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 阿 部 雄 一 郎 君 | 8 番  | 星 次 君       |
| 2 番 | 福 島 雅 典 君   | 9 番  | 鈴 木 繁 明 君   |
| 3 番 | 荒 川 佳 一 君   | 10 番 | 横 山 知 世 志 君 |
| 4 番 | 櫻 井 幹 夫 君   | 11 番 | 根 本 謙 一 君   |
| 5 番 | 長 嶺 一 也 君   | 12 番 | 浜 井 清 隆 君   |
| 6 番 | 小 島 裕 子 君   | 13 番 | 大 竹 惣 君     |
| 7 番 | 村 松 尚 君     |      |             |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 町 長                  | 杉 山 純 一 君 |
| 副 町 長                | 鈴 木 國 人 君 |
| 総 務 課 長              | 渡 部 朋 宏 君 |
| まちづくり<br>政策課長        | 渡 部 雄 二 君 |
| 会 計 管 理 者            | 猪 俣 利 幸 君 |
| 町 民 税 務 課 長          | 大 竹 淳 志 君 |
| 健康ふくし課長              | 高 橋 力 也 君 |
| に ぎ わ い<br>創 造 課 長   | 栗 城 嘉 則 君 |
| 農 林 振 興 課 長          | 目 黒 裕 樹 君 |
| 建 設 水 道 課 長          | 鵜 川 晃 君   |
| 教 育 長                | 歌 川 哲 由 君 |
| こども教育課長              | 遠 藤 香 君   |
| 生涯学習課長               | 歌 川 和 仁 君 |
| 選挙管理委員会<br>書記長（兼）    | 渡 部 朋 宏 君 |
| 農業委員会会長              | 間 舩 一 男 君 |
| 農 業 委 員 会<br>事務局長（兼） | 目 黒 裕 樹 君 |
| 代 表 監 査 委 員          | 薄 久 男 君   |

○事務局職員出席者

|                        |   |   |   |   |   |
|------------------------|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長                | 川 | 田 | 佑 | 子 | 君 |
| 事 務 局 次 長<br>兼 総 務 係 長 | 小 | 林 | 一 | 成 | 君 |

開 議 （午前１０時００分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

---

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第１、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第１号、７番、村松尚君。

〔７番（村松 尚君）登壇〕

○７番（村松 尚君） おはようございます。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項１、小中学校の不登校の現状について。情報化社会の現在、不登校の状態にある児童生徒が増えている。要因としては家庭環境などからくる不登校も多いと思うが、学校で生徒間のささいなトラブルなどから発展し、不登校になる生徒も多いと考察する。

そこで、以下のことについて、直近３年の状況を伺います。１点目、町内小中学校の不登校の推移は。

２点目、不登校になった要因は把握しているのか。

３点目、解消に向け、どのような取組を行っているのか。

４点目、解消した件数は何件あるのか。

質問事項２、ふれあいの森公園の利用について。ふれあいの森公園において、芝生内にて個人的な運動練習をしていた中学生が指定管理者の職員から注意を受けたと保護者より話を伺った。昨年より指定管理者が替わったが、使用する上での基準などの変更などもあったのか。また、そのように運動や個人的な練習を行う上で、禁止区域があるのであれば町民に対し周知する必要があると考えるが、見解を伺います。

質問事項３、吹上総合運動場の周辺環境についてです。吹上総合運動場では、ナイター設備を活用し、多くの方々が野球やソフトボールなどの球技を行っています。近年周辺ではイノシシや熊の出没情報が多くあります。吹上総合運動場周辺は木々に囲まれており、日中球技を行う場合でも不安を感じますが、夜はナイター設備があっても暗い場所も多く、小学校や中学校の保護者の方々から安全性の不安が寄せられていることも多くあります。安心してナイター設備を活用する周辺環境を検討する必要があると考えるが、見解を伺います。

質問事項４、中東情勢からくる影響について。中東情勢不安からくるナフサ不足での影響は、暮らしの中や仕事現場においても大きな影響を及ぼしています。倒産企業も前年対比で増えてきており、特に建設業や建築業のナフサ不足関連倒産が増えてきています。先が不透明な現状を踏まえ、以下の

ことについてお伺いします。

1点目、町発注の公共工事にも予算や工期など、大きな影響があるものと考察するが、現状どのように対応する考えか。

2点目、町内企業に対してナフサ不足の影響など、アンケート等を通して調査などを行っているのか。

3点目、現状が続く場合、住民の暮らしにも少なからず影響が出てくると考察するが、町は時期を見極めた上で必要な支援策を講じる考えはあるのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、小中学校の不登校の現状について、ふれあいの森公園の利用について及び吹上総合運動場の周辺環境についてにつきましては教育長から答弁しますので、よろしく願いいたします。

初めに、中東情勢からくる影響についてであります。1点目の公共事業への影響につきましては、現状入札の不調などは生じておらず、目に見える影響はありません。しかしながら、建築資材の価格高騰、入手困難などを懸念する声も聞かれることから、動向を注視しているところであります。今後町発注工事に影響が生じた場合には、状況に応じ適切に対応をしてまいります。

2点目のアンケート等の調査実施につきましては、中東情勢に起因するナフサ不足は建設業や建築業をはじめとした町内企業にも多大な影響を及ぼしているものと認識しております。また、企業倒産件数が前年度比で増加している現状についても、極めて憂慮すべき事態であると受け止めております。現在のところナフサ不足の影響に特化したアンケート調査等は実施しておりませんが、町内企業の経営状況を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うことの重要性は十分認識しているところであります。今後の対応としましては、商工会や金融機関等との情報交換を通じて適切に取り組んでまいります。

3点目の必要な支援策を講じる考えにつきましては、今後国、県の動向及び町内の現状を踏まえて必要な支援策を検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の不登校の現状についてであります。1点目の町内小中学校の不登校の推移につきましては、令和5年度、6年度、7年度の順に申し上げますと、小学校につきましては15名、17名、15名、中学校につきましては28名、33名、35名となっております。全国の出現率との比較においては、

小学校が平均を下回っておりますが、中学校ではやや上回っております。

2点目の不登校になった要因につきましては、様々な要因が複合的に絡み合っていると考えられますが、令和7年度末に行った調査において、学校が不適應の要因として挙げたものはいじめを除く友人関係、学校生活に対する意欲、生活リズムの不調、学業不振などが上位を占めております。

3点目の解消に向けた取組につきましては、不登校は年間30日以上欠席者をカウントしたものであるため、欠席が続く状況を改善させるための取組としてお答えいたします。まずはスクールカウンセラーや子どもと親の相談員等を活用した児童生徒や保護者の困り感の把握、教員及び関係機関が行う児童生徒や家庭への支援、スペシャルサポートルームや教育相談室、県が設置する不登校児童生徒支援センターなどの多様な居場所づくりや学びの場の確保に努めております。

4点目の解消した件数につきましては、令和7年12月に実施した直近の不登校の定期調査で、不登校に陥っている児童生徒のうち、校長が復帰傾向にあると判断した児童生徒の割合は20%程度となっております。

次のふれあいの森公園の利用についてであります。指定管理者が替わったことで、使用上のルールや基準が変更になったことはございませんが、より厳格に管理指導をしているものと認識しております。このふれあいの森公園は、利用申請の必要もなく、無料で利用できる施設がある一方で、テニスコートや陸上競技場を改修しました多目的広場、ステージがあるふれあい広場、バンガロー及びテントサイトなどについては利用申請をしていただき、許可を得てから利用していただくこととなっております。このように利用申請が必要な施設とそうでない施設が混在しており、また利用方法等の掲示がなされていないため、公園利用者が分かりにくい状況であることから、施設内に掲示を行い周知してまいります。

次の吹上総合運動場の周辺環境についてであります。昨年度の対応としましては、周辺で熊の目撃情報があった際は1週間先までの利用者に対して熊の出没について連絡し、併せて夜間の利用者には利用自粛の要請を行ってまいりました。本年度も同様の対応を継続するとともに、令和7年12月会議の一般質問でも答弁いたしましたとおり指定管理者と連携し、必要に応じた対策を講じてまいります。また、利用を自粛していただく場合には、利用者と協議の上、二本柳運動場や本郷運動場の利用調整を行ってまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 一定の答弁ありがとうございました。

今ほど答弁いただいた中で、中学生については若干多い傾向であるというお話でしたけれども、少しちょっと細くなるかどうか、答弁できるようであればお願いしたいのですけれども、この小学校の不登校推移と中学校の不登校推移、例えば小学校から中学校まで持ち越している生徒さんがいらっしゃるのか、それとも中学校は中学校単独でなっている増加なのか、この人数の変更について、その辺

の把握というのはされているのか、その把握状況だけお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 小学校からの不登校傾向を有する子どもが不登校に陥ったまま中学校生活を送るケースもございますし、よく中１ギャップというふうな言葉もありますとおり中学校生活になかなか慣れ親しめずに不登校に陥るケース、双方ございます。

なお、個々の状況については学校教育委員会と連携しながら把握はしておりますが、詳細な情報については公表しておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○７番（村松 尚君） こちらについてはなかなかセンシティブな話でもありますので、深くお伺いすることは難しいのかなと私自身も思っております。ただし、やはり不登校の生徒さんが増加傾向になっているという部分は、答弁でもいただいたとおり様々な要因が絡み合っているという部分も、複合的になっているという部分もありますし、やっぱり今ほど教育長から答弁いただいたように中学校になったらなかなか慣れ親しまないという。友達環境なのか、それが学校環境なのかというところもありますけれども、やはりそういったところ、これ１から３番目くらいまで一緒になってしまうのですけれども、やはりある程度の要因という部分を把握していらっしゃるわけですから、様々な方策、町の中でも一生懸命取り組んでいることは理解はするのですけれども、やはり早めに気づくことで、少しでも早めに寄り添ってあげることが必要だと思うのですけれども、やはり不登校に陥ってからでないとなかなか手が差し伸べられないのかなと思うのですけれども、早い段階で情報を、不登校になる以前にやっぱり寄り添う。そういったような環境整備というのは、現在のところどのようなようになっているのかお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） それでは、不登校の未然防止の視点でというおたしだというふうに思いますけれども、これまで我が町では当然教師の旧来からの勘に頼る指導も当然ながら、やはりもう少し厳密なエビデンスに基づいた予防的措置を取るべきだということで、こども家庭庁の実証事業等でこどもデータ連携活用した予防措置を取ってきたわけではありますが、昨年度からはそれに加えてＹＯＳＳ（ヨース）システムというものを導入しまして、子どもたちの様々な現状を教師の観察から詳しく見まして、その観察データを基に校内での検討、そして関係機関の職員、町の職員も当然ですが、例えばスクールソーシャルワーカーであったり、スクールカウンセラーだったり、様々な方々が一緒になって子どもたちの支援の要否、必要かどうか、そして実際にどのような支援をしていったらいいかということを検討して、プッシュ型で解消を目指すというふうな取組をしております。今年も当然継続いたしますので、不登校の抑止につながればというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○７番（村松 尚君） 様々なデータを活用して、早い段階でそういう活動をしているという部分、

非常に不登校、少しでも解消する部分で大切なことだと思います。やはりデータだけでは計り知れない部分もありますので、データはデータ、先生方の目線、様々な目線でそういった取組、様々な視点でのデータの取り方という部分も今後お願いしていきたい。こちらについてはもう少し先を様子を見ながら、今後注視していきたいなと思います。

最後の解消した件数ですけれども、こちらについても20%ということでご答弁いただいています。20%が高いのか低いのかというのは、これは様々な視点でありますけれども、それでもやはり解消に少しでも進んでいるという部分は私自身は評価したいと思っています。1人でも2人でもやはり学校生活のほうに戻っていくという部分で、これはなかなか生徒さんがいる話ですから、これを少しでも向上させていくためという部分は、やはり先ほどお話いただいた部分を、Y O S S（ヨース）のデータだったり、様々なデータを活用した上でやっていくと。それで、少しでも不登校解消に向けていくという部分でいいのか、そこら辺の確認だけお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 村松議員、もう一度要点を絞ってお願いします。

○7番（村松 尚君） 不登校は今20%ということですので、これを少しでも30%、40%と上げていくためのシステムというのは、先ほどご答弁いただいた様々なデータを活用した上で、少しでも不登校児童の解消に向けていくのか、それとも数字を上げていく上で、少しでも、5%でも10%でも上げていくような取組というのはどのようなことですかという部分の確認の部分です。お願いします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 不登校の解消というのはなかなか難しい問題でありまして、不登校は1度30日という休み期間を超えてしまうともう不登校ですので、それから少し改善しても、それは消えないデータになってしまうわけですが、学校としましては教育委員会も支援しながら、とにかく子どもたちの学びを止めない。不登校であっても、様々な学びの手段を与えて学んでいただく。そして、ひきこもりにならない、孤立しない、そういうふうな取組をしているわけであります。様々なやっぱり子どもたちの不登校の要因であったり、子ども一人一人がやっぱり実態が異なりますので、それに合った対応しながら、復帰率を少しでも上げていくというのが私は非常に大事だというふうに思っています。ただ、校長が認識した復帰率というのは、以前よりも学校に通うようになったというふうな尺度で見えておりますので、それが20%程度であったと。実際には学校に来れなくても、例えば本郷の地域づくりセンターにあります教育相談室で学習に通っている子どももいますし、県の教育センターの不登校児童生徒支援センターでオンラインでつながって、交流や学びをしている子どももいますし、様々な道で子どもたちの学びを止めない、そしてひきこもりにならないような体制を今後とも、進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 少しでも不登校になる生徒が少なくなること、また復帰傾向にある、復帰で

きるような環境であったり、復帰できるような道筋をつけていただくことを期待しています。

では、2点目です。質問事項の2問目に移らさせていただきます。ふれあいの森の公園であります  
が、やはり境界線がなかなかない。指定管理者が替わって、より厳格になったという部分は一定の理  
解はするのですけれども、やはり今まで従来使っていた生徒さんや児童さんがなかなか使いにくくな  
る。ここまでではいいだろうという部分が駄目になる、多分そういった部分も出てくると思うのですけ  
れども、こちらについてはやはりここからここまで、今まで使っていたものが使えなくなるという当  
然不具合という部分も出てくるとは思うので、やはり周知であったり、当然借りの方々に対しての周  
知、見やすいような情報であったりというのを出す必要があると思うのですけれども、こちらにつ  
いては何らかの掲示をするというお話をいただいていますけれども、これは看板の設置という形なのか。  
それとも、それ以外で当然借りの場合であっても、分かりやすいような、指定管理者さんのほうから  
伝えるに、借りの方に対して分かりやすい情報というのも必要だと思うのですけれども、そういった  
部分も総ぐるみで見直す必要もあるのかなと思うのですけれども、その辺のお考えいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、歌川和仁君。

○生涯学習課長（歌川和仁君） ただいまのご質問でございますが、利用状況の情報提供につきまし  
ては、現在町のホームページに掲載しているところと、あと現地のところがございます看板があるの  
ですけれども、その看板に今施設がどういう状況になっているかというところが表示されているだ  
けでございます。教育長の答弁にもありましたとおり、そのマップ的な看板なのですけれども、その  
マップの看板を見ても、どこに申請が必要なのかとか、ここは有料なのか、有料ということは申請  
が必要だとか、そういった表示がないものですから、町のホームページだけで、やはり必ず皆さんが  
見てくれると限りませんので、今ご指摘のあったようにその看板、今あるマップ的な看板に対して、  
一時的な処置にはなってしまうのですけれども、利用申請と有料だ、ここは申請は必要なくて、無料  
だと、そういうような表示をしていきたいというふうに思っております。

なお、次年度におきましては、今ある看板が、そのものが古い看板でございますので、次年度には  
そういった図面的なマップ的なところに利用の申請、有料だとか、そういった情報を落とし込んで設  
置できるように予算化のほう検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） やはり非常に分かりにくいというのは、ご存じのとおりステージ前の芝生の  
部分だと思うのです。今回指摘を受けたという児童さんもそこで受けていると。今まで、私なんかは  
あそこが有料だとは正直気づいていなかった。逆に言うと、今まで多分従来使っていらっしゃる方々  
もふれあいの森のステージ前、俗に言う、昔であればワイン祭りで普通に鉄板を敷いてイベントやっ  
ていたようなところが、まさかあそこが有料だとは多分気づかなかった方が非常に多かったのではな  
いかなと思います。やはりそうすると、今まで従来で使っていた方々、当然これは物によっては、例  
えばサッカーならどうなのかと、これならどうなのか、これだったら大丈夫ではないかどうかってい

ろいろあると思うのですけれども、やはり指定管理者の目線の中で、やはりある程度もうここはしっかりと有料なエリアなのでといったときに、利用者からすれば今まで無料で使えたのに、何で急に有料なのですかという話も出ると思うのです。そうした意味合いでは、やはり早急にホームページ等である程度町の情報としてここはもう有料区間だと。やはり分かりにくい。借りる方だけではなく、何も言わずに無料だと思って多分来る人もいると思うのです、下のトラックだけではなくて。やはりそういった方々、今まで多分従来何も考えずに使っていた方々にも、そういう方はやっぱり周辺の方であったり住民の方、町外の方も当然いらっしゃると思うのですけれども、そういった方にはやはり情報として早めに出しておかなくては、毎回毎回例えばやはりスポーツをする、スポーツをさせてもらうというような位置づけで来る施設として考えれば、なかなか来たら、そこは今度有料なのですと。あれ、この前はできたのにというような意識の違いという部分が出てくると思うのです。そうならないように、やはり早い段階で少しでも情報を、次年度の看板とかはまたそれはそれでいいですけども、やはりそのエリア、一番分かりにくいのはあのステージ前のエリアだと思うので、そこに関して明確にやっぱりここは有料エリアですよという部分を早めに告知していかないといけないのではないかなと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（歌川和仁君） 村松議員のご指摘ごもっともだと思います。ステージのある広場、そちらについては、やはり駐車場から改修しましたトラックに向けての通り道のような形でもあるのです。芝生でつながっておりますので、一見すると本当にただ芝生の広場みたいな形になりますので、そこがやはり誤解を受けやすい、非常に分かりにくい施設だというふうに私も思っております。一刻も早い情報提供必要だということでございますので、その点につきましても早急に対応してまいりたいというふうに思っております。

今回は管理人の方とも確認はさせていただいているのですけれども、これまでステージのあるところ、場所についてはふれあい広場というふうにいるのですけれども、ふれあい広場を通常サッカーだとかキャッチボールぐらいでは実際は利用料金までは取っていなかったというのが実情なのです。実際手数料いただく場合は、基本的にはもう例えば計画的な事業でもって、ここを使用したいというような形の場合にはいただいておりますが、駐車場に來られてキャッチボールだとかサッカー、小さい子は公園のほうで遊んでいって、少し大きいお兄ちゃんたちがそこで遊ぶというような場合は今後指定管理者と整理、確認し、町体育施設条例第12条に基づいて対応してまいります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうすると、やはりその判断が難しいところになってくるのかなと思うのです。ここからここまでならいいよ、ここからここまでのあれならサービスするよというのも、またこれはなかなか、それはそれでまた大変なことだと思うのです。ここは大丈夫、例えばボール投げくら

いただたらいいですよ、ただボールが硬球ですか、軟球ですか、何ですかという部分も出てきますし、もともとが有料として借り受けしなければいけない場所であれば、有料として借り受けしなければならぬ。これはこれで致し方ない部分だと思うのです。ただし、今までこれだけ長い期間やっぱり目をつぶってきたと言ったらおかしいですけども、そういう環境下の中で使用した方々に対する若干の、多かれ少なかれ影響だったり、理解していただくためには町から情報をやはり出していかないと、これから先も、ではサッカーだったらいいのですか、ではキャッチボールだったらいいのですかとかといってしまうと、それが極端な話、ではキャッチボールはいいけれども、ではバット持ってきて、バットで軽く草野球みたいな軽くやろうかなんていって、話が大きくなっていって困ってしまいますし、やはりある程度そこは線引きで、ここから先はもう有料地で仕方ないという部分は部分でいいと思うのですけれども、やはりそこはしっかりと早急にそういった情報という部分を町民の方々に、本来であれば今回のトラックとかができた場合、ここまでが、極端な話、有償エリアだということを広報を出す、一つの一環として何か広報紙であったり、何かのタイミングでやはり住民の方々に周知する必要があると思うのですけれども、最後にその部分だけ確認させてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（歌川和仁君） 特にふれあい広場の判断が難しいということでございますが、ホームページのほうにはその旨記載してあるよということなのですけれども、それ以外に現地でも分かるような形を取っていきたいということでございます。運動の種類、遊びの種類といいますか、それを一々このケースは駄目だとかということではなくて、この施設を使うに当たりまして、利用の制限というのが条例で定めております。例えばなのですけれども、条例の一つに施設等を損傷し、または滅失するおそれがあるときということで施設自体にダメージを与えてしまうとか、あとは施設等の管理上支障があると認められるときと。管理人の方が管理上、するに当たって支障が出る場合、そういった場合は利用を遠慮させていただくというような形で決めてございます。

今回そもそもなぜ職員のほうから注意があったかといいますと、恐らく今まで例えばサッカーだったり、キャッチボールでしたら注意をすることはこれまでもなかったと思います。ただ、今回の注意をされた競技の種類がジャベリックスローという、一見やり投げのような競技をされていたということで伺っております。ジャベリックスローというのは、小中学校の中体連で行うようなスポーツでございます。イメージ的にはペットボトルを細くした、長くしたようなものを、投てきですので、40メートル、50メートル、60メートルというような形で遠投するというようなスポーツでございます。その管理人の方は、遠くで見ていたときに、やはりロケットのような形を遠投しているものですから、その形状がどういうものかもなかなか分からなかったと。そのために施設の周りを周辺で歩く方がいらっしゃれば危険ですし、風も強ければ駐車場の自動車のほうにも当たるおそれがあるということで、申請している、していないにかかわらず、その競技を見て、ちょっと危険だなということで注意をしましたということを伺っております。ですから、まずは利用者にとって分かりやすいように明示をし

ていく、表示をしていくということと、あと管理者の方の判断、こちらは町にとっても適切な判断だったというふうに考えてございますので、そういった利用の制限に当たらないような形であれば、これまでとそれほど遜色ない利用になるのかなというふうに考えております。取り急ぎ、まずは皆さん分かるように、大至急そういった表示をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 分かりやすいような表示という部分でお願いしたい。やはり使う世代、使う人によって視点も様々ですし、また管理する側にとってもやはり視点は様々だと思います。なので、過度にこれがこうだ、ああだと言うつもりもないのですけれども、ただ原則上はそこは有料の区域なのだという部分はやっぱりしっかりと明示しておかないと、曖昧と言ったらおかしい。ふれあい広場というのが非常にグレーなエリアになってしまいますので、それは極端な話、トラックを借りる方々にとってもひょっとしたら不利益になる可能性もゼロとは言えないので、エリア的にはそちらのほうのエリアに付随するような部分だと思いますので、なのでそこら辺しっかりと見極めながらお願いしたいなと思います。

では、2問目については以上です。

3問目であります。3問目に関しても、これがなかなかもうイノシシであったり、熊であったりと非常にしやすい地域であります。ご答弁いただいた中ではやはり目撃情報があった場合というのですけれども、その目撃情報という部分がなかなかこれも曖昧。使用中に出る可能性もあるという。利用者の方々からお伺いする話では、やはり利用している最中に出た場合という部分の表現が非常にどうしても強い。前に出て、例えば自粛期間、使えないですよという、一回閉鎖期間となっている部分なら別なのではけれども、やはり結局リアルタイムで出てしまったらどうするのだというような話なのです。そうすると、周辺環境何とかしてもらえないかという、何とかならないかというような意見がどうしてもやはり出てしまう。確かに実際この問題に関しても、非常に難しいところではあるのです。ただし、周りが非常にうっそうとしていますし、非常に周りが暗い。夜ナイター設備があっても、やはり森の中であったり、そういったところはやはり見えづらい。ですけれども、野球やソフトボールをやる子どもたちだったり、生徒さん、大人の方もそうですけれども、やはりそういったところに例えばボールを拾うためとか守備範囲のためという部分で、そこら辺にかぶる人たちもいるという部分でやはり非常に困惑しているのかなという部分、ましてや近年の鳥獣被害を考えると、そういうふうに考えているのかなと思います。やはり指定管理者の方々と連携して必要な対策という部分なのですけれども、これ実際マニュアルどおりの内容でやるしかないのかなと思うのですけれども、自粛した場合こういう場合での協議、例えば今利用されている団体との協議というのは今後例えばされていくのか。それとも、今現在例えばどういった不安がありますかとか、そういった聞き取りであったり、話であったりという部分は伺ったりしているのか、その辺の現状お伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（歌川和仁君） 利用されている方々に対して聞き取りされているのかという質問なのですけれども、現在そのような聞き取りということは行ってはおりません。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） やはり団体から聞き取りしたから、どうだという部分、それを指定管理者を通して聞き取りするのがいいのか、どういった意味合いで聞き取りをするのがいいのかという部分は、見方は様々あるかもしれないですけれども、やはり情報の一つとして、実際利用者の生の声というのですか、利用者の方々の不安であったり、利用する上での利用者の気持ちという部分はやはりつかんでおくべきだとは思っているので、その辺しっかりと対応するべきだと思うのですけれども、その辺のお考えお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（歌川和仁君） 使われている方の生の声、確かにどういった気持ちでスポーツをされているのかというのを理解するには非常に大事なことだと思っております。今後につきましては、そういった形でも聞き取りとか伺っていきたいというふうに思っております。

なお、聞き取りの以前として、まずは指定管理者と緊密な連携によって、まずは施設に寄せつけない、近づかせないという対策を取ってございます。昨年と同様ではありますが、まず熊が出没した場合は一刻も先、まず指定管理者の方に連絡をいたします。あわせて当日使っている方もしくは夜間とかに使われる方に対して利用の自粛をしております。また、1週間先の利用団体の方々にも情報共有ということでお知らせをしております。今までですと、指定管理者の方がその場所を貸す前に一旦施設を1周して、安全確認をしてからお貸ししておりました。最近なのですけれども、6月からはその安全管理と併せてまず爆竹を鳴らすということをしております。それから、また利用している最中にもなりますけれども、貸す前から1時間を経過すると、また爆竹を鳴らして再度追い払いをしているというような形を取ってございます。昨年同様、やぶ等の刈り払い、こちらも行っておりますし、あとごみ、誘引物の対策ということで、食べ物をまず持ち込まないといいますが、置いておかない。袋についても同じですというような形で周知徹底しておりますし、併せてごみ箱の設置も、これ撤去してございます。熊を寄せつけない、熊だけに限りませんけれども、そういった対策も併せて行っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 6月からとはいえ、そういった新たな対策というのはですか、利用者が少しでも利用しやすい、気持ちよく使っていただける、そういった環境を整えているという部分は、非常に私自身はよかったなと思います。また、緩衝帯であったり、例年やれることの中で、やはり限界はあ

と思うのです。確かにその中で、やはり相手も生き物ですから、移動はするのでしょうか、そういった中で1時間置きに爆竹をすると。熊よけ花火でもいいですけども、いずれにしろそういった音を出すようなことをしているという部分は非常に、特に夜間なんかは効果的ではないのかなと思います。これは、昼間、例えば午後なんか利用する方のときも同じような感じでやっているのですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（歌川和仁君） 音を鳴らす対策は、日昼夜問わず、必ず貸す際には行っておりますので、日中でも同じように対応しております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） それですと、利用者の方々も気持ちよく借入れされているのではないかなと思いますので、少しでも利用者の方々の不安払拭のために、今後できることをお願いしたいと思います。

それでは、最後、質問事項4つ目の中東情勢の絡みであります。公共工事に関しては現在のところ不調等はないということであります。影響が生じた場合は状況に応じて適切に対応していくという答弁いただいていますけれども、これは具体的には工期であったり、予算であったりという部分、工金額であったりという部分を含めた上での考えなのか、適切な部分の考え方について伺います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、渡部朋宏君。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

当然建築資材の高騰であったり、工期等々もありますので、相手方との協議の上、必要に応じた対応はさせていただきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） これは、現在の中で、実際ナフサ不足の中で、段階的に物の値段がどんどん、どんどん上がっていています。そういった状況の中での例えば公共工事を予算を組む上で、それはもう常にブラッシュアップしながら、課内の中では協議した上で、少なからずそういうことは反映しながら今現在やっていらっしゃるのか、それとも何かあって、業者のほうで不調があってから、そこで考えるという考えなのか、その辺はいかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（渡部朋宏君） まず、適切なルールに基づいてできるかどうかという判断があるかと思えます。あと、あくまでも相手方の要請を踏まえて、内部的にその内容が適切なかどうかということと判断するということになるかと思えます。入札の不調があってからかどうかという部分については、現段階でそういう状況にありませんので、今後の検討課題かなと思っております。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 不調になってみないことには、これもう正直分らない部分でありますけれども、周りを見る限りはアスファルト1つとっても40%から50%程度値上げをしている。特に合材関係に関しては非常に過度な値上がりをしているという部分もありますので、国のほうで目詰まり解消という部分もしていますけれども、もう実際それが地方まで流れてくるまでには非常に時間がかかると思いますし、一番難しいのは上がったものが下がるのかというところの判断基準もあると思うのです。そうすると、またなかなか難しいところで、これ多分業界の中でも非常に、今50%ぐらい上がったら、45%ぐらいまでに下がるのではないかとかというのがありますので、その辺は適時適切にご対応願いたいと思います。1点目は結構です。

2点目ですけれども、こちらについてはやはり生の声というのですか、やはり現状をつかむ上で、確かに本来であれば自営業者が集まるのはやっぱり商工団体だと思いますので、そちらのほうの意見という、そちらのほうで本来であれば率先して会員の声を聞くという部分が本筋だと私は思うのですけれども、なかなかそういった情報という部分はやはり所管としても持っておかなければいけないですし、やはりそういった、ましてや昨日、今日始まったわけではなくて、これは3月の末ぐらいからナフサ不足というのは一気に来ましたので、足かけもう2か月、4月、5月となっていますので、そういった意味合いで情報という部分はやっぱり早急に、第1弾の早急、例えばこれは段階的にどういうふうになってきているのだと。今回のナフサ不足で町内の事業所なり、経済という部分がどういうふうに変まっているのだという部分をやっぱり把握するということは大事な部分だと思うのです。そういった意味合いで、やはり経営状況を判断するにしても、いずれにしてもアンケートなりなんなりで聞かなければならないことですし、商工団体に対して。そういった部分、やはり商工会を通じてでもいいですけれども、そういったやはり現状を、町内の事業者、中小企業がほとんどですけれども、小規模事業者も含めて、そういった情報をやはり町としてもひとつつかんでおくことは必要だと思うのですけれども、その辺のお考え再度お伺いします。

○議長（大竹 惣君） にぎわい創造課長、栗城嘉則君。

○にぎわい創造課長（栗城嘉則君） お答えをいたします。

状況の把握についてでございますけれども、先ほど町長答弁のほうでも申し上げましたとおり商工会や金融機関と連携をしまして情報を交換をしながら、町内の中小企業、小規模事業者の方の経営状況の把握、現在のナフサ不足と言われる状況を把握するというのは必要だというふうには考えております。現在アンケート等は実施しておりませんが、今考えられている一つの選択肢としては4月の下旬頃、県の振興局の方が商工会のほうに訪問されまして、今後物価上昇等々のヒアリングをする予定だというような情報も入っておりますので、今後そういった商工会と意見交換をしながら、そのヒアリングの状況等をこちらのほう、町のほうとしてもいただきながら、町内の中小企業、小規模

事業者の方の現状の問題、経営の状況等を把握していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 本来であれば商工会がもっと率先して、情報をつかむために会員向けにアンケート調査をするべきな部分ではあるのかなと。ましてや様々な団体が例えば要望するなりなんなりという部分は、こういったもし影響が出ている企業があれば。ただ、声が上がってこないということは、今回の影響はないのかなというふうにとられざるを得ないのかなと、私自身はそう思います。

今後そういった意味で振興局のほうで聞き取りをするというお話もありますし、町の経済状況をやはりしっかりつかんでおかないと商工会も、商工会の中の工業系の人たちの事業がうまくいかない。廃業せざるを得ない。ただでさえ今物価高騰、そのほか後継者不足、様々な問題が要因していますから、ナフサ不足なんていうのは一つの資金繰りのほうの話ですので、そういったところをしっかりと商工会のほうにやはり伝えていただいて、やはり商工会のほうをしっかりと動かしていただく。意見交換を密にお願いしたいと思うのですけれども、最後にちょっとその部分だけお伺いします。

○議長（大竹 惣君） にぎわい創造課長。

○にぎわい創造課長（栗城嘉則君） お答えします。

経営状況の状況をつかむ必要があるというご質問でございますけれども、確かに商工会を通して情報、町内の中小企業、小規模事業者の方の経営状況をつかむというのは十分必要だというふうに考えております。なぜかといいますと、今後町内の中小企業、小規模事業者の方の経営に影響が出てくるといった場合は運転資金の状況にもなってきますので、今後町の中小企業振興資金融資制度という現行制度がございますので、そういった制度を今後使っていただくというような支援の状態に移り変わってきた段階では、当然商工会の方が中心となって、中小企業の方に対して情報等を提供するようになりますので、当然商工会のほうと高い緊張感を持って、情報交換をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 本当に緊張感持たないと、家を1つ建てるにしても、様々な業界、業種の人たちが入ります。その中の一つが、ピースが止まっただけで、基本的にはもう現金にならないのです。支払っていただくことはできないので、そういった意味合いも含めて、あくまでもこれは一つの話ですけれども、建設業界であっても、道路1つ造るにしても、何するにしても、やはり一つのピースがずれるだけでお金が回らない状況が生まれてくる可能性もある。やっぱりそこら辺はしっかりと商工会と緊張感を持ってお願いしたいと思います。

では、最後3点目ですけれども、これに関してもなかなかやはり国、県の動向がないと、なかなか支援策であったり、対策という部分は打てないと思います。住民の暮らしもそうですし、家業をやっ

ていらっしゃる方もそうですけれども、今後国、県の動向を注視していただきながら、やっぱり必要に応じて町独自としてもそこにプラス、町独自としても考えていく必要もある可能性があると思うのですけれども、最後にちょっとその部分、町独自としての支援という部分も、これは今現段階でやれという話ではなくて、やっぱり先を見ていって状況を鑑みたとき、こういった状況がずっと続く場合での、町独自としても国、県に頼らない、国、県にプラスするような形になるのかどうなのか分からないですけれども、そういったようなやはり支援策というのをもひとつ考える必要はあるのかなと思うのですけれども、これ今すぐという話ではなくて、中長期的にこのような状況が続いた場合という部分での考え方をお伺いします。

○議長（大竹 惣君） まちづくり政策課長、渡部雄二君。

○まちづくり政策課長（渡部雄二君） それでは、お答えいたします。

中長期的に見て、町独自の支援が必要ではないかというおただしでございます。ナフサ不足につきましては、やはりエネルギー政策であったり、国際情勢の影響を強く受けるものですから、自治体単独での対策には限界があるかなというふうに思っております。ですので、これから国補助金の活用が現実的で効果的であるというふうに認識をしておりますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと思います。その中で自治体独自の支援の上乗せが必要かどうか、庁内で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで、次の一般質問準備のため、11時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時59分）

---

再 開 （午前11時10分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第2号、2番、福島雅典君。

〔2番（福島雅典君）登壇〕

○2番（福島雅典君） おはようございます。2番、福島雅典です。それでは、通告に従い質問させていただきます。

1、耕作放棄地対策事業について。近年担い手不足や高齢化などにより、耕作放棄地の増加が課題となっております。本町においても農地の有効活用や担い手への集積は重要な取組であり、令和8年度予算において耕作放棄地対策事業が計上されております。

そこで、事業の進捗状況や実効性のある取組について伺います。1、耕作放棄地対策事業については、タブレット端末を活用した農地の利用状況調査を実施し、担い手への集積につなげるとしてまいります。現在までの状況について伺います。

2、タブレット端末を活用した農地の利用状況調査は、町全体を対象とした調査や利用意向確認など一定の作業量が想定されます。調査ではどのような項目を把握し、またどのような体制、スケジュールで実施していく想定なのか伺います。

3、調査後の利用意向確認や農地を貸したい方、借りたい方へのマッチングについてどのような仕組みや窓口で進めていくのか伺います。

4、遊休農地の解消には、調査だけでなく、継続的な情報発信やマッチング体制の構築が重要と考えます。今後デジタル活用も含め、どのように実効性のある取組へつなげていくのか考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、農業委員会会長、間船一男君。

〔農業委員会会長（間船一男君）登壇〕

○農業委員会会長（間船一男君） 農業委員会会長の間船です。よろしくお願いします。2番、福島議員の質問にお答えいたします。

耕作放棄地対策事業についてであります。1点目のタブレット端末を活用した利用状況調査の状況につきましては、8月の利用状況調査実施に向け、現在調査用タブレット端末のデータ更新等の準備作業を進めているところであります。

2点目の利用状況調査の調査項目及び体制、スケジュールにつきましては、本調査は農地法第30条及び県農業会議が策定する農地パトロール実施要領に基づき実施しております。体制といたしましては、管内農地を10地区に分割し、農業委員、農地利用最適化推進委員の22名が農地1筆ごとに現地調査を行います。調査項目といたしましては、昨年までのデータと比較し、雑草が繁茂しているなど、遊休、荒廃程度の進行度合い、または解消された遊休農地を確認し、調査結果をタブレット端末へ記録いたします。調査時期といたしましては、毎年1回、8月から9月の期間で調査を行っております。

3点目の調査後の利用意向確認及びマッチングの仕組みや窓口での進め方につきましては、調査の結果、遊休農地と判定した農地を対象に、農地法第32条に基づき、農地における利用意向について調査書を発出してあります。その利用意向調査結果や窓口での相談に基づき、地域計画に位置づけられた担い手等へのマッチングを行い、耕作放棄地の発生抑制及び解消を推進し、農地利用の最適化を進めてまいります。さらには担い手等への農地集約、集積化に向けて、農地中間管理機構へ情報提供を行っているところであります。

4点目のデジタル活用を含めた実効性のある取組につきましては、遊休農地の解消には毎年の利用状況調査に加え、デジタル技術を活用した継続的なマッチング体制の構築が重要であると認識しております。今後は町ホームページやライン等を活用した出し手、受け手の農地の情報発信など、マッチング体制の構築を調査研究してまいります。また、遊休農地再生事業補助金を活用し、遊休農地の再生及び有効活用を図る農業者を引き続き支援してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 福島議員。

○2 番（福島雅典君） 答弁ありがとうございます。

まず、1 点目なのですが、8 月から 9 月で開始ということで、多分猛暑の中だと思いますので、調査する方は水分取って、健康に気をつけて調査してください。よろしくお願いいたします。

このタブレット端末を利用した農地調査なのですが、開始はいつから、以前、一番最初開始されたのはいつぐらいからこれを開始されておられるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（間船一男君） タブレットを利用し始めたのは、令和 4 年からでございます。

○議長（大竹 惣君） 福島議員。

○2 番（福島雅典君） ありがとうございます。

調査において把握した農地情報について、今まで担い手の方とか新規就農で、そういったデータ、マッチングにつながった事例とかがあってあるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長、目黒裕樹君。

○農業委員会事務局長（目黒裕樹君） お答えいたします。

今までの調査結果に基づく担い手のマッチングなのですが、担い手につきましては事例はございますが、新規就農者の方に対しては事例はない状況でございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 福島議員。

○2 番（福島雅典君） タブレットを利用した利用状況調査については、比較的限られた予算で実施される計画となっております。そこで、調査謝礼や機器の借り上げ等、その他経費を含め、どのような費用構成で事業を進めていくのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（目黒裕樹君） お答えいたします。

調査に係る経費でございますが、調査員の方々への謝礼、調査用のタブレットを利用いたしますので、そのタブレットのリース費用、システム使用料、通信費、そういった構成となっております。

○議長（大竹 惣君） 福島議員。

○2 番（福島雅典君） ありがとうございます。この予算が 21 万という予算だったもので、それで私としては町全体の耕作放棄地をこの予算でどうやって調べるかというのがちょっと疑問に思いましたもので、昨年のデータを基にされるということなので、それで分かりましたので、確認いたしましたので、ありがとうございます。

あと、こちらの 3 番のマッチングの仕組みのところなのですが、具体的なマッチングとか何か、今町のほうで考えられておられるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（目黒裕樹君） お答えいたします。

現在のマッチングでございますが、窓口での情報提供、こちらに基づきまして、地域計画である担い手の方、または認定農家の方への情報提供、そういった形でのマッチングを取り組んでおります。

○議長（大竹 惣君） 福島議員。

○2番（福島雅典君） ありがとうございます。

私がいろいろと市町村の農地のマッチングを調べたところ、ほとんど先行事例とか見ていると、借りたい人と貸したい人のマッチング、エントリーしてください、登録してくださいって、それで終わっているのが結構多いのです。やっぱり本当に貸したい、借りたいという人は、もっとやっぱり詳細が載っていたりとか、あと先行事例で私目に留まったのが長崎県の西海市というところの農地のマッチングだったのですが、そちらの場合ですと、それで農地の詳細とか書いてあるのですが、今の現状と、あと航空写真とかも載っておりまして、借りたい人でも一目瞭然で、こういう場所なのかというのがもう視覚ですごく分かるようになっていまして、ほとんどがもう先ほど申しましたように、そういったデータが載っていないのがほとんどだったので、もし今後マッチングとかをデジタルで考えておられる場合でしたら、そういったいいところを取り入れて、また町独自でも新しいシステムを構築されればいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（目黒裕樹君） お答えいたします。

現在デジタル活用した情報提供はできておりませんので、そういった地図データもしくは受け手の情報等、そういったものを一体化したデジタルの情報、そういったものが構築できるのかどうか、そういったところまで含めて調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 福島議員。

○2番（福島雅典君） 答弁ありがとうございます。

デジタル活用についてなのですが、ちょっと私が思ったことがありまして、今もうそのマッチングに近いものが町にあると思うのです。というのは空き家バンクです。空き家バンクは、家を例えばハウス、例えば倉庫、そういったものを思っていて、あと土地は田畑、それを今空き家バンクで使っているテンプレートというのですか、骨格をそのまま利用して、デザインとか一緒になると思うのですけれども、ただその文言を変えたりとか、当然ルールを変えたりとかして、それを流用してつくることも可能かなと思うのです。そうすることによって、開発のコストとかも一からつくるわけではないので、そのまま流用して、ある程度もうできているので、そこに今蓄積された、集積されたデータをそこにいれ込んでいって、あとその画像とか家とかの画像も当然載っている。土地の画像も載っていますし、そこに当てはめていけば、そのまま流用してつくれるかなと思うのです。導入スピードも例えば一からつくるのであればかなり時間もかかると思うのですが、そういった骨格がも

うあるのであれば、そこに先ほど申しましたように当てはめていくだけなので、もう導入スピードもかなり早い導入ができると思うのです。あと、今まで空き家バンクのサイトというのが立ち上がっているので、多分管理とか、住民の方とか、そういった人たちも使いやすいと思うのです。新しくするとまたややこしくなったりとかして、例えばこちら空き家バンクのサイト、こちらは耕作放棄地や農地のサイトと2つあって、例えばお互いをリンクさせて、例えば新規就農と同時に移住もしたいという方は両方とも見ることもできますし、リンクさせることによって、両方とも情報が一括で入ってくるかと思うのです。そういった使用方法も私はできるのではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（目黒裕樹君） お答えいたします。

空き家バンクの情報システムということでございますが、そういった形で耕作放棄地についてもこちらの空き家バンクのシステム等を導入できるのかどうか、今現在ちょっと調査をしてみないと判断できませんが、デジタル活用という観点ですと、その一環として検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 福島議員。

○2番（福島雅典君） 前向きな答弁ありがとうございます。

予算化された調査によって、町には確かにやっぱり情報の集積がどんどん進んでいくかと思います。しかし、それをやっぱりどう発信するか、どう見せるかで本町の農業の未来がかかっていると思うのです。会津美里町は、もう水はけがよく、ミネラル豊富の肥沃な扇状地という最高の自然環境が整っていきまして、そして他の地域よりも高い年齢層までカバーしてくれる手厚い農業支援体制もあります。僕これ調べたのですが、本当全国的にも限られた数しかやっていないような新規就農者育成奨励事業というの、私もそれを受けましたので、こんなにいい事業、制度があるのをもっとやっぱり全国に発信していけば、こんな豊かな土地があって、こんな制度があって、そして日々情熱を持って土に向かう素晴らしい農家さんたちがいらっしやって、僕の中でこれだけ強みがあるところでないと思っていますぐらいです。これをしっかりとそういったマッチングとかで落とし込んですれば、もう本当に農業で移住したい市町村のトップテンにもランキングが入るぐらいのことができるかと思っています。

こういったいい支援があるのを上手にやっぱり使っていって、マッチングすれば、例えば若い方はいろんな制度がたくさんありますが、やっぱり50歳以上とかなると、なかなかそういう制度がない。でも、ここに、この町にはあるのです。そうすれば、例えば若い人だと1人で来られました。そこで、1人ですけれども、今度そこで所帯を持ったりとかしてどんどん人が増えていって、持続型で増えていくだろうと思うのですけれども、50代とかなってきますとファミリー、もう子育ての終わっている方とかも多くいらっしやると思いますので、夫婦で来られたりとか家族で来られたりとかして、まず1人の移住者だったところが例えば4人とか3人とかという、倍で人口も増えいくかと思うのです。

なので、農業をする方も増えて、人口も増えて、せっかくいいものを持っているのに、もっと上手に情報発信していけば、本当にもう間違いなくポテンシャルの高い町だと思うのです。志を持った移住者とかが担い手温かく迎え入れて、この豊かな農地を次世代へしっかりつないでいくために、デジタルを使った見える化、攻めのマッチングみたいな感じで、一步踏み出していっていただければすごく私はこの町がよい方向へ動くと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（目黒裕樹君） お答えいたします。

様々な支援に関しまして、情報提供でございますが、ホームページ等での情報提供はなされておりますが、もっと幅広い情報提供が必要と考えております。先ほど来言っています遊休農地に関する情報等、そういったものと絡めまして、ホームページ以外でもどういった情報提供ができるのか、先ほど言いました地図データのシステムとか、そういった話もございましたが、そういったものまで含めまして町の支援策、広く情報提供ができるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 福島議員。

○2番（福島雅典君） ありがとうございます。一步踏み出していただくことによって、強く要望いたします。私もやっぱりこの町へ移住させていただいて、農業をさせていただいて、本当にいい環境で今生活ができていますので、そういった方をもっともったこの町に増やしていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

私の一般質問これで終わりにいたします。

○議長（大竹 惣君） これで福島雅典君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時39分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次に通告第3号、6番、小島裕子君。

〔6番（小島裕子君）登壇〕

○6番（小島裕子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1、つながりづくりポイントについて。町民の高齢化に伴い、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯が多くなり、地域活動への参加の減少、ご近所とのつながりの希薄化が感じられます。元気で楽しく、いつまでも誰かのお役に立ちたいとは誰しも願うところですが、高齢者の方が日常生活においてできないことが多くなっても、無償での手助けに甘え続けることは心苦しく、徐々に自立が困難になっていきます。

このように周囲とのつながりが希薄化する現状において、会津若松市では市民の地域活動参加と高

高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進を図るため、つながりづくりポイント事業、愛称つなポンを令和3年10月から始めました。この事業は、支援を必要とする人を支える支援型の活動と、自分自身の健康を維持する参加型の活動に参加することでポイントがもらえ、地元の買物券と交換できる事業です。中学生以上の市民が対象の高齢者のごみ出し支援や除雪ボランティア、60歳以上が対象の百歳体操や地域サロンへの参加などにより、手帳にポイントがたまります。たまったポイントは、市内の約300の協力店舗で使えるつなポン券として年間最大6,000円分に交換できます。健康のため、誰かのために動くことによって、地域が活性化する。さらにはお店で使って笑顔になると、生きがいにもつながります。介護予防と地域活性化のよい循環が成果として現れ、令和7年度はこれまでボランティアや地域活動に参加していなかった1,100人を超える市民が新たに参加し、登録者は3,700人を大きく上回っています。本町でもこの事例を取り入れ、地域活動への参加と高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進にぜひ取り組むべきではないでしょうか。見解を伺います。

2、エレベーター利用について。庁舎内エレベーターは、どなたでも自由に利用できます。車椅子、妊産婦、体調不良の方、障がいのある方、高齢者、大きく重い荷物を持った方などは優先的に利用していただきたいと思います。しかし、そのような方でも庁舎2階までだから、健康のために階段を使うという方や体力に自信のある方は階段を利用しています。先月も重い荷物を持った方が階段の途中でエレベーターを勧められましたが、急いでいたようで、そのまま階段を上がり、バランスを崩し、階段で倒れてしまいました。優先的利用者がエレベーターを利用しやすくする必要があると考えることから、次のことについて伺います。

(1) 安全よりも自分の都合を優先し、取り返しがつかない事態になっては、エレベーターのある意味がありません。エレベーターの利用優先ルールをつくり、入り口や受付からエレベーターまでの動線に床面や壁面に大きな矢印(案内サイン)を設置し、優先的に利用を促すイラストマークでエレベーターの利用優先ルールを定着させることは、安全、安心、優しいまちづくりに欠かせない取組ではないかと考えますが、見解を伺います。

(2) エレベーターの速度を速くすることで利用が増えるのではないかと考えるが、見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大竹 惣君) 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長(杉山純一君)登壇〕

○町長(杉山純一君) 6番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、つながりづくりポイントについてであります。会津若松市で実施されているつながりづくりポイント事業は高齢化や地域コミュニティの希薄化という全国的な課題に対し、地域参加、介護予防、地域経済の活性化を一体的に進める先進的な取組であると認識しております。本町においても、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加、地域活動への参加者減少など、近隣とのつながりの弱まり

が課題となっている中、このような取組が大変参考になるものと考えます。しかしながら、このような事例を導入するためには事業運営体制の構築、ポイント管理や換金事務、協力店舗の確保、既存ボランティア団体との連携、さらには財源の確保など整理すべき課題があるため、まずは会津若松市をはじめとする先進自治体の取組状況や事業効果等について情報収集や分析を行い、本町の実情に合った地域の支え合いの体制づくりについて調査研究してまいります。

次のエレベーターの利用についてであります。1点目の利用優先ルールの策定につきましては、施設管理者として利用者の安全確保は当然の責務であると認識しております。このため、令和8年3月に案内サインを新たに設置し、円滑にエレベーターを利用いただけるよう環境整備を行ったところであります。また、高齢の方などに対しては、正面入り口の総合案内において、エレベーターの利用を促すなど、適切な対応に努めております。現状エレベーターの利用に対する要望や苦情は寄せられていないことから、現時点において利用優先ルールを設けることは考えておりません。

2点目のエレベーターの速度調節につきましては、本庁舎に設置してあるエレベーターは速度調節ができない仕様となっております。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） ある程度のご答弁はいただきました。再質問させていただきます。

本町においても、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加ということで、地域活動への参加の減少など、やっぱり近隣とのつながりの弱まりが課題となっているということが述べられています。このような取組に関して、町としても社協とかでボランティア活動されていると思うのですが、それに関してちょっとお伺いしたいのですが、どのぐらいのボランティア数といいますか、あとグループとか、そういったものをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（大竹 惣君） 小島議員、今ボランティアについて聞いていますけれども、つながりポイントについての通告になっておりますので、通告の範囲内でもう一度質問をお願いします。

小島議員。

○6番（小島裕子君） そういったことが、弱まりが課題となっているということです。弱まりが課題となっていることがやっぱり長期的に続けば、どうしても介護なり認知症なりということで、そういった方が高齢化がますます進む中で、美里町は、そういった本当に一番自分になりたくないような状況になってしまうということは、町民の方が一番不安視されていることではあります。若松市でもほかのボランティア活動は美里町と同様にされていますけれども、ボランティア活動に参加する方が本当に少ないといいますか、ボランティアをしたいという方も美里町にはやっぱり、近所の方にもいますけれども、ボランティアをしたいという気持ちを形にする方法がなかったわけなのです、今まで。そういったところに若松市のつながりづくりポイントという事業がありまして、これに対して本当に若松市の公式チャンネル、ユーチューブでも市長並びに、あとボランティアをされている方がど

ういった活動をして、本当にボランティア活動によって、自分たちがすごくやりがいを持ってやっているというようなユーチューブも流れてきています。町としては調査研究という形ではありますけれども、こういったことを進めていきたいという思いがあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長、高橋力也君。

○健康ふくし課長（高橋力也君） それでは、お答えいたします。

まず、介護予防として、今回の若松の事業については支援型と、あと参加型という2つのパターンがあって、支援型でいいますと今ほどお話ありましたようにボランティアがメインの体制にあるかと思えます。ボランティアについては、先ほどボランティアの団体ってお話あったので、今登録されている分については個人で1人、あと10団体が登録されている状況です。内訳とすると、主に赤十字奉仕団とか、あと語り部の会とか、そういったものが登録されております。今回のこの事業につきましては、確かにボランティアと、またそれを支援する側、あと支援される側ということで参加型のほうありますけれども、参加型のほうにつきましては一応介護予防の事業として運動教室とか、あとそれから集いの場とか、そういったものを今事業展開しております。今回の最大の特徴とすると、参加型と支援型、それぞれがうまくマッチングした形で、若松市のほうはうまく制度設計されているなということでは捉えております。

今美里町の現状お伝えしますと、参加型については今申したとおりで、介護予防事業として事業展開しておりますが、支援型のほうについては、ボランティアについてはちょっと、今社会福祉協議会のほうでボランティアセンターのほうが機能されておりますけれども、現状としますと実際はセンターとしてあるだけで、機能はされていないと。こういった部分がされていないかと申しますと、支援する側が参加する側のほうへのマッチングが不足されているということで、そういった機能が不十分だということになっております。そういった状況を踏まえまして、令和7年度から地域おこし協力隊を活用しまして、ボランティアセンターの機能充実と、それからボランティアの活性化ということで今取り組んでおりますので、そういった部分が今町としては不足しているので、一概にこの事業をすぐ美里町に入れようとしたときにかなりリスクがあるかなといったところで、そういった部分も、課題もそれぞれございます。そういった部分も調査研究しながら、今後やるかやらないかの是非も含めて検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） これ先進的に取り組んでいるところといいますと、会津若松市しか今ないところで、あとほかのところを調査するということもちょっと調査先がないということで、若松市のほうに視察なり見ていただいて、こういった状況の中、活動しているかというのを具体的にお伺いするのが一番分かりやすいのかなと思います。高齢福祉課のほうが中心になって、窓口になって全て運営

しているということだと思っておりますので、そちらのほうぜひ調査していただきたいと思います。

これに関して、本当に介護予防の具体的な効果として、介護予防の効果は市の外部有識者による評価検証においては、これまでボランティアや地域活動に参加していなかった市民が活動を始める極めて効果的なきっかけになっているということで、すごく高く評価されている活動となっています。本当にどうしてその活動が拡大しているのかということの第1番に、お徳感ということがあるのです。やはりボランティアしたいという方はいっぱいいるのですけれども、していただきたいという方もいっぱいいらっしゃると思います。これからますます増えていくとは思いますが、最初、冒頭にも述べましたように、無償での手助けに甘え続けることがやっぱり心苦しくて、どうですかって声かけられても、いやいや、今回はいいかなという感じで断ってしまう方が本当にやっぱり多くなっているのが現状ではないのかなというふうに思っています。そういったところを市が窓口になって、このボランティアを運営していますので、自分としては本当に言葉で感謝を述べながら、市のほうが代わりにお礼をしてきているのだなという、そういうちょっと捉え方をしたのですけれども、それによって遠慮なくボランティアに甘えさせていただくということはちょっと言葉に語弊があるかもしれませんが、そういったことでボランティアが継続し、ボランティア人口が増えている。高齢者にとっては、気がつかないうちに、楽しみながら介護予防の行動を取っているという現状が述べられています。そういったところからぜひこういった取組を早く調査していただいて、地域おこし協力隊のほうに活動を委託するというような話もありましたけれども、それはそれとして社会福祉協議会は社会福祉協議会のボランティアと若松市のつながりづくりポイントのボランティア等、ボランティアが2つになるわけなのですけれども、両方に入ってボランティア活動している方もいらっしゃいます。このつながりづくりのボランティアに入っている方が日常的に小まめに本当に近所の方を訪問して、近所の方の変化に気づく。気づいたことで包括のほうにも早めに連絡が行くというようにいい効果が出ていますので、ぜひともよろしく願いしたいと思います。1番に関しては、これで終わりたいと思います。

2番目のエレベーターについてですが、エレベーターについて新たにエレベーターの入り口のところに案内サインが出ていました。あれも日頃上のほうに最初からのカラーで、かわいいイラスト入りのエレベーターの看板もありましたが、やはり日常的にあまり目につかないのです。あまりにも高過ぎて、場所が。そういったところから、案内サインをもっと目につくようなところに、床とか壁とかという感じで考えてはいたのですけれども、それに対して町としては声かけをするということではあります。声かけをされた方がどれだけエレベーターを使用されているかということなのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、渡部朋宏君。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えします。

声をかけられた方がどれだけエレベーターを利用したかというのはちょっと我々も調査はできませんが、少なくともエレベーターを利用したい方が利用できる環境というのが重要だと思っています。

そういった点につきましては、総合案内及び職員の声かけ、ある程度対応はできているのかなというふうに認識しております。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 今60歳以上の方、高齢者の労働者が増えているということで、10年間で1.5倍になっているというちょっとデータが出ています。労働災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合が2019年には27%に上っている。60から69歳による方で、1か月から3か月以上の休養見込み期間を取っている方が60%強にまで増えているという、そういった現実があります。高齢者は、被災しやすく、労働災害が重傷化しやすいということから、厚生労働省は2020年にエイジフレンドリーガイドラインを策定してエイジフレンドリー補助金を新設するなど、こういった高齢者が本当に職場で安心、安全に活動ができるようにという取組も行っているのですけれども、今回階段から私の目の前で、運送業者の方、決して若いって感じではなかった方なのですが、目の前で一番上の階段から後ろに転倒してしまったということを見まして、やっぱりそれをそのままにしておくことは果たしてどうなのだろうという思いがあって今回この質問させていただいたのですけれども、運送業者の方が目の前で転倒されたという、その事実に関してどのようにお考えかちょっと伺いたいのですが。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えします。

そういった案件があったということにつきましては、町のほうでも把握しております。その方のその後の状況につきましても、会社のほうに連絡をしまして、特に問題はなかったということで確認をしております。繰り返しになりますが、エレベーターを使うか使わないかというのは個人の判断になりますので、そこを強制することはできません。使いたい方が使える、使いたい方が使えないということはあってはならないことなので、その辺りはきちんと対応しているというような状況かと思っています。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） エレベーターを使う、使わないは、本当に利用される側の方の選択ですから、一概にあなたはエレベーター使ってくださいとか、使って駄目ですとか、そういったことは言うことはできないと思うのですけれども、今回転落された方が何事もなく済んだという事実から、エレベーターをもし使っていたら転落するということはなかったわけなのです。それを考えますと、やはりそれは何事もなかったから、それで済まそうということではいけないのではないかなとは思いますが、また次に2例、3例という形で出て、初めてこういった方はというふうになっていくのでしょうか、それとも利用スタンスは変わらないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えします。

町の階段が明らかに不備があるという場合であれば、当然対応する必要があるかと思います。現状の階段がそういった状況にあるわけございませんので、そこは状況を確認していくしかないのかなと、現状を確認していくしかないのかなというふうに思っております。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 現状を確認していくしかないというご答弁も分からないではないです。ただ、何事もない方が、その当事者もまさか自分が階段の上から転落するということは思ってはいなかったでしょうし、誰もそういったふうに思っているわけではないと思います。途中でエレベーター利用を促されたにもかかわらず、自分で階段を上ったという現実がありますので、その辺は、やっぱりそれは課長のおっしゃるとおりかと思います。ただ、高齢者のやっぱり転倒リスクということを考え、健康のためということで無理をして階段を使ってしまうケースというのは結構やっぱり町の中でも多い事例かなと思います。あと、運送業者、まして業者の方は、皆さんは重い、軽い、あとは大きい、小さいというのはあるのしょうけれども、そういった方には進んでエレベーター利用を勧めていただきたいと思うのです。階段での荷物運搬は、落下事故のリスクというのがすごく高くなるということが述べられていますし、妊産婦の方に対しても周囲に遠慮して階段を選んでしまう心の負担を減らすことが大切だというふうに述べられていらっしゃる方もおります。そういった方は、本当に声をかけられなくても、やっぱり自分はエレベーターを使おうというふうに、自主的にエレベーターを使いやすい環境を整えるということもやはり大切なのではないかなというふうに考えるのですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えします。

確かに使いやすい環境というのは一つの方策かと思います。そのために声かけであったり、案内看板等々を行っていますので、新たにそういったものを、例えば優先ルートのようなものを導入するということは現段階では考えておりません。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 分かりました。今回本当にエレベーターというのは誰でも自由に使えるものなので、あえて利用優先ルールをつくるのが本当の在り方なのかどうかというのは、強制的にこれをしてくださいというふうに言えるものではないということは重々承知はしておりますが、日常的に行政としては細やかなサービスとかを本当に目指して日々活動しているというようなことを伺っています。細やかなサービスというのは、心が籠もっている様子とか、思いやりの行き届いている様子というふうに意味があります。必要なものをそろえているので、あとは利用者の自由ですよというような

スタンスが細やかなサービスにちょっと合うのかなという、そういった思いもしました。

ここはじげんプラザといいますよね。じげんプラザの名称というのは、慈眼大師にあやかってつけたもので、慈眼大師の「慈」というのは相手の存在そのものを大切に思い、深い愛情や思いやりを持って温かく接することの意味だというふうに町としては述べられています。だから、そういったことを考えると、やはり細やかなサービスとか、じげんプラザという意味を考えたときに、もう少し利用者に温かいと感じられるサービスが必要なのではないかというふうに思いまして、こういうふうに質問させていただきました。こういったことに関しての細やかなサービスとか、慈しみを持ってということに関しては、沿った対応だと考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 小島議員、あくまでエレベーターに対するサービスの範囲でよろしいですか。その中だけの質問ということではよろしいですか。

○6番（小島裕子君） はい。

○議長（大竹 惣君） では、総務課長、お願いします。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えします。

繰り返しになりますが、利用したい方が利用できないというのはあってはならないというふうに考えております。その対応のためにも総合案内であったり、職員の声かけを行っているということです。当然その声かけについては、思いやりの気持ちを持って対応するというところで実施をしているところですので、現状の中で対応はできているのかなというふうに認識しているところです。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） おっしゃっていることはよく分かりました。私としては、まだやっぱり少し安全ということに関して、ちょっと危機感が少し薄いようにやっぱり感じられるところもありますが、声かけを今後も続けていかれるということですし、町民の方にもいろんな機会を踏まえてアンケート調査も町のほうで行っていることでしょうし、町民の方からそういったご意見があった場合はまた今回細やかなサービスというところに、原点に立ち返って、対応をまた考えていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで小島裕子君の質問は終わりました。

ここで、次の質問準備のため、1時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時33分）

---

再 開 （午後 1時40分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第4号、11番、根本謙一君。

〔11番（根本謙一君）登壇〕

○11番（根本謙一君） それでは、私の通告してあることについて一般質問をさせていただきたいと思います。

1番、旧本郷第一小学校跡地再整備計画の進め方についてです。旧本郷第一小学校跡地再整備計画については、4月28日、全員協議会において2回目の説明がありました。このたびの計画は、こども園エリア、公園エリア、そして駐車場エリアを1万6,000平米一体として開発許可が必要となったことから、令和8年度にこども園の基本設計を行うが、流量増対策である調整池場所の問題もあり、建築物の基本設計と開発工事設計は同時進行で行う。また、開発工事設計は単年度工事ではできないため、令和9年度の予定を令和8年度から行う必要があることから、6月補正予算を予定しているとの内容でありました。

そこで、次の5点について所見を伺いたいと思います。1点目、この再整備計画は、前計画とは似て非なるもの、高次の計画になりました。施設整備方針において述べている旧本郷第一小学校跡地利用方針の3つの理念を前提に、今後こども園、子育て支援センター、公園施設、駐車場増設を包含する一体的施設として建設することとすることによって、3課にわたる体制で推進していく地域創生プロジェクトと言えると私は思います。つまり担当職員は、地域づくりとして全体を俯瞰する視点が大事になり、認識を共有して取り組んでいただきたいと思います。そこで、まず町長はこの再整備計画をどう捉え、どう考えているのか、認識を改めて伺いたいと思います。

2点目、一体的計画により財政的に軽減された概算工事費16億2,711万4,000円の中で、公園工事は駐車場、道路拡幅、植栽、遊具等を含んだ額を2億4,552万円と積算しております。前計画と比して、その積算根拠を伺いたいと思います。

3点目、暑さや雨対策等で全天候型屋根付公園や、育て成長する公園、先進事例があります。大幅に縮小される公園の実施設策定に際し、望ましい具体的要望やアイデアなど、今後も町民の声を聞きながら生かされていけるのか。実施計画での概算工事費用増減は可能なのか伺いたいと思います。

4点目、町広報5月号23ページ、施設整備のたたき台イメージ図を掲載しておりました。確定的ではないところで問題はないのか。

2月19日全員協議会資料9ページの整備工事工程想定概要からすると、各エリアの実施設は令和9年度に予定されていて、開発許可申請も同年度予定としております。また、こども園舎建築工事は令和11年度から2年間であり、園庭工事、公園工事、そして駐車場工事等は令和12年度としていて、新本郷こども園開園は令和13年4月1日としております。このスケジュールの変更はないのかを伺いたいと思います。

5点目、公園の管理運営についてです。前計画とは変わること、組織体制づくりの是非が課題として浮上しています。私は、前計画において、地域おこし協力隊を活用した地域住民参画によるNPO法人化を目指す提案をしてまいりました。そのことは素案の中で生かされていきました。住民自治意識の醸成、コミュニティの形成に寄与することを踏まえれば、町内NPO法人の発展的活用や、ほか

事例を参考に新たな模索を検討すべきと思います。そこで、再整備計画においてはどのように考えていくのかを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 11番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の旧本郷第一小学校跡地再整備計画の進め方につきましては、旧本郷第一小学校跡地の利活用については、平成30年の検討会発足以降、長きにわたり、地域の方々との協働により、この地の活用について話し合い、協議を進めてきた経過があります。その結果、3つの理念に基づき、公園づくりを主として地域活性化やにぎわい創出につなげていくこととしていましたが、熟慮を重ねて進めてきたことで長い時間を要し、この間町民の方々のニーズや町における重要課題もさま変わりしてきた実情もありました。このような状況の中で、私自身にも本郷地域のみならず、他地域の町民の方々からも事業の必要性を問う声や他に優先すべきことがあるのではないかなど、多くの声が届きました。私は、町民の皆様の幸せを第一に願ひ、日常生活における利便性向上を図りながら、満足度や幸福度につなげていくためにも町として一度立ち止まる判断をし、従来計画を見直すとともに、再整備計画を策定したところであります。

再整備計画は、跡地に公園機能はもとより、こども園機能、子育て支援センター機能及び駐車場機能を有した複合施設として令和13年4月開園を目指し、整備する予定であります。この事業は、町の最重要施策の一つと捉えており、計画の遅れは許されないと思っていますので、私を先頭に、経営戦略会議において計画どおりの完成を目指し、適正に進捗管理してまいります。また、執行体制につきましては、関係3課のみならず、施設完成後のにぎわい創出や地域活性化につなげていく役割を担うにぎわい創造課、財源確保や人的配置を担う総務課、そして地域づくり全体の調整を担うまちづくり政策課も含め、認識の共有はもちろんのこと、それぞれの役割を明確化しながら既に協議を重ねているところであります。今後も計画に従ひ、円滑な事業推進のため、万全の体制で進めてまいります。

2点目の公園工事の積算根拠につきましては、令和7年度第3回町民懇談会で示させていただいた概算工事費にある舗装工6,840万円、植生工620万円、施設整備4,340万円及び道路整備1億3,000万円の合計額に経費率、消費税率及び面積補正を乗じて算出したものになります。

3点目の1つ目、町民要望の取り入れにつきましては、これまで町民の皆様に多くの時間とご協力を賜り、各種計画策定を進めてまいりましたが、計画の変更が必要であることから、今後も関係する方々からご意見を聞く機会を設けてまいりたいと考えております。

3点目の2つ目、費用増減の可否につきましては、整備内容を整理する過程で費用の変更はあり得るものと認識しております。

4点目の1つ目、イメージ図の確定性につきましては、エリアの配置は町方針として決定したもの

であります。今後こども園建物と公園遊具等の配置、道路線形等は基本設計の中で整理してまいります。

4点目の2つ目、建設スケジュール変更の有無につきましては、原則再整備計画のスケジュールで進めてまいります。町道整備やこども園建設工事、開発工事等、多様な工事が必要となります。このためスケジュールの変更はあり得ると考えておりますが、こども園は令和13年度の開園を目指し、工事を進めてまいります。

5点目の公園の管理運営体制につきましては、前計画と敷地利用の形態が変更になるため、その管理体制の在り方も改めて見直す必要があると認識しております。現段階で素案等をお示しすることはできませんが、随時関係する方々のご意見をいただきながら、関係各課連携の下、検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） それでは、再質問をさせていただきます。

町長の現状でのご認識、ご丁寧に伺いました。確かにそのとおりで、私も一町民としてここ10年近く関わってきている者としては、この変更はある意味衝撃でもありましたけれども、これだけ年数がたってしまっていればやむを得ないことだったなというふうに思いますし、今後の財政のみならず、いろいろな町のありようを冷静に考えた場合には、今回の判断は、町の判断、とりわけ町長の判断は了としたいと思う。これは、度々申し上げているとおりでございます。ただ、私がここで改めて認識を伺いたいと思ったのは、議会からの提言も出されています。そして、これは単に一つの所管の大きな事業ということを超えて、大きな意味での今後の会津美里町のまちづくりのありようを変える、創造される、あるいはイメージさせる、その大転換の一大プロジェクトだというふうに私は捉えています。なぜならば、これだけの関係各課がこぞって、十分に、綿密に協議していかなければならない事案であるがゆえに、その意味合いがとても大きいと思います。それを最終的には町長がそれでよしとするような案が出てくるか、あるいは選択肢が幾つか出てくるか分かりませんが、最終的には町長の責任でこれでいこう、町民に十分説明尽くせという号令をかけるのは町長しかできない役目ですので、その重き、ありようを町長の言葉で私は語りかけてほしいわけです。重ねても構いませんけれども、再度町長の生の声を町長の言葉でいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

今回のこの件については今ほど答弁の中で申し上げたとおりでありまして、町民の思いの中で、私が判断をして立ち止まり、今回の計画も発表させていただいたところであります。議員おっしゃるとおりこの案件に関しては、1課だけではなくて、それぞれの課、関係する課、全部と言ってもいいのですけれども、関わってつくっていくものだとも私も認識しておりますので、いろいろこれからまだ基

本設計、それから実施設計と入っていくわけですが、基本的なものを決めさせていただきました。あとは皆様の声を聞きながら、職員の話も聞きながら、最終的には私が決断をして、これでいくということを決めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） ありがとうございます。それをそのまま受け止めて、今後の町長の振る舞いを見てまいりたいと思います。

そこで、これだけの課が、私は3課と言いましたけれども、4課にも及ぶこと、5課にも及ぶかもしれないような本当に内容です。それからすると、ではそれをリードする、あるいは取りまとめ、しっかりみんなの声を十分に聞いて、垣根をなくして、自分たちの所管、縦割り精神はなくして、一つの目標に向かってまちづくりだということで認識を共有できて、それをリードするのは誰だ、どこだということはとても気になるのです。これは、町民の方々もそこ物すごく気にしています。どこで取りまとめていくのだと。やっぱりどうしても所管、所管のことでのやり取りが多い中で、そこがどういう絵になってくると物すごく不安なのです、出てくるまでが。出てきてはなかなか遅きに失するということが多いので、そこは町民の方も心配しているところなので、どこでリードするのだと。まちづくり政策課、課長が中心になってまとめていきますよというならそれでもいいですけども、現状ではどういうふうにお答えなさりますか。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 基本的にはまちづくり政策課、建設には建設水道課だったり、こども教育課も入りますけれども、取りまとめはまちづくり政策課でやりながら、そこには私とか三役も入って、その中で話を最終的には進めていきますので、今までも関わりはありましたから、それはしっかり話し合って進めるようにという指導はしておりますので、今後はちょっと多くなるかもしれませんが、しっかりそういった間違いのないといえますか、1つの課だけではなくて、そこに关わるもの、自分の課だけではなくて、別な課、建設とか教育に関わりますから、その思いも考えながらこの工事は進めていくように私も指導してまいりたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） 町長の言わんとするところは理解できるのですが、町長とか副町長のところに上がっていく際は選択肢が一定程度まとまった段階だと私は想像します。逐一逐一、逐次の会議に一々参画しているわけではないはずですから。その取りまとめがとても大事ではないかと。しっかりした町としての責任ある選択肢、あるいは取りまとめを町長、副町長に上げるという段階の前のところのまとめ方は誰がリードするのですかということです。具体的な職員名挙げて恐縮ですが、前の金子参事、あの方は一から関わってきた職員の方なのです。一番理解が深い。町民にもしっかり寄り添ってきていただいていたという理解者の立場として、町民から見るとあの方にまとめてもらえば、私たちの100%受け入れられないかもしれないけれども、しっかりした絵が出てくる

のではないかという、そういう安心感を持って待ってられるという部分もあります、正直な話。ほかの人は信用ならぬということではありませんから。ただし、やっぱり役目があるし、皆さんそれぞれいろんな役を担っているから、シンクタンクです。ですから、そこで出てきたアイデア、協議の中での収れんはすばらしいものになるとは想像できますけれども、話聞かれると思いますけれども、最終的にはどこでまとめるのだということとはやっぱり一つのポイントになるのではないかなということなので申し上げました。これは、答弁は結構です。ただ、しっかりそこは踏まえていっていただければというふうに思います。

それでは、2点目のところで、工事費ですけれども、どうしてこれを具体的に伺ったかということ、答弁を聞いていましてイメージが湧かないのです。去年ワークショップであれだけ重ねて、具体的に絵面も出て、こういうものできてきて全戸配布されましたから、だからこういうのを見れば、ではこれだけ小さくなればどういうふうになるのだろう、どんなような見込まれているのだろうとか、これからだということなのかもしれませんけれども、ただし概算工事費用は、額が出てきているわけですから、では具体的に言っていただけませんかというところなのですが、これが限界ですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、鵜川晃君。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまの工事の積算内容でございます。こちらにつきましては、今まで旧本郷一小の整備計画の中で協議をしてきた設計金額を基に、面積が減少する部分を考慮して算出したものというふうになっております。このため、今後基本設計に移っていくわけでございますので、設計金額の詳細については現在お示ししているものが限界でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） 限界というのは、2億4,500万、約。それが限界だということで……

〔何事か言う人あり〕

○11番（根本謙一君） ちょっと誤解のないようにお願いしたいと。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまの限界だというのは、詳細な設計がまだ積み上がっていない現段階においては、詳細な部分は出せないということでの限界であり、そういう意味でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） それも分からなくはないのですけれども、でも概算費用額ってもう出しているのですから、この初めのイメージ図、ここを見ると遊具等配置、置かれています。ですから、今後の基本設計のときに、また新たな町民の声をもって、次の段階で伺いますけれども、それもここには落とされていない新たなものが、確かにそれは必要だね、それも、ではあれもこれもはいけないから、ではこれが優先かねということも含めて多少の増減が出てくるかなということは当然素人でも予想できます。答弁では費用の変更もあり得るということをおっしゃっていますから。では、そういうことで、それを踏まえて町民の方々にも新たな声を聞いて、その場所にふさわしい、安心が担保され、

にぎやかさをつくっていく、子どもが自由に遊べる楽しい公園。私は、やっぱり子どもに特化したというか、重点を置いた公園づくりにならざるを得ないのかなというふうに思います。今までは相手が広がったから。若者にも自由に遊んでもらえるところにしたいねとか、来街者にもゆっくり憩ってもらおうとか、ある意味大きなイベントもそこで可能なら、駐車場ももう少し必要だねとかという話もしてきた中ですから、全くさま変わりした中での費用の増減は、多少はあり得るということの確認はさせてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまの費用の増減はあるのかというおたまだと思います。こちらにつきましては、当然根本議員おっしゃるように、地域の住民の方並びに関係団体もございます。そちらのご意見を踏まえながら、当初ありました3つの理念、こちらのほうを踏まえた公園とする関係上、今現段階はあくまでも概算工事費でございますので、基本設計に移った段階での費用の変更は当然あるものというふうに認識しております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） 私も少なからず財政のほうは10年以上勉強してきた者として、それ行けどんどんなんていう考えは一切ありません。そこは十分に踏まえて物は言っていきたいと思っていますので、今後の推移を見守りたいと思います。

次に、3点目ですけれども、町民の意見要望、これも聞いていくということですので、基本設計はたしか今年度つくることになっていませんでした。基本設計今年度つくのですよね。実施設計が令和9年に計画されております。ですから、もう町民の声を聞きながらいくといっても、また時間を結構要することになります。その点はどのように考えていますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまのスケジュール感のおたまだでございます。実施設計ということで、今現在こちらの旧本郷第一小学校跡地の再整備計画のほうには、実施設計のスケジュール感につきましては令和9年度からということとなっております。実はこの実施設計に入る前に必要な部分がございまして、それにつきましては開発申請、開発許可という部分が建築する建物並びに公園の整備については必ず必要になってきます。そういったものについて令和8年度において実施する予定ということで、こちらの再整備計画のほうには収支は載っておりませんけれども、そういった形で今年度実施していきたいというふうには考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） 今年度実施していくというのはあれでしょう。基本設計が令和8年度に予定されています。それで、開発許可申請等で、2年かけて実施設計に向けて進めていくという、この前の全協での内容説明ではなかったかというふうに思います。開発許可申請も令和9年度にこの資料にはなっていますけれども、その後の全協での説明を聞くと、令和8年度に前倒しして開発許可申請は

行っていきたいというふうに言っていますよね。私がそこで気にするのは、町民の声を改めて聞くということが時間的にばたばたになってしまうおそれがありはしないかということなのです。時間を十分取ってというわけにはいかないでしょうけれども、議会からの提言でもありますように町民に十分説明して、十分声も聞いてやってくださいよということになっていますから、これは届いていると思いますが、そのところがいまいちちょっと今の答弁では理解できないところがあるので、再度お願いできればと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまの基本設計と申し上げた部分につきましては、2種類ございます。1つにつきましては、開発許可が必要になる開発工事の実施設計が1つ、あともう一つ必要なのが公園を整備するための実施設計が1つ、この2つがございます。正確に申し上げます。令和8年度においては、開発許可、開発工事につながる基本設計、そちらのほうを実施していきたいという考えでございます。それを基に令和9年度に開発申請を出す段取りにしていきたいという流れになります。それで、公園の整備につきましては、開発工事の進捗を見まして公園の実施設計を進めることになります。その段階までに時間が1年、2年ほどございますので、そういったタイミングで地域住民の方、関係団体の方のご意見をいただきながら進めていくという考え方でございます。なので、このスケジュールにつきましては、令和9年度開発許可申請、開発工事につきましては現段階のスケジュールで動かせるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） なかなか専門的な分野なので、私も十分理解したというふうには言えないところありますけれども、今の説明を再度確認する意味で今後に送りたいと思います。

では、次参ります。この3点目でいわゆる概算工事費、多少の増減はあり得るという話もしました。この前計画でまとめた中にも出てきておりますけれども、全天候型の半屋内空間を造るように、こういうふうに入っております。それから、多目的ルーム、これも町の広報の、薄く、はっきりとは出ていませんけれども、想定できる中にもそれらしい建物の影も出ていますから、一定程度は前計画も十分に踏まえられているなというふうには思いますけれども、私が度々以前に何度も言っている先進事例として舟橋村、それから最近大変関心を持っているのが茨城県の境町のニコニコパークというところの、真夏なども雨の日も安心、ニコニコパークということで、大変子育て支援日本一を目指して頑張っている自治体です。その公園です。町外からも家族連れで遊びに来ています。人口も増、十分に成果出している。ふるさと納税が令和5年度までに99億円を積み重ねてきている素晴らしいところです。その多くを子育て政策にもう投入しているのです、どんどん。その成果が現れているというところです。ここの公園づくりも大変参考になると。全国的に見れば、素晴らしい、そういう子ども向けの公園の在り方というのはすぐチョイスできます。私からこれがいい、あれがいいって具体的に言う必要はないと思っていますけれども、十分、普通の公園づくりではないのだと。こども園、子

育て支援センター機能があって、それからイベント広場の公園としても使われますし、観光駐車場もそばに置いたことによって、来街者にも十分にそのエリアでにぎわいづくりに入ってほしい。そういう仕掛けがその公園には必要になってくると私は思います。そうしますと、今まで以上の、ある意味別な視点で公園の在り方も考える必要がある。そこはどのように受け止められますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまの公園も含めて、新しい視点からの考え方を盛り込むべきであろうというようなご意見でございます。こちらにつきましては、当然面積的にも縮小しております。大きな変更点としまして、隣接地にこども園ということで、子どもがいる施設ができるということからも当然旧本郷一小跡地の整備計画の基本理念も踏襲しつつ、そういった新しい視点からの意見も取り入れる必要はあるというふうには思っております。具体的には建設する建物等の設計並びに公園の実施設設計が、先ほども申し上げましたけれども、令和9年度に予定しております。それまでの間に情報収集に努めながら、町民の、地域住民の皆様のご意見をいただきながら、こういったものができるか。前計画にあったものが全てできるとは当然私も思っておりませんので、その中でこういった整備ができるのかという部分については十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） ぜひしっかり今の答弁をなぞるように取り組んでいただければというふうに思います。全天候型、確かにお金はかかりますけれども、そのみならず、植栽計画でやっぱり木陰づくり、これから大変重要になってくると思います。メタセコイアがどうなるかは、これまたこの後の課題になってくるかなとは思いますが、今どうのこうの言うつもりは、それはありません。一定程度は町側には伝えてありますから。その木陰づくりの植栽計画づくりもしっかり踏まえていかなければならないというふうに思っております。

では、次に4番目ですけれども、スケジュールの変更はあり得ると。ただし、認定こども園の開園は令和13年の4月、これは動かせない。私も動かしてはもういけないと思っています。そうではなくても1年延びてしまったということがありますから。それに向けていくにしても、ただこれ見た場合に、そうするとそれまでに公園があのまま、また空き地のままずるずる、ずるずる4年間もいつてしまうのかというのが全く忍びないです。町民の人たちも何やっているのだろう、町はというのがいつでも耳に入ってくるのです。これ公園づくりを少し優先させて、前倒しするということとはできないのかなというふうに思いますけれども、1割、2割こういうことを振って、迷惑かもしれないですけれども、あと4年間またあそこにあのまま置く。あそこでまたワークショップなんてやることは考えていないでしょうけれども、そこはどのように受け止められます。私は、前倒ししても、工事の部分はいいのではないかなと思うのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 公園工事については前倒しはできないのかというおたただしだと思い

ます。この部分につきましては、まずこども園の建築工事、こちらのほうが2年もかかる長期的な工事になるかと思えます。そういった部分で大量に必要な資材、そういったものを一時保管する場所、あと町道の整備、こちらにつきましては資材の搬入関係、こういったものも必要になるかと思えます。よって、公園の部分につきましては、なるべく計画どおりに私のほうも進めてまいりたいというふうには思っておりますけれども、やはり優先すべき事項、搬入関係、工事の進捗のスムーズさを考慮した際には現段階の計画が精いっぱいなのかなというふうには思っておりますが、基本的には今年度実施します開発許可の設計、そちらのほうを待って、それでこういったスケジュール感が再度できるかという部分を調整はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） しっかりその辺を参酌して進めていっていただきたい。こども園関係の工事のために資材置場の活用、これは本当にそれも必須だなというふうに理解できるところです。ただ、あれだけの広いところですので、子どもの遊具を1個ぐらいしっかり置いてあげたいのです。子どもたちのアンケートを取って、あれを塩漬けにしているのです。本当に幾つも要望が上がってきて、整理されています、昨年までに。それをまた4年後まで引きずるというのは本当に心苦しいです、大人としても。だから、1個が2個ぐらい何か子ども向けのしっかりしたものをどこかにできないかなというふうに思います。これいきなり振ることばかりで恐縮ですけれども、どんなふうに思われます。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 工事現場の近くに子どもが遊ぶ遊具を一時的でも置くという部分につきましては、いかがなものかということで個人的には思います。そういった安全管理をやはり第一に考えるべきだというふうに考えておりますが、今議員おっしゃったように公園整備についても優先してほしいというご意見だと思しますので、その点につきましては十分配慮してまいりたいと。できるかできないかはこれからでございますが、そういった形で回答させていただきたいと思えます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） しっかり受け止めていただいたということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後になります。公園の管理運営体制づくりのことですけれども、やっぱりさま変わりしてしまっているところもありまして、なかなかどう進んでいいというのが町民の中での戸惑いです。ただ、望ましいのはやっぱり住民が運営面に参画していくと。もうこれは必須。これは、外したらならない、ここまで来たのですから。この機運は絶対なくさないでやっていただきたい。町内に既存の実績を持っているNPOもございますから、そちらとの融合、合体、あるいは発展的合併も私はあり得るのではないかなというふうに思いますし、そういうことで、なおあの場所が十分に機能して、新しい時代に向けた、会津美里町の一つの光を解き放つやっぱり拠点になっていくのであらうというふ

うに思います。やっぱり子どものにぎやかな声が最高ですし、そこに来街者が来て、そこで交わっていったらこんなに願ってもないことはないです。そういうことで、住民が参画して、初めは任意団体でもいいと思うのですけれども、将来的にはNPOへ進めるように、町側もその方針をしっかりと持って、寄り添って伴走していけば私は成就できると思うのです。この考え方はどのように受け止めますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまの住民参加型の管理運営体制の構築でございます。こちらにつきましては、当然先ほども申し上げたように地域住民の方、関係団体、そういった方々からもご意見をいただきながら基本設計を進めるわけでございますが、その中で当然運営組織の話合い、協議という部分についても継続して実施していく必要があるというふうに思っておりますので、NPO法人につきましてもお声をかけさせていただきながら、こういったものが可能性があるかということも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） 今回の一般質問に対する課長答弁は、全て前向きに答弁されていて、私はちょっと戸惑っているところもありますけれども、これも私は町長の一つの声出しがやっぱり起因しているなというふうにして受け止めておきます。

いずれにしろ既存の現、町にあるNPO法人の活動の内容見ますとまちづくりもしっかり入っていますから、しっかり時間をかければ、これ公園、このエリアが完成するのが13年度末までということ想定すれば、まだまだ時間があることによって、その辺の環境整備、行政もしっかり時間をかけてやっていけるというふうにも考えますし、せいては事を仕損じるということもありますから、じっくりじっくり町民の声、あるいは認識を確認しながら、丁寧に進めていただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 本日いただいたご意見、さらには地域住民のご意見、こういったものを踏まえた形で全体的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） 私の一般質問はこれで終わりにしたいと思いますけれども、いずれにしても最終的には町長が全責任を持って、まとめてゴーサインを出すわけですので、しっかり進めていただきたい。我々は、しっかりその姿を見続けていきますので、よろしく願いたい。すばらしいところにしていきましょう。よろしくお願いします。

私の質問これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

---

○延会の宣告

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認め、本日はこれで延会いたします。

延 会 （午後 ２時２７分）

定 例 会 6 月 会 議

( 第 3 号 )

## 令和 8 年会津美里町議会定例会 6 月会議

議事日程 第 3 号

令和 8 年 6 月 5 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開議

### 第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１３名）

|     |             |      |             |
|-----|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 阿 部 雄 一 郎 君 | 8 番  | 星 次 君       |
| 2 番 | 福 島 雅 典 君   | 9 番  | 鈴 木 繁 明 君   |
| 3 番 | 荒 川 佳 一 君   | 10 番 | 横 山 知 世 志 君 |
| 4 番 | 櫻 井 幹 夫 君   | 11 番 | 根 本 謙 一 君   |
| 5 番 | 長 嶺 一 也 君   | 12 番 | 渋谷 井 清 隆 君  |
| 6 番 | 小 島 裕 子 君   | 13 番 | 大 竹 惣 君     |
| 7 番 | 村 松 尚 君     |      |             |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 町 長                  | 杉 山 純 一 君 |
| 副 町 長                | 鈴 木 國 人 君 |
| 総 務 課 長              | 渡 部 朋 宏 君 |
| まちづくり<br>政策課長        | 渡 部 雄 二 君 |
| 会 計 管 理 者            | 猪 俣 利 幸 君 |
| 町 民 税 務 課 長          | 大 竹 淳 志 君 |
| 健康ふくし課長              | 高 橋 力 也 君 |
| にぎわい<br>創造課長         | 栗 城 嘉 則 君 |
| 農 林 振 興 課 長          | 目 黒 裕 樹 君 |
| 建 設 水 道 課 長          | 鵜 川 晃 君   |
| 教 育 長                | 歌 川 哲 由 君 |
| こども教育課長              | 遠 藤 香 君   |
| 生涯学習課長               | 歌 川 和 仁 君 |
| 選挙管理委員会<br>書記長（兼）    | 渡 部 朋 宏 君 |
| 農 業 委 員 会<br>事務局長（兼） | 目 黒 裕 樹 君 |
| 代 表 監 査 委 員          | 薄 久 男 君   |

○事務局職員出席者

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 川 田 佑 子 君 |
|---------|-----------|

事務局長  
兼 総務係

小 林 一 成 君

開 議 （午前１０時００分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

---

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第５号、５番、長嶺一也君。

〔５番（長嶺一也君）登壇〕

○５番（長嶺一也君） 改めまして、おはようございます。５番、長嶺一也でございます。通告に従い質問させていただきます。

まず、ウェルビーイングの推進についてお尋ねします。令和８年４月より本町の第４次総合計画が始動しました。本計画は、まちづくりの理念、目標が設定されています。それは、「もっとつながる ほっと安らぐ ずっと住みたい 美しきふる里 会津美里町」、サブテーマには「地域のサステナビリティと住民のウェルビーイングで10年後「選ばれる町」へ」をうたっております。そこで、私は町のウェルビーイングの考え方は、町民の福祉向上と子どもの人材育成の推進につながるものと考えています。町民への周知啓発をどのように展開しようとしているのか尋ねたいと思います。

１つ目、私たち議会は、ウェルビーイングについて十分に説明を受けて理解しておりますが、本年４月の町広報のウェルビーイングは、身体的、精神的、社会的に良好な状態を指すとの説明でありました。これでは漠然的でよく分からなく、町民へ伝わらないと思います。一部の町民からも、私に対し、よく分からないと言っていました。そこで、これからの10年間どのようにウェルビーイングに係る町民の理解を深め、ずっと住みたい美しきふるさとを築いていくのかお尋ねします。

２つ目、第４次総合計画では、幸福度の高いまちづくりを進めていくとしておりますが、WHOが行った各国の幸福度を見ると、日本は60位程度で、その二、三年前の50位台からランキングを落としています。先進国の中で最下位であり、主観的なアンケート調査に基づくランキングとなっております。一方、国内に目を向けると、デジタル庁が各自治体の幸福度アンケート調査を行っています。本町の回答の有無は確認できませんでしたが、デジタル庁のアンケート調査項目を参考にして、ウェルビーイングの意識向上のため、町民アンケートを毎年継続して実施すべきと思いますが、町の考えを尋ねます。

また、デジタル庁のホームページを見る限り、アンケート調査項目をそのまま使うことは問題ないと言っております。その結果をウェルビーイングの推進とほかの自治体との比較、本町行政推進の参考になり得ると考えます。自治体のランキングは関係なく、町民の幸福度の向上を図り、町民福祉の向上につなげてほしいと考えます。見解を尋ねます。

3つ目、ウェルビーイングについては、これを研究する世界初の学部が2年前に武蔵野大学に創設されました。ある授業で学生は農業体験をさせられたそうです。学生は、農業とウェルビーイングの関連を疑問視したようですが、学部長は、食料確保は持続可能なウェルビーイングにつながると教えたとのことでした。また、福祉行政についても、住民に寄り添っているか、インフラ整備はどうか、子どもへどう指導すればよいかなど、行政全般がよい方向へ向かうことを教えております。すなわちウェルビーイングを推進することによって、社会全体がよい方向になっていくとともに、町民の幸福度の向上につながります。ネガティブからポジティブへと変革するエンジンであると考えます。ウェルビーイング推進自治体のトップランナーとなるべく、武蔵野大学の研究成果を行政に生かすべきと考えますが、見解を尋ねます。

4つ目、町の将来の担い手である子どもの育成について。ウェルビーイングの視点の一つに整った教育環境が挙げられています。どのような教育環境をつくろうとしているのか尋ねます。

次に、地域展開における生徒の安心、安全の確保についてお尋ねします。5月6日に磐越自動車道磐梯熱海インターチェンジ付近で痛ましい交通事故が起きてしまいました。令和8年定例会3月会議において、中学校部活動地域展開に係る私の一般質問の教育長答弁では、生徒の送迎は引き続き保護者の協力をお願いするとのことでした。部活動参加は、生徒の任意であります。そのような部活動に対して、教育委員会は公費を使う困難さや支援の在り方への線引きに悩んでいることと察しております。そこで、部活動に参加する生徒の安心、安全を確保するため、教育委員会としてどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

1つ目、今回の痛ましい交通事故は、私立の高等学校のことでありました。公立学校との違いはあると思いますが、生徒の安心、安全を確保するに当たり、今後の部活動促進と地域展開をどのように進める考えなのか尋ねます。

2つ目、地域展開に係る文部科学省スポーツ庁のガイドラインはありますが、練習試合等における生徒送迎に当たり、保護者が送迎する場合のガイドラインはあるのか尋ねます。

3つ目、本年5月15日の文部科学大臣記者会見では、今回の交通事故を受け、安心、安全確保のため、費用を優先してはならない。現在対応検討中であると申しておりました。文部科学省の対応検討結果を待たず、町としての対応を早急に進めるべきと考えますが、見解をお尋ねします。

以上、簡潔明瞭な答弁を求めます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、ウェルビーイングの推進についての4点目、教育環境につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ウェルビーイングの推進についてであります。1点目のウェルビーイングに係る町民の

理解促進につきましては、今年度から始まった第4次総合計画の10年間の計画期間におきまして、単にウェルビーイングという言葉の定義だけでなく、町の具体的施策がどのように町民の皆様の幸福につながっているかを、あらゆる機会を利用して、分かりやすく説明してまいります。町民の皆様がこの町に住んでいてよかったと実感できる場面を1つずつ増やしていき、対話や協働を通じて、共にずっと住みたい美しきふるさとを築き上げていけるよう、丁寧な周知、啓発に努めてまいります。

2点目のデジタル庁のアンケート調査項目を参考にした町民アンケートの実施につきましては、デジタル庁のウェルビーイング指標や幸福度アンケート調査は、主観的な幸福度だけでなく、生活環境や社会とのつながりなど多角的な視点から住民の意識を数値化できる有効なツールであると認識しております。町では、総合計画の進捗管理のため、毎年度町民アンケートを実施しておりますが、令和9年度以降の実施に当たっては、ウェルビーイングに関する設問を取り入れ、町民の皆様の生の声や意識の変化を的確に捉えるとともに、客観的根拠に基づいた効果的な施策展開により、町民福祉の向上につなげてまいります。

3点目の武蔵野大学の研究成果の活用につきましては、大学等の研究機関が持つ知見や研究成果を行政施策に生かしていくことは非常に有意義であると考えており、町ではこれまでも様々な大学等との学官連携に取り組んでまいりました。武蔵野大学に限らず、今後も引き続き大学等の知見や研究成果を積極的に調査研究し、各施策に活用してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

ウェルビーイングの推進についてであります。4点目の教育環境につきましては、現在推進している人材育成プロジェクトにおいて、地域と共にある学校づくりと学校を核とした地域づくりを推進しており、学校や子どもたち、保護者にとっても、地域住民にとってもウェルビーイングの実現につながっていくよう取り組んでおります。学校運営協議会の活性化や地域学校協働活動の充実等を通じた、地域と一体となった学校づくり、地域の人的・物的教育資源の積極的な活用による教育環境の整備に努めているところであります。

次の地域展開における生徒の安心、安全の確保についてであります。1点目の部活動促進と地域展開の進め方につきましては、休日の練習試合の際の移動は原則保護者送迎による現地集合、現地解散となっておりますので、保護者の負担軽減や生徒の安心、安全の確保のためにも、遠征の必要性や練習試合の頻度について検討するよう、学校に指示したところであります。地域展開の推進により、休日の活動が完全に地域クラブ等で行われるようになった場合も、練習試合への移動は保護者の責任で行っていただくことを想定しております。

一方、中体連や音楽関係のコンクールなど、大会参加時の移動には貸切りバスや公共交通機関の利

用料を補助しております。また、中体連に登録した地域クラブ活動に対しても補助を行っております。今後地域展開が進む中で様々な活動の形態が想定されることを受け、安全な移動方法について研究する必要があると考えております。

2点目の保護者が送迎する場合のガイドラインの有無につきましては、本町では練習試合等において、保護者が複数の生徒を乗せたバスを運転するような事例はないと認識しており、国や県でもガイドラインは策定していないことから、策定しておりません。

3点目の町としての対応につきましては、5月19日付、スポーツ庁、文化庁、文部科学省からの共同通知、部活動の遠征等における安全確保についてを受け、長距離の移動を伴う練習試合の必要性や練習試合の頻度について、生徒や保護者の意向を十分に踏まえて検討すること。練習試合等を実施する際には、移動手段についても校長の承認を得ること。生徒に対しても、貸切りバス利用の際のシートベルトの着用や自転車による移動の際のヘルメットの着用及び交通ルールの遵守を指導することなどにより、移動に伴う安全確保の徹底を図るよう、通知に加えて学校に指導したところであります。また、6月に開催予定の園長校長合同会議においても、安全確保の徹底について指導してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、1の（1）の部分なのですが、ウェルビーイングという言葉につきましては、ご承知のとおり戦後の昭和21年、1946年にWHOの憲章で使われたのが最初でありまして、その後各国へ広がって、2020年頃から急速に使われるようになったと言われております。これは、未来の子どもたちへよりよい環境と社会を引き継ぐためであり、SDGsの開発目標を推進する時期と重なっております。つまり持続可能で心豊かなふるさとづくりがウェルビーイングにつながるものと私は考えております。幸せに生きるにはどうすればいいとか、どんな行政施策を推薦すればよいかなど、課題解決に係る政策を立案する上で職員の資質向上も必要と考えます。課題解決だけでなく、町の強みをさらに伸ばしていく政策を展開するなど、職員のスキルを高めることも必要であると考えております。施策の展開に当たりまして、PDCAサイクルで事業は発展するものと考えますが、どのようにウェルビーイングにつながる施策をブラッシュアップしていく考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） まちづくり政策課長、渡部雄二君。

○まちづくり政策課長（渡部雄二君） それでは、質問にお答えいたします。

第4次総合計画におきましては、ウェルビーイングの視点というものを5つの政策ごとに設けてございまして、このウェルビーイングの視点については、計画を策定するに当たりまして、ワークショップであったりとかアンケートなどから町民の方から町の魅力あるいは課題について意見を出していただきまして、それらを解決するための視点ということでウェルビーイングの視点を設定しまして、その視点からそれぞれに政策を設けておりまして、政策、施策と下のほうに下ろしていったって、職員も

それに基づいて事業を展開して、町民の方の幸せにつなげていくという考えで設定をしたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 分かりました。あとウェルビーイングに関しまして、ほかの自治体の好事例なんかも調査研究する必要もあるのかなと思っております。先進自治体としましては、身近な会津若松市のほうもウェルビーイングについて先駆者的な活動をやっておりますけれども、今後本町における施策立案の参考にすべきと思うのですが、その辺の考えについてを教えてください。

○議長（大竹 惣君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（渡部雄二君） ほかの先進自治体の成果を取り入れるべきだというご指摘でございますが、現在総合計画が新たにスタートしたばかりでございます、その中で先ほども申しました政策、施策、事務事業が確定はしております。ただ、今後やはりこのウェルビーイングの視点というのはますます重要になってくると思いますので、若松市に限らず、ほかの様々な先進自治体、好事例があれば、取り入れていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 好事例を参考にして、本町の発展に寄与していただければと思います。

あと、次代を担う若者に選ばれる町を目指すとしておりますけれども、移住者や観光客に対しても選ばれる視点も必要と考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、もう一度、通告の範囲内になるべく収まるように質問を組み立て直していただいてよろしいでしょうか。

長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 選ばれる町を目指していくに当たって、町民に対しての選ばれる町の施策展開が移住者や観光客に対しても選ばれるというようなところにつながるかと私は考えるので、そういった関係でどのような形で選ばれる町を目指していくのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 移住、観光に注視したらというふうではなくて、その持っていく方の部分でお願いします。

まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（渡部雄二君） お答えいたします。

今回この計画の中で、選ばれる町を目指すということで記載をしておりますが、こちらは当然今議員ご指摘のとおり、外部の方から、移住者にとっても大事なことからと思いますが、我々の意図としては、次の世代の住民の人たちに選ばれる町、残ってほしい町ということをもまず第一に考えてこの表現にしたということでございますので、ご理解していただければと思います。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） ありがとうございます。行政施策のほうでウェルビーイングにつながる行政

施策というような質問でしたけれども、町民に対してもウェルビーイングにつながる意識改革が必要かなというふうに私も考えているのですが、何でもネガティブからポジティブの思考に変える考え方というのも重要で、武蔵野大学の学部長が4つの行動について申しております。1つ目が、やってみよう。つまり目標設定、チャレンジ精神。次に、2つ目がありがとう。感謝する、あとは利他主義、思いやり。あと3番目に、何とかなる。前向き、ポジティブ精神。4つ目、ありのまま。本来の自分、着飾らない、気を遣わないというような4つの行動パターンがウェルビーイングには必要なのだというようなことを申しております。なので、そういった考え方を町民に啓発することも必要かと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（渡部雄二君） まず、町民の方への周知ということで職員の出前講座というものがございまして、令和8年度の出前講座におきましては、総合計画を一番上にしまして、お勧めですということで強くPRをしているところでございます。今のところまだ実施はしておりませんが、注文というか、オーダーが入っておりますので、そういったものを活用して、今ほど議員さんがおっしゃられた、そういった武蔵野大学の研究成果の幸せの4つの精神ですか、そういったものも説明の中に加えられればなおいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 出前講座に取り上げているというようなことで、ありがとうございます。出前講座の受付を待つばかりではなくて、積極的に町として出向くようなことも考えていただければというふうに思います。

次に、（2）のほうなのですが、先ほどデジタル庁のアンケート項目を考慮してと言いましたけれども、設問数が多くなればなるほど回答する意欲が少なくなってしまうというようなこともありますので、その辺の設問数については、なかなか微妙な感じではあるのですが、設問項目につきましては、どのように設問数とか、内容についてはどのようにお考えなのか改めてお聞きします。

○議長（大竹 惣君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（渡部雄二君） お答えいたします。

今現在実施しております町民アンケートが設問数が30問でございます。議員ご指摘のデジタル庁の幸福度調査については、おおむね50問ということでございますので、それをそのまま町民アンケートのほうに持っていくとなると設問数が増えることとなりますので、結果回収率が下がってしまうのでは困りますので、既存の設問の中にそういったデジタル庁の幸福度調査の要素を取り入れられればなというふうには思っているところでございます。ただ、第4次総合計画において、町民アンケートも新しく見直すようにはなるのですけれども、第4次総合計画において重要施策あるわけでございますが、そのうち半分は町民アンケート調査によってその成果の進捗を図ることになってございますので、

そういったところも加味すると、非常に設問の数には限りがあるのかなんていうふうに思っておりますが、いずれにしても今後来年度の調査に向けて、いろいろ精査してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 幸福度調査なのですけれども、私の考えですと、幸福度を測るための設問については主観的な設問になるかと思うのですが、その主観的なものを客観的な、可視化するというようなことも必要になってくると思うのですけれども、その辺はどのようにフィードバックしていくのかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（大竹 惣君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（渡部雄二君） お答えいたします。

ただいまの第4次総合計画におきましても、主観的指標と客観的指標というふうにございますが、基本的には現在主観的指標ということで、主にアンケートでやっているわけでございますが、主観的指標ということでの既存のデータとか、そういったものの活用というのも非常に有効だと思っております。ですので、今後そういった主観的指標についても改めて調査をして、いいアンケート調査になるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 分かりやすいフィードバックをお願いしたいと思います。

先ほど1つ目の再質問の答弁で、選ばれる町は若い世代をターゲットにしているというような答弁でございました。7年度の町民アンケートの結果を見ますと、30代以下の標本数が少ないのです。全体の回答数が420件で、1,000分の420ということで、42%程度の回答率。その中で18歳から19歳が6名、20歳から29歳が17名、30から39歳が36名、全部で59名で14%の回答率になっております。そうすると、若い人をターゲットに、選ばれる町っていても、若い人の意見がなかなか吸い取れないのではないのかなというふうに思っているのですが、若い人の意見を吸い取るに当たって、どのようにやっていますかとお聞きしたいのですが、どのようにやっていますかをお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（渡部雄二君） ただいまご指摘ありましたように町民アンケート調査も令和4年度以降ウェブによる回答方法を追加しておりまして、なおかつ18歳以上ということで、成人年齢が下がったことによって20歳から18歳に引き下げているところでございますが、なかなか若い方の回答率が上がっていないというのは現状でございます。昨年度この計画策定に当たりまして、総合計画の審議会に学校の先生が、校長先生に入っていたいたわけでございますが、その中で学校の校長先生から、総合計画自体、子どもの社会科が何かで授業で使っているというようなお話もいただきまして、さらにはウェルビーイングという言葉ももう子どもたちの中では当たり前になっているのですよなんていうような話もいただきました。ですので、今後の検討課題ではありますけれども、ア

ンケート調査だけでは若い方の意見が拾えないということであれば、そういったもっと下の世代の方に、高校生であったり、実際総合計画策定するに当たっては、西陵高校の学生さんからご意見はいただいておりますので、様々な角度から意見を拾えるような検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） ぜひともそういった高校生徒と接触して、若い感性とか考え方を吸い上げていただければというふうに思います。

（３）の再質問につきましては、先ほどお聞きしたので、ここは飛ばします。

（４）の整った教育環境整備についてなのですが、私はこれまで次代を担う子どもの育成、学力向上や地元愛を育む重要性を訴えてまいりました。このことが好循環を奏してウェルビーイングにもつながるものと考えております。したがって、今回の本件質問の教育環境とは、次代を担う子どもの育成に限った質問としております。教育環境を整えるに当たって、指導者たる教員の育成は必須でございます。ただ、教員を育成する教員研修は、あと現場のロールプレイング研修もあると思うのですが、県の領域になっております。そのような中で本町の小中学校や義務教育学校へ異動した教員に対して、町独自のウェルビーイングに特化した教育方針を身につけさせるのはハードルが高いと思いますが、どのように教育の意識改革を図り、本町におけるウェルビーイングの視点に立った目指す姿へ導こうとする教育を実践しようとするのかお伺いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ウェルビーイングという言葉は軸にご質問をいただいているわけですが、学校教育におきましては、ウェルビーイングの言葉を出すまでもなく、子どもたちのそれぞれの身体的、精神的、社会的な幸せを上げるためにやっていること全ての施策がそこにつながっていくものというふうに考えております。したがって、教員たちにもウェルビーイングという言葉こそ出しておりませんが、児童生徒一人一人の幸福度、満足度を上げるために教育活動をするのは当然のことですので、毎年、校長たちにも会議の中でそういう意識を徹底するように指導しておりますし、それから人材育成プロジェクトについても、新しく来られた先生方には各学校を通して理解いただいているものと考えております。数年前は、私直接オンラインで全教員に対して町の教育の方針であったり、人材育成プロジェクトについて説明をして、実施の徹底についてお願いをしたところではありますが、今年はやっておりませんが、今後も機会を捉えて先生方に町の教育方針、やっている人材育成プロジェクトの精神、方針がしっかりと伝わるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 分かりました。あと、子どもの中には学校の授業だけではなくて、もっと学びたいとか、そういう生徒もいるかと思います。ただ、残念なことに、ちょっと私の情報の収集が誤

っているかもしれませんが、美里町内には学習塾はなかったかななんて思っているのですけれども、もっと学びたいという子どもがいると思うのですが、そういう子どもに対して学ぶ機会を与える、あとは例えば定年退職でリタイアした教員に担っていただくとか、そういったことで子どもの学ぶ意識を高めていくというような考えはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 子どもの学びに対する意識というのは、非常に多種多様であるというふうに思っておりますから、当然子どもの中には学校教育の範疇で満足しない子どもはたくさんありますから、そういう子どもについては今様々なインターネット環境とか、学ぶ機会は今無限に広がっているというふうに考えております。ですから、もう学習塾という考え方だけでなく、様々な手段をもっと使って、子どもたちが恐らく自分の興味のあるものに手を伸ばし、意欲を向けていくのだらうというふうに思っています。公の教育の中でなかなかそこまで入っていけることは難しいのですけれども、例えば授業であってもタブレット端末なんかを使ってドリル学習をしますけれども、できる子どもさんなんかはもっともっと深い学びということで、どんどん難しい問題にチャレンジしたり、それからいわゆる総合的な学習の時間の中で探究的な学びを進めておりますけれども、自分の興味本位、興味関心に基づいた、自分でこんなことを調べてみたい、やってみたいということを子どもたちが得るような学びも徐々に広がってきておりますので、本郷学園では今年本郷科という本郷学園にしかない教科をつくって探究的な学びを始めておりますけれども、今後どんどんそういう展開を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、地域人材の活用につきましては、生涯学習課のほうで進めております学校の応援団ボランティア、いわゆる地域学校協働活動の一環であります。長期休業中にこの方々を活用して、各中学校単位で学習会などがある一定期間設けて子どもたちの学びの援助をしておりますし、小学生についても、じげんプラザで夏休みにまとめて学習会を行っていたりして、子どもたちの学びの興味に応えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 心強い答弁ありがとうございました。引き続き子どもたちの学力向上、地元愛を育む教育を推進して、進めていただければというふうに思います。

次に、2番目の再質問をしたいと思います。1つ目の今後の部活動の促進と地域展開の部分なのですが、今回の磐越道の交通事故につきましては、部活動の遠征や移動、あるいは保護者による送迎が慣例化している中で、潜在化したリスクが不幸な結果となって顕在化したものと考えております。また、事故が発生したときの責任の所在が曖昧だったものが、今回の事故で明確にしようとする機運が発生したものと考えております。今後部活動の地域展開が進む中で、生徒は町内3中学校間や会津若松市の関係施設への移動が発生することが想定されます。その移動の頻度につきましては、年度が重なるごとに増加するのではないかと考えております。そこで、お尋ねしますが、部活動の入部

は生徒の任意、その任意参加の部活動は教育活動かどうか、その辺どのように考えているかちょっとお伺いします。これにつきましては、今ちょっと再質問で移動に係る費用負担の考え方につながりますので、部活動の活動が教育活動かどうかについて、教育長はどのようにお考えなのかをお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 部活動の取扱いにつきましては、国が定める学習指導要領において、教育外の活動ではあるが、学校の教育活動の一端であるというふうに言っておりますので、そのような認識であるところであります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの答弁で、大会に参加するようなときには、その会場まで保護者が送迎するということをお願いしているというような答弁ございました。顧問である教員につきましては、多分旅費が出ると思います。善意で子どもたちを送迎している保護者につきましては、自己負担で送迎を行っている。そういった自己負担に対して、多少なり一部の補助を出しているというような話もございましたけれども、送迎を担っている保護者に対して、新たな一部補助というようなことは考えはないのかお聞きしたいのですが。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 部活動の大会参加等の交通費の手当てということだと思うのですが、これにつきましては、ちょっと分けをしたいと思うのですが、いわゆる教育課程の中で行われているような大会、つまり中学校体育連盟が主催するような大会であったり、一部NHK杯の合唱コンクールであったり、それから土日開催ではありますけれども、全国の日本合唱連盟が開催するような大会であったりとかコンクール、そういう割と公的なものについては、もう町が公費負担をしておりますので、基本的に保護者の方の送迎はないというふうにご理解いただきたいと思います。学校が手配する公共交通機関や、あるいは貸切りバス等による移動が原則というふうになっております。近場の場合には自転車で集合なんていうこともありますけれども、基本的には補助をしております。

それから、問題になるのは、練習試合とか、あるいは公に例えば自治体の教育委員会が後援に入っていないようないわゆる冠大会や、連盟とか協会なんかが主催する大会とか、そういうものがぼつぼつありますので、そういうものへの参加については、公的補助はしておりません。したがって、そういう場合には、これは保護者に送迎をお願いするというようなことを基本的にやっております。教員についても、先ほど旅費というお話ありましたが、原則教員も練習試合等で近間の会場で練習試合なんていう場合には旅費は、旅行命令はありませんので、基本的には部活動手当という、3時間以上部活動に携わった場合に月1回3,600円いただけると、それだけの手当てでやって、ほぼボランティア的な中身でやっている状態でございます。したがって、保護者の方にも今後、ご自分の子どもさんの選択した特別な活動でありますから、学習塾に送り迎えするのと同じような考えで基本的には送迎も

保護者負担で責任を持ってやっていただくということを原則にしてまいりたいというふうに思っております。

なお、現在国は実証事業等で合同部活動だったり、地域展開で部活動している場合の移動手段について、国から実証事業の経費、補助は出しておりますけれども、いわゆる全ての自治体に対して、そういう場合の交通費は国が持ちますよなんていうことはまだ全然ないわけでありまして。したがって、そういう国の状況なども今後見据えながら、保護者の送迎等に係る負担、それを軽減するための施策については今後研究してまいりたいというふうに先ほど答弁させていただいたとおりであります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 今の答弁で、教員に対して任命権者、学校長の旅行命令が出ていない大会もあるというような話でございました。公務災害の考え方としまして、大会会場が職場ということで、例えば自宅からその競技会場までの事故につきましては通勤災害扱いになるわけなのですけれども、任命権者の旅行命令が出ていないということは、万が一事故った場合は教員の保険で対応するというような形になるわけでよろしいのですか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

いわゆる正式に旅費を支給するための裏づけがある旅行命令を校長が発する形ではなくて、こういうところ、例えば今週の土曜日に部活動としてどここの会場に練習試合に行きますなんていうのを部活動届の中で書いて、校長、教頭が分かりましたという確認を押すという、今その程度でやっております。ただ、学校の教育活動の一環であるのは間違いありませんので、部活動手当も出しておりますし、ですから万が一の事故等でけがされた場合なんかには交渉という形に当然なるのは当たり前ですが、例えば物損事故を起こしたときの対応とか、そういうものについては、最終的にやっぱりその個人の保険等にお世話になるしかないという部分が多いと思います。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 地域展開のことなのですけれども、子どもが移動するに当たって保護者の経費負担が生じるような場合、例えば低所得者世帯でそういった負担ができない、あとは公式な大会に行くに当たって自己負担が生じるような場合、低所得者世帯ではその交通費等を出せない、そういった生徒さんにつきましては、入部できない場合、自分の好きな部活動ができなくなる、あとは大会にも行けなくなるというような懸念が生じるかと思うのですが、そういった場合に教育的配慮というのはあるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、生徒が入部するに当たる部分になってしまいますので、今回は地域展開における生徒の安心、安全の確保についての範囲内でもう一度質問してください。

長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 入部してからの地域展開ということで関連があるかなと思って質問したので

すが、では今の質問は取り消したいと思います。

次に、ガイドラインのことににつきまして、再質問させていただきます。ガイドラインはないということだったのですが、磐越道の交通事故などの県知事の定例記者会見でも、ガイドラインのことについて話しておりました。それについては、国土交通省がつくった輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインというのが参考にするようなことをうたっていたわけなのですけれども、国交省がつくったガイドラインなので、道路運送に係る範囲のガイドラインの内容になっておりました。この国交省がつくったガイドラインをベースに、子どもの移動に関しましてチェックリストを作成しまして、生徒の安全、安心が確保できると思ったわけなのですが、例えば国交省のガイドラインに記載していない遠征移動は何キロメートルまでとか、宿泊を伴うものは駄目ですとか、公式大会でないものも移動は駄目ですとか、独自のチェック項目を追加すれば、引率する教員なんかも安心できるのではないのかなと思うのですけれども、こういったチェックリスト等の作成につきましては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 部活動に係るチェックリストというおただしでありますけれども、いわゆる遠征とか練習試合等に関する校内の規定といたしますが、これについては各学校ごとにある程度のものは持っている認識しております。高校なんかより詳しいものを持っていますけれども、それはなぜかといいますと、部活動の遠征等に交通費等必要な場合に、いわゆる後援会みたいな学校に組織があるのが大体常でありまして、そこから何がしのやっぱりお金が出ている。交通費、バスの補助であったりとか。なので、大体何回までですとか、県外の遠征は年何回までですとか、高校なんかも詳しく決まっていますが、中学校でもある程度のものは持っていて、基本的には県外には行かないとかというものは多分あると思いますし、回数についても、今土日の休養なんかも必要な時代になってきておりますから、見直なささいというのが今回の通知にもありますけれども、そこは学校がある程度の線を持っているというふうに思っております。

それから、安全管理につきましては、ガイドラインというわけではありませんけれども、学校では危機管理マニュアルというものを作成しております。これにつきましては、火災とか、地震とか、あるいは暴漢者が来た場合とか、様々な事象に対してこんなふうに対応しますという職員の動きを明記したものもありますが、そこに近年加えられまして、子どもが校外活動をする場合、修学旅行とか遠足なんかも含めて、部活動なんかも含めて、そういう場合の安全管理体制についても危機管理マニュアルの中に盛り込みなさいというふうな通知がかつてありまして、各校のマニュアルの中にある程度のものは備わっているわけではありますが、ただ議員おたしの交通手段でバス借りの場合には、営業ナンバーかどうか確認しろとは、そこまで多分入ったものはないと思いますが、多分そこは常識の範囲でやっているのだというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 最初の私の質問で、安心、安全確保のため費用を優先してはならないというふうに言いました。経費を浮かすために安全、安心を怠ってはならないということなわけなのですが、貸切りバスを使う場合、公益社団法人の日本バス協会の中でバス会社のランキングづけがあるのです。町内のバス会社は三つ星の会社でございましたが、貸切りバスを使うに当たっては、こういったセーフティーバスを使わなければならないとか、そういった選択肢もあると思います。あと、先ほどチェックリストはないかもしれないけれども、それに見合ったようなものが各学校にあるというふうな教育長の答弁でしたが、それは間違いないですか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） チェックリストというものは、確認ですが、バスのことに関するチェックリストということなのですか。何のチェックリストというふうにおたかしでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 移動に当たって、子どもの引率とか移動するに当たって、安全を確保するためのチェックリストです。例えばバスであれば白ナンバーは駄目ですよとか、移動は先ほど言ったとおり何キロまでとか、運転手はちゃんとアルコールチェッカーをやっていたかとか、運転資格は間違いなとか、そういったチェックリストを想定しているのですが。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 基本的には貸切りバス等をお願いしていますから、そこまで学校は確認は多分していないと思います。バス会社にきちんとお願いをして、営業ナンバーのバスが来て、活動するという形だと思います。

それから、まれなケースとして、現在教育委員会でもありますのは、スクールバスの目的外使用ということで、運行しているスクールバスを昼間の空いている時間にこども園や小中学校、義務教育学校の活動で使う場合、これについては教育委員会が認めたものとして活動して使っていただいています。これも間違いなくきちんとしたバスでありますから、議員想定されていらっしゃるような白ナンバーのバスを基本的に公的なこども園とか学校が使うということは想定して全くありません。なので、チェックリストというものは存在しないと思います。ただ、先ほど申しましたように、危機管理マニュアルの中に校外活動の安全確保についての明記はあるというふうに申し上げたところであります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） それでは、確認いたしますが、移動するに当たってバスを使う場合は、緑ナンバーの営業の貸切りバスということで、経費を浮かすためにレンタカーを借りて保護者が運転するとか、そういったことは絶対ないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 答弁でも申し上げたとおりであります。一切ないものというふうに認識し

ております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） あと、最後なのですけれども、先ほど 6 月に園長校長会議を開催する予定だというような答弁でございました。そこで注意喚起を行うと思うのですけれども、どのような注意喚起をするものなのか、今現在話すことができる範囲で教えていただければというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） この 5 月 19 日付で、先ほど答弁でも申し上げましたスポーツ庁、文化庁、それから文科省、3 者による、部活動の遠征等における安全確保について通知が参っております。これは、既に教育委員会で、先ほど答弁のとおり、中身を増やして付け加えて、もう学校に行っておりますが、そのことをきちんと確認をさせていただくということが大きな中身になるかというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 今回の一般質問の通告期限と文科省が各都道府県に発出した時期が同じだったものですから、2 の（3）のような質問になってしまったわけなのですけれども、しっかりと子どもの安心、安全を確保するように努めていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（大竹 惣君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。

ここで次の質問の準備のため、11 時 10 分まで休憩いたします。

休 憩 （午前 11 時 02 分）

---

再 開 （午前 11 時 10 分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第 6 号、4 番、櫻井幹夫君。

〔4 番（櫻井幹夫君）登壇〕

○4 番（櫻井幹夫君） 4 番、櫻井幹夫です。通告のとおり質問します。

1、自主防災組織の重要性と設立の拡大に向けた取組、AED の設置について。本町では、数年前から自主防災組織の設立に向けて、地域指導員を中心に各地区に対し説明会を開催するなど、様々な取組を行ってきました。しかしながら、設立件数は伸び悩み、毎年の決算特別委員会の事務事業報告では目立った成果は示されてきていません。町第 4 次総合計画では、設立後の支援環境を整備するとしていますが、一方でこれまで行ってきた新規設立に向けた取組を加速するような具体的な施策は示されていません。現状のままでは、自主防災組織に、重要な地域を自分たちで守り、育てていくという機運は生まれてきません。これからは、自主防災組織設立による効果を具体的に町民に示し、その必要性を伝えていく必要があると考えます。そこで、次の点について、当局の考えを伺います。

（1）町はこれまで地区や住民に対し、自主防災組織設立に向けてはどのような説明を行ってき

たのか伺います。さらに、深刻化する消防団員の成り手不足など地域課題を取り上げて、自主防災組織の重要性を訴えることが必要であると考えますが、そのような話し合いは行ったのでしょうか。人口減少が進む中で消防団員の成り手は減り、日中町外で勤務する者も多くいます。火災や急な災害には対応することが難しいのが現状です。地域を守るため、自主防災組織など、消防団だけでない地域防災の組織づくりは早急の課題と考えますが、見解を伺います。

（２）自主防災組織は、火災に対する備えではありません。大雨による川の増水や土砂災害などの自然災害に対する備えも必要です。また、昨今の熊による人身被害なども、地域を挙げて被害防止に取り組まなければ、問題解決には至りません。自分自身を守ることは最優先されますが、地域で支え合い、助け合う共助もますます重要です。しかし、現代社会において地域のコミュニティは希薄となり、人々のつながりはどんどん薄れてきています。このままでは、本来人々が持つ助け合いの精神がさらに失われていくと予想されます。自主防災組織は、希薄になった地域のコミュニティを活性化させるためにも効果的であり、その設立に向けては積極的に行政が関わっていく必要があると考えます。改めて町は、自主防災組織の在り方、必要性をどのように考えているのか見解を伺います。

（３）町第４次総合計画に示す自主防災組織設立後の支援について、具体的にどのような支援を考えているのか伺います。自主防災組織は、災害時の対応のみならず、日常の人命を守るための役割も担うものと考えます。少子高齢化が進む現在において、高齢者の在宅看護が増加しています。施設の受入れ人数には制限があり、在宅での看護とならざるを得ない現状です。高齢者に限ったことではありませんが、本町は居住範囲が広く、山間地域に至っては、救急車を要請しても、到着まで時間を相当要する地域もあります。もう少し早く気づいていれば、もし十分な対応ができていれば、助かる命もあったのではないのでしょうか。救急車到着までに何ができるかが重要です。そこで、有効なのがＡＥＤ、自動体外式除細動器です。救急車到着までに時間がかかる、おおむね１０分以上、山間地域に対してＡＥＤの設置を推奨、支援してはどうでしょうか。いざというときすぐに利用できるよう、例えば地区の集会所にＡＥＤを設置する。設置に当たり使用方法の講習などを行えば、自主防災組織立ち上げの機運ともなるのではないのでしょうか。これからも全ての住民が安全かつ安心して暮らせるまちづくりのため、町は引き続き自主防災組織設立に向けた取組を積極的に展開していくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） ４番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

自主防災組織の重要性と設立の拡大に向けた取組、ＡＥＤの設置についてであります。１点目のこれまでの説明内容と地域課題につきましては、これまで自治区長会総会等の機会を捉え、自主防災組織の制度や補助内容の周知を図るとともに、ご依頼のあった地域においては出前講座を開催し、火災や風水害等の災害時における共助の重要性を訴えてまいりました。議員ご指摘のとおり、消防団員

の成り手不足や日中における活動体制の確保は喫緊の課題であり、これまでも出前講座などを活用して、地域住民との対話や体制づくりに向けた機運醸成を図ってきたところであります。地域を守るためには、専門的な技術を持つ消防団と、平時からの情報共有や迅速な避難誘導などを担う自主防災組織の連携が不可欠であり、互いに補完し合う関係を構築していくことが地域防災力の向上につながるものと考えております。

2点目の自主防災組織の在り方と必要性につきましては、大雨や土砂災害、また昨今の野生鳥獣被害への対策を含め、地域が自主的に防災、減災に取り組む体制を構築することは、極めて重要であります。そうした中で自主防災組織の設立は、地域の防災機能の強化のみならず、平時からの声かけや見守りを通じた住民同士のつながりを取り戻す契機になるものと認識しております。希薄化する地域コミュニティを再構築し、互いに支え合う精神を醸成するためにも、自主防災組織は極めて有効な取組の一つであると再認識しているところであります。

3点目の設立後の支援と集会所等へのAED設置につきましては、自主防災組織においては、設立時のみならず、その後の継続的な活動を後押しする環境整備が急務であると考えております。このため、現在の補助制度を見直し、組織設立後も継続的に支援できるよう、補助要綱の改正を進めてまいります。

また、山間地域における集会所等へのAED設置につきましては、救命率向上の観点から有効な手段であると認識しております。一方で、機器の適正な管理や保守点検、設置後の継続的な運用体制の維持には地域ぐるみでの組織的な取組が前提となります。まずは、AEDの配置状況や山間地域の特性を踏まえ、どのような体制であれば実効性のある運用が可能か、調査検討を進めてまいります。町といたしましては、地域防災の要となる自主防災組織の設立を推進し、持続可能で安全、安心な地域社会の構築に向け、積極的に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） それでは、答弁に対する確認も含め、質問を続けます。

私は、消防団の分団長をしていたこともありまして、自分の住む地域の自治区や住民に対して、自主防災組織の重要性とか、あと設立に向けての働きかけというのを行ってきました。しかしながら、やっぱり町と同然になかなか広がらず、今も同じような活動を続けているのが現状です。改めてその重要性和早期の設立が広がることを願って、今回ここの場に立たせていただいて、この質問をさせていただきます。

まず、順番を追って進めていきますが、これまでの説明の仕方を伺いましたところ、自治区長会、総会等というところでの説明ということなのですから、やはりそもそもそのやり方自体がもう間違っていたのではないかというふうに私は考えています。というのも、自治区自体がコロナ禍を境に活動がほとんどなくなりまして、みんなが集まる機会も少ないし、ましてや区長さんを中心に何か積

極的な活動をするというのがほぼほぼ見られなくなってきています。ですので、区長さん対象というよりは、別な見方をしていったほうがいいのかというふうに思っています。

まず第1には、ごめんなさい、順番がちょっと逆なのだけれども、組織として、やっぱり町の考え方として、消防団と自主防災組織は多分別物として考えられていると思うのです。ただ、今回答弁いただいた中には連携するというふうにあったので、少しご提案をさせていただくのですが、自主防災組織には数々の役割があります。その中にはいわゆる実行班、消火をしたり、救助したりという部分と、あとは連絡体制であったり、あるいは救護班、炊事班というものがあります。実際にそれを自治区の中でみんなで補っていかうとすると、消防団のような組織ではないので、もし実行役に回った場合にけがしたり、負傷といいますか、何かあった場合の補償がないので、正直問いかけても、どちらかというやりたがらないのが現状です。できたら、町のほうで保険掛けたらどうですかなんていう話を以前私させてもらったこともあるのですけれども、なかなかそこは取り入れるにはハードルが高いという話がありまして、とすると消防団と自主防災組織を連携というよりは、一体化させて、実行役に関しては消防団に配置してもらい、お願いする。その他のリーダーさんも含めて、けがリスクの少ない部分に関しては地域の住民で、例えばちょっと高齢になった方でもできる部分があるでしょうし、消防団は今だとほとんどが男性なのです。女性がなかなか参加しづらいというのは、施設なども女性が使うにはちょっと使いづらい状況にもありますので、ただそれが自主防災組織となれば、恐らく集会所を中心とした施設をメインに活動ができますから、いろんな意味で女性でも使い勝手はよくなると思います。また、他の自治体の例としては、女性リーダーの育成をして女性参加をどんどん促すという取組をしている自治体もあるようです。むしろ女性のほうが責任感が強かったりしますので、逆にリーダーになってもらうということもいいのかということを見ると、やはり区長さん相手の、区長ありきの進め方では少し難しいのかなというふうに思うのですが、それに関して町としてはどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、渡部朋宏君。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

現状の自主防災組織の設立につきましては、基本的には自治区を基本としてこれまで進めてきた経過がございます。しかしながら、自主防災組織につきましては、必ずしも自治区に限ったものではなくて、自治区の例えば細かい内部の組織でもいいですし、複数の自治区が関連した自主防災組織というものもあるかと思います。その辺りは自治区の状況に応じまして柔軟に対応していくべきだなというふうに思っております。あくまでも自主防災組織なので、まず自主的な活動というのが原則になりますので、その点を踏まえて、地域の実情に合った対応として町のほうでも考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） 非常にありがたいお言葉で、自治区に関しては、集落が幾つも集まった自治区もありまして、私のところなんかそうなのですけれども、1自治区の中に集落2つあって、実はそれぞれに集会所がありまして、私自身も自分の集落だけで自主防災組織を立ち上げようとするとなんに困難ではないかというふうには思っているのですけれども、別なほうの集落もあるので、そちらとの兼ね合いをつけて自主防災組織立ち上げに持っていこうとすると、なかなか困難なのです。なので、今おっしゃったように、もしも自治区ではなくて、その内部の小さい集団での設立も可能だというふうに受け取ったのですが、確認で、そこよろしいのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

そのような認識で結構です。ただ、これまでそういった意味では、自治区が基本的な考え方があったものですから、そういった設立が内部でという部分の周知が十分にできていたかということに関しましては、できていなかったところがあったかと思います。その辺りにつきましては、地域の状況というのが多種多様だと思しますので、そういった自主防災組織の設立の在り方につきましては、改めて周知をしたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） ちょっと付け加えて、私からも答弁させていただきたいと思います。

私もこの自主防災組織というのは非常に大事だし、やっぱり数多くつくるべきだなというふうに思っています。私就任してからずっと見ていて、区長総会でお願ひします。区長さんに聞いてみると、そういう話もあったなというだけで終わってしまって、やっぱり組織の立ち上げまでは至っていないという今までの現状があるので、このままでは増えないなというふうに思っています。私も事あるごとにやっぱり区長さんが一番、集落であれば区長さんが率先して消防団との連携も含めて立ち上げるべきだということをお話をさせていますけれども、今総務課長からあったように、設置に向けてまたという話もありましたので、しっかりその辺はつくってくださいだけではなくて、要請があったからではなくて、やっぱりこちらから働きかけていく、事あるごとにというのがこれからは大事なのだろうというふうに思いますので、よくその辺は検討して進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） 町長にお話しいただいたので、何言うか忘れてしまった。今お話しただけだったので、私自身次に進みやすくなったなというのはすごく思っています。

それで、少し話は戻しますが、先ほどちょっとお話をした消防団組織と自主防災組織を一体化するという点に関しては、実際的に可能でしょうか。結局自治区によってはもう消防団員がゼロになりかけておりまして、なかなか本当に自主防災組織もない、消防団員もいないという中で、ちょ

っと安心、安全は確保できなくなっている、少なからずそういうところには積極的に早く自主防災組織立ち上げていきたいと思うのですけれども、そうしたときに、さっき言ったように消防団は組織として保険とか掛けてもらえるのです。でも、自主防災組織では、それはかなわないのが現状なのです。なので、今の考えの中では、機能別消防団員をいないところには配置して、その人たちが多少なりとも保険的な部分が受けられるような、実行班という立場に持っていけたらいいのかなというふうに考えるのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

これまでの考え方としましては、消防団と自主防災組織につきましては、基本的に役割が違うということで整理をしております。専門的な消防団員に対して、自主防災組織については初期対応であったり、そういった部分ということになります。ただ、地域の実情がいろいろありますので、イコールとしてできるかどうかにつきましては、今後の検討課題かなというふうに思っております。いずれにしましても、地域の状況を踏まえて、こういった体制がいいのか、地域防災に向けてこういった体制がいいのかということにつきましては、十分検討していく必要があるかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） 町では、自主防災組織活動マニュアルというのを作成されていて、その中を見ると、アンケートの結果が出ていました。平成25年5月時点のもののようにしたけれども、半数以上の住民が不安を抱えて生活しているというのが明らかに示されていました。できるだけ私たちも努力をしながら、それぞれが安心して暮らせるようなまちづくりを進めていきたいというふうに思います。

最後に、AED設置の件をご提案をしたのですけれども、これまでの自主防災組織設立支援補助金交付要綱を見ると、第4条で、補助金を受け取ることのできる回数は組織設立時の1回限りとなっているのですけれども、改正するというふうには答弁いただいているのですが、具体的にはどのくらい支援いただけるような予定なのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

現在の補助金につきましては、あくまでも設立時というふうになっておりますが、議員ご指摘のとおり、継続的な活動についても必要だという認識をしております。現在改正に向けた準備を進めているところです。具体的な内容につきましては、現在想定しておりますのは、購入費用の2分の1が上限としまして、5万円を考えております。こちらにつきましては、回数は限定せず、必要に応じて継続的に利用できるものということで整理をしたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） 回数がないということで、非常に使いやすくなるというか、いろんな展開が予想されるので、自主防災組織を立ち上げようという機運にもつながるのかなというふうに思います。それを前提に、A E Dに関してやはり維持管理の部分も含めて、なかなかハードルが高いというようなお話は聞いてはいましたけれども、A E Dの場合だとレンタルなんかもできるのです。そうしたときに、今後ですけれども、仮に自主防災組織として自分たちでレンタルして設置しようかとなった場合に、そのレンタル費用を例えば毎年四、五千元から1万円ぐらいかかるとしたときには、そういったものを対象とすることは今現在としては可能とお考えですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（渡部朋宏君） お答えします。

現段階では購入を前提としておりますが、今後継続的な利用ということを考えた場合には、制度設計によっては補助金そのものは単年度を原則としながら、リースも対象に含めるということは可能だというふうに認識しております。その辺り踏まえて、新たな補助要綱の改正は進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） 今急に投げかけている話なので、町としてもこれからのいろんな段取りや準備は必要だと思いますので、私自身も今お話ししたのが全てそれで解決するとは思っていませんし、町全体が自主防災組織にあふれるような、そんな町にはまだまだ程遠いと思っていますので、さらにいろんな今後の展開、方策を考えながら、町のほうと協議していきたいと思っていますので、引き続き自主防災組織立ち上げのための活動を一緒に取り組んでいけたらというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（大竹 惣君） これで櫻井幹夫君の質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時39分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第7号、12番、渋井清隆君。

〔12番（渋井清隆君）登壇〕

○12番（渋井清隆君） それでは、通告に従い、質問させていただきます。質問事項2問でございます。

まず、1 問目、公共施設解体工事の工事積算における共通費の算定について。公共施設解体工事の工事費は、工事積算基準の定めにより、直接工事費、共通費及び消費税等の相当額で構成され、共通費は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分されています。そこで、共通費の算定と工事価格について伺います。

( 1 ) 新営建築工事において、監理事務所を設けた場合と設けない場合の工事価格の比較。

( 2 ) 解体工事においては、監理事務所は不要と考えるが、当局の見解を伺います。

2 問目、水道事業の経営について。本町における飲料水の受水は、会津若松地方広域市町村圏整備組合に依存しております。その受水団体である会津美里町の 1 日最大供給量は5,400立方メートル、基本料金は月額739万7,000円、水量料金は 1 立方メートルにつき12円、超過水量は 1 立方メートルにつき57円と会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給条例に基本料金、水量料金について令和 8 年 4 月 1 日から施行すると定められています。ちなみに、有収率は水道事業の経営効率を示すもので、水道事業の収益性と効率性を評価する基本指標であり、水道事務所にとって最も重要であると考えます。そこで、令和 7 年度における実態について伺います。

( 1 ) 年間有収水量。

( 2 ) 年間総配水量。

( 3 ) 有効水量。

( 4 ) 無効水量。

( 5 ) 一般的な有収率の目標値。

( 6 ) 有収率。

( 7 ) 年間受水量。

( 8 ) 月額の基本料金。

( 9 ) 基本料金の総額。

( 10 ) 水量料金。

( 11 ) 超過料金と水量。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 12番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

なお、公共施設解体工事の工事積算における共通費の算定についてにつきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

水道事業の経営についてであります。令和 7 年度水道事業の実態について、実績に基づき、順を追ってお答えします。1 点目の年間有収水量につきましては、料金徴収対象となった年間の水量で142万7,064立方メートルです。

2点目の年間総配水量につきましては、配水池から供給された年間の数量で203万7,891立方メートルです。

3点目の有効水量につきましては、年間総配水量のうち、実際に使用した水量の合計で料金をいただく有収水量と、消防用水などの無収水量で構成されており、145万919立方メートルです。

4点目の無効水量につきましては、年間総配水量のうち、配水管の漏水などで失われた水量で、58万6,972立方メートルです。

5点目の一般的な有収率の目標値、6点目の有収率につきましては、有収率とは年間総配水量のうち料金徴収の対象となった水量の割合であり、一般的に90%前後の目標に対し、70.03%です。

7点目の年間受水量につきましては、会津若松地方広域市町村圏整備組合から年間174万8,236立方メートルを受水しております。

8点目の月額の基本料金、9点目の基本料金の総額、10点目の水量料金につきましては、会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給条例により、月額の基本料金は739万7,000円と定められており、基本料金の総額は8,876万4,000円、水量料金は総額1,750万4,050円です。

11点目の超過料金と水量につきましては、令和7年度における基本料金を超えて使用した水量は482立方メートルで、超過料金は2万6,510円となります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 12番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

公共施設解体工事の工事積算における共通費の算定についてであります。1点目の新営建築工事における監理事務所を設けた場合と設けない場合の工事価格の比較につきましては、国土交通省が定める公共建築工事積算基準等資料において、監理事務所を設けない場合は建築工事の直接工事費に共通仮設費率及び直接工事費の額により算出される0.887から0.988の間の補正值、いわゆる監理事務所補正值を乗じることとされています。したがって、監理事務所を設けた場合に対し、設けない場合は共通仮設費の金額が下がり、それに伴い現場管理費及び一般管理費等が下がることから、それらを加算した共通費が下がります。以上のことから、工事価格も下がることとなります。

2点目の解体工事における監理事務所の必要性につきましては、監理事務所の設置について、法令等による規定はありません。したがって、一般的に監理事務所の設置については、工事の規模や、現場と設計図書との照合、確認の頻度を総合的に勘案し、必要に応じ設置するものと考えますが、当町における公共施設解体工事の範囲内においては、監理事務所の設置は必要ないものと考えております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 今教育長からる説明がありましたが、ご丁寧にこのとおりでございます。言うことはございませんが、そこでまずここが分かっている話だと思うのですが、現場監理事務所ということで、この現場監理事務所というのはどういうことをやるのだから、そこら辺をお聞きしたいと思ったのですが、監理事務所、現場管理と監理事務所は違うわけです。そこら辺の区別を教えてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、歌川和仁君。

○生涯学習課長（歌川和仁君） お答えいたします。

まず、現場事務所でございますが、こちらにつきましては、通常従業員の方、こちらが主として詰め所的な場所として、休憩も含めて朝の朝礼に始まり、設計図書との照合だとか、そういった作業をしながら、休憩を取ったりする場所だと考えてございます。一方、監理事務所につきましては、例えば新営建築工事におきましては、部材が納品されてございます。そういった場合の納品の検収だとか、もちろん設計図書との照合、また行政に代わる監理委託されている業者さん及び請け負っている業者さん、そういった方が常駐して管理し合う詰め所だと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そのとおりでございます。それで、私ここでこれを持ち出しているというのは、今まで前年度において設計違算があったわけです、いろいろ。その区分的に見るために、この共通費のことを言っていたわけです。それは、ここまで知っているならば、要はこの工事価格というのは、その一つ一つの積み上げになるわけです。それでもって、消費税相当額を掛けて価格が決まるわけです、工事費のほうの。ですから、ここをしっかりとこの部分を基本的に覚えていれば、ある程度違算ということは出てこないのです。ましてや特に新営工事の場合、この場合は必要でないものが入っていたり、普通なのが入っていなかったり。通常は解体ですから、品質保証の関係とか、そういうのは要らないのです。潰すだけです。新しいときは、そういうものが果たして製品が入っているかというのが基本的に造って1.0になっている。要らないから補正率、補正值というのがあって、今言うように、ここに書いてあるように0.887から0.988の間の補正值です。よって、こうなる。だから、例えば今ここなんかはないから、そうするとそもそもはあったときは1.0ですから。ないですから、この範囲内で落ちます。そうすると、違ってくるわけですね。そういうものが出てくる一つの目安として私はここを述べたのです。それを一つ一つやっていって、要するに共通仮設費は共通仮設費の補正率、あと現場管理費、一般管理費補正率ってみんな算出根拠があるのです、国交省で出した。その値を使ってこれの一つ一つはめ込んでいく、そういうのがずっと積み重なって、最終的には総括表というところに上がってきて、そこには金銭的補償とか、そういうものが出てくるわけです、様々。だから、全部書かなくていいのです、これ。だから、一つの成果品が入ってきたときに、要するに設計側から出てきたのを最低上チェックするのは、そこら辺はきちんとここで一見して分かるわけです。

まず現場があるかないか分かるのです。だから、そういうのの目安としてやるということが、私はこれを言いたかったので、ここでもう一回確認のため、担当者として、そこをお聞きしたかったということでございます。それが（１）番のほうです。

（２）番のほうについては、監理事務所を、これ不要だと、今言ったように。なぜかという、今何遍も言いましたが、先ほど課長さんが述べられたように、現場事務所と監理事務所は違うことの違いを述べていただきました。これは、日々の用に対してやるのが現場事務所ですよと、いろいろ人夫の方がとか。だけれども、監理事務所というのは、建設工事の品質とか安全性とかを管理、設計書どおりにそういうものがやっているか、ないのかという、材料検査とか、そういうために監理事務所というのを設けるわけです。ですから、監理事務所と現場事務所ですか、これは全然物が違うのです。だから、それは状態によって答弁のとおりになりますけれども、そういうところでやっぱりいかに安く、いいものをやるかと。チェックもどういうところを体制を見るかということの違いのところのチェックリストを今聞いたわけなのです。そこさえやっていけば、そう大きな工事は間違いはなくなっているのですが、たまたま７年度においては、解体においては全部間違っています。これは、全部までは、そればかりでないと、有価物補償、スクラップ、これもあります。終わったところで説明していない部分もありましたことも、たまたま１つだけは今残っている状態です、明許繰越しで。これがどういうふうに出てくるか私も分かりませんが、そういうところが恐らくあるだろうと思います。こういうところさえ最低基準的に分かって、これだけ説明できるのですから、チェックはできると思うのです、ある程度。もうここまでできれば、もう最高だと思います、ある程度。先ほど言ったように一つ一つの出た答えに補正率を掛けながら、出てきたものの積み重ねで工事費が出るのですから。だから、ぴっ、ぴっ、ぴって直接工事、工事原価まで出てくれば、みんな分かるわけです。だから、これから私今言ったように、私も経験上こういうのをやってきましたから、ある程度分かります、様々。ですから、事務屋だからと言わずに、やはりここら辺はいろいろ見れば書式には出ていますので、今書式なくてもＣＤのほうですか、あれに全部押せば出るようになっているのです。これさえ分かれば自動計算できるのです。例えばこういうことなのです。ここなんかは積寒地域になっていますよと、積雪寒冷地域。そうすると、補正だのなんだのというのは、もう既にそのプログラムの中に組み込まれているのです。だから、まずその基本的なことを押さなければ、反映しないのです。だから、この場合は全体になっていますが、若松の場合だと寒冷地域は湊だからと、もうランクが書いてあるのです。後でよく見てもらうと分かりますが、そういうところをそういうふうに見れば、ある程度のこういう間違いというか、これからのあれについては参考になるのではないかなと。やはりここまでしゃべれるのでは、もう中身は分かっていることになっているのです。そこを踏まえながら、これからも精進していただきたいなということで、一応この再質問というのをやっておきました。何もどうのこうのというわけでもございません。最低の基準ですので、よく参考書を見て頑張ってください。

では、2問目に入りたいと思います。2問目は、これ経営のことなのですが、まず一番ここで、皆さん先ほど聞いていただいたように、問題は有収水量なのです。では、この有収水量の計算例をひとつ教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、鵜川晃君。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 有収水量、こちらにつきましては、ご家庭並びに事業所に対して配水した水量でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そうでない。計算式を教えていただきたいということです。これ書いてあるから、分かります。有収水量を出すに当たっては、何を何で割って百を掛けるのですかということです。これ出ているのですから、分かるのです。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 渋井議員、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、有収率ではなくて……

〔「率」と言う人あり〕

○建設水道課長（鵜川 晃君） 今水量とおっしゃったので……

〔「率でいいです」と言う人あり〕

○建設水道課長（鵜川 晃君） 率ですか。分かりました。年間の有収水量を年間の配水量で割ったものでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 割ったもののパーセントは、100掛けなければならないのではないのですか。要らないの。そうすると、ここでいうと100掛けて70.03、これそうですね、有収水量。100掛けなくていいの、パーセントを出すの、率ですから。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 失礼しました。先ほど申し上げた有収水量に対して年間配水量を除して、それに100を掛けたものであります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 私、ですから、1番、2番、ちゃんと順序よく書いておいたのです。要は年間の総配水量というのは、これ順序よく書いておいたのが年間有収水量を年間総配水量でもって割って、100を掛けたのが70.03ですよということだよね。70.03ということは、要は100から70.03引くと約30%、これが漏水ですね。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） そのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そうしますと、30％程度が無駄になって捨てているということになるわけです。お金をかけながら、捨てている。このお金というのは、固定費と流動費がありますよね。関山と新鶴に自己水源を持っているわけです。そうすると、そこには二次滅菌をしなくてはならない状態な状況になっているわけです。その使う次亜塩素酸ナトリウム、要するに滅菌液です。これが流動費になってきて、プラスアルファで流しているわけです。いかがですか、それ。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 渋井議員おただしのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そういうものが、無駄な金がどんどん、どんどん出てきます。それで、なおかつ先ほどこの広域のほうからもあるように2万6,000円ですと、これは少ないですけども。これを70％というのは、一般的な、ここでもちゃんと自分たちが認めているわけです。目標では90だと。20％、これでももう追いつかない。それで、ましてや広域化に伴っての衛星中継で技術力の協定なんか、連携というか、あれもあったようです。やっているわけです。それは反映しているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまのおただしですが、もう一度お聞かせ願いたいと思うのですが。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、もう一度お願いします。

渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 端的に言うと、対策はどうしているのですかということなのです、そういうものをやると。端的に言っていいですから。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 有収率の向上のための対策という意味合いだと私は感じましたが、こちらにつきましては、老朽管の更新並びに漏水対策ということで、捨てる水の部分、それを減少させるという取組をしております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 漏水管の更新ということになると、エタパイですね、今まではエタニットパイプ、スチールストレート管。それをV Pなり塩ビなりにやるわけでしょうが、この当時やったときはそういうもので使っていたので、問題は在来土復旧を使っているのです。分かる。掘ったままのものでやっている。そこには転石岩とかいろいろ入っていますよね。今全巻、砂巻かないと転圧で壊れるのです。そういうことで、そもそもそこからが間違いの部分が、漏水の部分が始まっていると思うのですが、でもこの漏水っていっても、その道路、いわば農道だ、公道だということと深さが違います、埋設管の。だから、そういうところにあって、いわゆる漏水している箇所というか、水というのは上にはなかなか上がらないのです。下に潜ってしまうから、水だから。それで、地方の、地方とい

うとおかしいですが、新鶴とか、そういうところのをやる場合は、1つの対策とかを見つけるのに、そこから出てくるか、着紅とかそういうのを使って、入れれば、冬やれば赤なり、青なりの、あるいは漏ったところ出てくるのです、上に上がる部分については。こういう部分、結局混合水になるとちょっと分からないけれども。だから、その中でちょっとお聞きしたいのは、この3地域、70.03しか上がらないのですが、30%漏れているということになっているわけですが、どの地域が多いのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 3地域ということで、一番漏水が多いと思われる地域につきましては、高田地域になります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そうすると、これは企業団から来て、虫掛配水池に受水して、それ以降、企業団のほうはダクタイル管だから、鋳鉄管だから、ほぼないと思うのですけれども、受水以降、メーターまでの間ですよね、これはうちのほうでやる分は。これが漏水になっているわけです。メーター通れば、これ有効になって、お金に返ってくる、それは本人が悪いということになる。ここの間が町の管理なのです、境までは。だから、ここに中には真っすぐ直管で行っているものもあれば、共同管で、ループ管で行っているものがあれば、いろいろあると思う。そうすると、ループ管で行くというのは枝があるわけです、直管でないから。やはりここら辺が漏れているというのが想定できるのではないかと。やはりそういうところを調査するとか、道路ばかりやっても駄目なのです。恐らく道路よりも、これぐらいの水量あるということは、道路のどこかも相当傷んでいるところがあると思いますが、要はそこから行っている給水、個人宅に行っている、この間もあるのではないかなと。ただ、私あまりないと思っているのは、ポリパイプでテーパージョイントで行っているのです、テーパード、ジョイントツールで。あれは50メートルあるのです。エタパイの場合は短いでしょう。だから、つなぎのカラー部分を用意して詰めるから、カラーのところから漏れるとなる。だから、テーパージョイントで行っているから、そこはあんまりはないと思うけれども、そのつなぎ目、本管というか、受水管から、送っている管からのつなぎ目、ここが傷んでいるのではないのかなと私は想定しているのです。これをやっぱりきちんと止めていかないとまずいと思うのですが、そのために実施計画をつくって今やっているわけです。その実施計画、距離にもよりますが、広いですから、これ何年後に全部終了するようになるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 実施計画の部分につきましては、ただいま資料が手持ちにございませんので、お答えできません。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 後ほどその後で教えていただきたいと思います。何せこの水というのは厄介

なもので、上に上がらないから、下に行くからですが、でもここで町長にお聞きしたいと思いますが、広域圏のほうに行っているから、広域圏の部分については分かると思うのです。これは水道管理者ですから、町長さん、何とかこれ、ここを改善するというか、漏水を止めるにはやはりここにある程度の重点的にやっていかないと、これからどんどん、どんどん直せば壊れる、直せば、必ずこれ起きますよ、実際。ですから、これはそこに、今年はどういうところに重点を置いてやるとか、やっぱりそういう計画は必要なのですが、そういう指示はいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 水道事業、そしてまた管が大分老朽化しているということもあって、計画的にやっているわけですが、その辺は担当がよく内容を把握しているわけですから、私もよく担当課と話し合いながら、なるべくそういった、前に進むような工夫をしていきたいなというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 今町長からそういうふうにいただいたので、担当課はやはりこれからやるためには、今先ほども申し上げましたが、恐らく在来土になっているから駄目なのです。今現在は全巻というか、それでやっているのですか。山砂なのか、川砂なのかは別にして、巻砂を使っていますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鶴川 晃君） 議員おただしのとおり巻砂、山砂を使用しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そういうふうにして、やはりそれともう一つは明示シートかな。上にかかるところに入っている、あちこちあるよね。明示シートをしっかりと入れて、水道を見直すにそういう、要は切ることではできるわけですが、どこ入っているか分からないではしょうがないですから。水道以外の公共事業の場合は、道路切るのは耐用年数というのがあるわけですから、白舗装の場合は5年、黒舗装、アスファルトは3年と。ただし、今みたいな公共性があれば、いつでもできると。やみくもに切るわけにはいかないのです。これからはやっぱりジョイントをつくらないような長さでやらないと、5メートルよりも10メートルのほうが壊れる率は少ないです。つなぎが短くなるから、カラーつくのに。だから、そういうような技術的なことをやはり習得しながら、何がいい材料なのか。一番いいのは鋳鉄管です、ダクタイル鋳鉄管。クボタ鉄工、栗本だか、どこかが造っている。今クボタ鉄工なんて、みんな農機具屋だと思っているのですが、違うのですよ、あれ。そもそもは水道屋さんなのです。あのマーク見てください。ダクタイル管でもってマークになっているのです、あれ、記章は。だから、そこまではいなくても、耐用年数というか、ある程度ありますから、漏水をいち早く止めて、やはり無駄な金をどぶに投げないと、投げるということでもなく、投げないようにして、その余った余剰の金額を町民のために使っていただきたい。結局無駄金を使っているのです、血税をそこに。だから、経営はなかなか大変ですが、有収率は100に近いほどいいわけですから、70というの

はやっぱりちょっと低いと思うので。これ以前私、前の監査委員とやったときに、やっぱり少なかったのが80まで上げたことあるのです、いろいろ調査しながら。調査の方法も、各子メーターがついていると思うのです。そうすると、それは夜間流量のときに、夜間でもって一部止めながら、やれることもできるのです。必ず行っているのですから、子メーターあるのですから、本管は。そこで、その区間が漏っているということもできると思うのです。いずれにせよ、有収率を、やはり100に近いほどいいわけですから、せめて90にいかなくても、80くらいには目標値としてやっていただきたいということを申し上げまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鶴川 晃君） 先ほどの実施計画の年度でございますが、20年後ということで、20年間の計画となっております。ただ、全部が終わるということではないので、再度計画を見直しをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

ここで次の質問の準備のため、1時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時37分）

---

再 開 （午後 1時45分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第8号、8番、星次君。

〔8番（星 次君）登壇〕

○8番（星 次君） それでは、さきに通告した内容について質問をいたします。

1点目でございますが、農業体験学習農場の運営についてでございます。令和4年定例会3月会議の一般質問において町当局の見解をたざしたところであり、農業体験学習館は民間への売却を進め、できない場合は解体するという答弁でありました。再度検討すべきではないかと考え、次のことについて伺います。

1つ、この農場は長年児童生徒の農業体験の場として活用されてきました。学習館と農場は一体化している施設でもあり、維持していくべきと考えますが、現在の管理運営の内容を伺います。

2つ目、農場と学習館合わせて、過去5年間の年間利用者数と維持管理経費の推移を伺います。

3つ目、県内の市町村が設置、管理運営している体験農場は県内でも数少ないと考えるが、何か所あるのか伺います。また、経費の支出は伴いますが、存続すべきであると考え、見解を伺います。

2点目、町営住宅駐車場の管理についてであります。町営住宅の駐車場は白線が薄くなって見えないため、統一性のない止め方になっている駐車場がございます。利用者は、町に対し何度か相談をしているが、いまだ解決に至っていない。また、除雪に対しても困っていると聞き及んでおります。このような状況から、次のことについて伺います。

1つ目、管理はどのようにしているのか。また、問題点はないのか。駐車場使用者に対して、使用上の注意事項等の説明は行っているのか伺います。

2つ目、駐車場使用料はどのように使われているのか伺います。

3つ目、冬期間駐車場の除雪がされないことが度々あり、支障を来しております。なぜできないのか伺います。

次に、3点目、認定こども園及び小中学校へ防犯カメラの設置についてであります。京都府南丹市で痛ましい事件がありました。この教訓を受けて、児童生徒の安全を守るため、町内全てのこども園及び小中学校等へ防犯カメラを設置すべきと考えるが、次のことについて伺います。

1つ目、現在設置されている施設は何か所あるのか。また、設置するために保護者への説明会やアンケート調査等は実施したのか伺います。

2つ目、防犯カメラの設置について、保護者等からこれまで要望等がなかったのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

なお、認定こども園及び小中学校へ防犯カメラ設置につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、農業体験学習農場の運営についてであります。1点目の現在の管理運営の内容につきましては、圃場の草刈りや施設の維持管理のほか、農業体験学習の場として小学校やこども園の児童を受け入れ、水稻やサツマイモなど農作物の栽培、管理をシルバー人材センターへの委託により行っております。

2点目の過去5年間の年間利用者数と維持管理経費の推移につきましては、令和3年度が1,649人で354万7,000円、令和4年度が1,721人で335万3,000円、令和5年度が1,744人で323万1,000円、令和6年度が1,499人で288万5,000円、令和7年度が1,068人で266万7,000円となっております。利用者は、全て町内のこども園や小学校の児童であり、児童数の減少に伴い、利用者も減少傾向にあります。

3点目の県内の体験農場の数と施設存続の考え方につきましては、体験農場の数については、関係機関に問合せを行いましたが、情報を得ることはできませんでした。また、体験農場の存続については、民間事業者への譲渡を進め、譲渡できない場合は解体する方針に変更はございませんが、体験農場は子どもたちの農業体験の機会を確保する重要な役割があると認識しております。今後民間事業者への売却の際は、現在の機能を維持したまま、農業体験の機会を確保できる活用方法を検討してまいりたいと考えております。

次の町営住宅駐車場の管理についてであります。1点目の1つ目、駐車場の管理につきましては、駐車場や共用部分について、入居者自ら管理するよう取り決めております。

1点目の2つ目、駐車場の問題点につきましては、入居者から区画を超えて駐車するなどの駐車場の使用に関する苦情をいただいておりますが、その内容に応じた対応を随時実施していることから、大きな問題点はないと認識しております。

1点目の3つ目、使用上の注意事項等につきましては、入居される際に入居者に対し、入居のしおりにより、駐車場の使用ルールについて説明しております。

2点目の駐車場使用料の使途につきましては、町営住宅の施設管理などの財源として活用しております。

3点目の駐車場の除雪につきましては、原則入居者が実施するよう取り決めており、近隣自治体においても同様の扱いとなっております。

なお、本町においては、大雪などにより入居者個人での対応が困難である場合、排雪等の対応をしております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

認定こども園及び小中学校への防犯カメラの設置についてであります。1点目の1つ目、現在設置されている施設につきましては、新鶴こども園、新鶴小学校、本郷学園前期課程の3施設に防犯カメラが設置されております。

1点目の2つ目、設置に際しての説明会やアンケートにつきましては、実施しておりません。

2点目の保護者等からの要望につきましては、町連合PTAから令和7年度学校教育に関する要望書の中で、不審者侵入防止対策としての防犯カメラの設置要望をいただいております。町としましては、令和8年度より順次未設置施設への設置を進めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の管理運営状況であります。主にシルバー人材センターに委託されまして、圃場の草刈り、それから維持管理、それから体験農業の作物の管理等をやっていると思うのですが、やっぱりこの管理、さほど町としては、主に人件費だと思うのです。シルバー人材センターの委託費。それなので、やはり子どもが体験させられる、そして幸せというか、農業体験して、ああそうだな、食の大切さ、そういうふうなことが実感できるというのは美里町にはあまりないのです。一般の農家の方が受け入れて、そういうのをやっている事例もありますが、こういう公の施設でこれだけできるというのはないので、これだけの施設で、最後に言われておりますが、代わりはないこの体験学習館、それは民間に売却した場合でも、現在の機能を維持しながらということで条件でやるということですが、恐

らくこれだけの、民間としていつの時点で公募とか、そういうふうな考えがあって実施されるのか、その辺ちょっと１点だけ伺いをします。先に１点。

○議長（大竹 惣君） 農林振興課長、目黒裕樹君。

○農林振興課長（目黒裕樹君） お答えいたします。

民間への売却でございますが、今年度中にサウンディング調査を実施できないか検討しております。サウンディング調査の中で民間事業者からの提案も受けながら、町の希望する形も提示しながら、協議していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○８番（星 次君） 聞き取りにくかったのですが、今年度中に何をやるというあれですか。ちょっと聞き取れなかったの。

○議長（大竹 惣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（目黒裕樹君） 今年度中にサウンディング調査を実施したいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○８番（星 次君） それで、私の質問であります。県内で私は、恐らくあっても、私の記憶では飯館村が村営でやっているというふうな記憶はあるのですが、恐らくないと思うのです。私会津農林事務所聞いてみました。そしたら、やっぱり県内にはないのだと。美里町はすばらしいそういうふうな体験農業ということで、県の払下げというか、それで今に至っているわけなので、ぜひ継続してほしいと言っているのです。町の経費はかかりますが、そういうふうな直営で経営やっているというのは県内でも珍しいので、ぜひこれは町として、そのために県では、継続してやっていただきたいというわけで払下げした意図というか、意向があるので、今言われた、今年度中にサウンディングやって募集するのだということがありますが、再度考え方、もっと町長とも打合せしながら、やっぱりこれだけの施設はほかにはないのだということで、県のほうでももう少しあれだったら農業改良普及所の先生方も、私たちも協力して手伝いしましょうかなんていう話も出しているの、やはり再度検討してもらえないかなというふうに思うのですが、今年度中にやるということなので、もう既に準備入っているかもしれませんが、再度、今年度中でなくて、今年度のいつ頃を予定しているのか。

○議長（大竹 惣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（目黒裕樹君） 具体的な時期につきましては、まだ検討中でございますが、今年度中にサウンディング調査を実施しまして、その中で町の希望等、意向等ですか、を提案しながら、また民間事業者からの提案を受けながら、こういった方向性、こういった譲渡の在り方があるのか検討してまいるという計画ではございます。ただ、ご提案の内容もございまして、そういった希望もあるという中で、町のほうとしても民間事業者の選定に向けて、まずは検討させていただきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 考え方は分かりましたので、私の考えと、あとあの周辺の、それぞれあそこに会津試験地があったときに指導を受けた方々が多くいるのです。あそこは主に柿と、それからオタネニンジンですか、それから高田梅の栽培に力を入れて、農家の所得を上げようということであそこで研究されたわけでありますので、周辺農家の方はやっぱりあのおかげで我々は所得を上げることができたので、存続してほしいという願いがありますので、その辺は町長よく受け止めて、判断していただきたいなというふうに思います。

それから、私としては、町の考えはそうではありますが、いろいろ視点を変えてやれば、あそこは本当に優良、景色もいい、それから土地もいいということで、やっぱり今新聞等でいろいろ言っていますが、もう今農家の、これ県で力入れているのです。移住の就農促進ということで、県で力を入れて今やろうとしているのです。だから、それでそういうふうな、あそこは移住者にも本当に最適な場所だというふうに考えて私はおります。実は例を挙げると、下郷町の行っているクライנגルテンですか、これは国の補助を受けて造って、最近では都市近郊から若者がどんどん利用して、それでできれば移住したいというようなことで、今頑張っているところなのです。だから、あそこと同じぐらいに美里の今の体験農業は匹敵するぐらいなので、やはりいいのではないかなというふうに私は思うので、ぜひ研究してみてほしいなというふうに思っております。なお考えのほどをひとつお願いしたいと思っています。

○議長（大竹 惣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（目黒裕樹君） お答えいたします。

今様々なご提案いただきました。民間事業者との協議というものは進めていきたいというふうに考えておるのですが、その前段といたしまして、様々なご提案いただきましたものも関係各課と協議の上で提示できればというふうに考えておりますので、そのような形で検討を進めさせていただければと思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、よろしくひとつお願いしたいと思います。

次に、町営住宅の駐車場管理についてであります。町の考え方は、おおむねこれは間違いないだろうというふうに思いますが、一つの場所を取ってみれば下中川の町営住宅、私も町民から言われて現地確認してきました。ところが、白線も何も引いていないのです。だから、縦列駐車だかのどんなような駐車、全然規則を守っていないで駐車していて、駐車スペースがないと言っているのです。ここには白線、そういうふうにして区画、これやっているみたいですが、全然やっていないのです。課長、どうですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、鵜川晃君。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまの下中川住宅の白線の部分でございますが、下中川住宅に

つきましては、白線を引いてございます。議員おただしのように、薄くなって見えにくくなっているということはございますが、白線はもともと引いてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 課長、それ確認はしてきましたか。白線の跡なんかないですよ。除雪で少し薄くなったなんて、全然ないのですから。だから、あそこに入居している方が、駐車料金を払ってやっているのに、町は何でやってくれないかって言っているのです。だから、何に使っているのか教えてくださいと、駐車料金。だから、やっぱり町はきちんとそういう入所者の言うように白線を引いてくれて、規律よくさせるのが行政の仕事ではないのですか。違いますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 町のほうとしましても、白線の部分、白線を越えて駐車していて、ほかの方が止められないような事案が報告されることがございます。そういった部分につきましては、速やかに現地のほうに赴きまして、その対象者の方について指導させていただいております。今後白線の薄い部分につきましては、年次計画に基づきまして、あの白線については補修をしていきたいというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 私は、今下中川の住宅の例を挙げたのですが、ほかにも町の町営住宅いっぱいあるわけです。その部分の確認というのはどんなふうにやっていますか。半年に1回ぐらいやっているのですか。それとも、入居者からいろいろ苦情があったときに動くのですか。その辺の住宅の管理の仕方について、どんなふうにやっているのだからちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 確認につきましては、月1回程度現場のほうに赴いて現地のほうを確認したり、当然今議員おただしのように、住民の方から苦情があったような場合については、現地調査をしております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、この町は入居者にいろいろパンフレットをつくったりとか、しおりつくったりして周知はしているようですが、やっぱり入居者はもうそこに何十年も住んでいる方もいて、最初に入った人なんて、もう忘れてしまっているのです。だから、言ったからそうだからということじゃなくて、やっぱり文書なりとか何かでお知らせをして、再度ルールで守っていただきたいというようなことは必要ではないかと思うのですが、課長、それ大丈夫ですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまのマナーについての周知方法ということでございますが、そちらにつきましては、随時そういった事案が発生した住宅につきましては、住宅全員の入居者に対して注意喚起のチラシを配布したりということで対応はしてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） ひとつ再度周知の意味でお願いしたいなというふうに思います。

それで、1つは除雪も入居者でやるというふうな取決めだそうです、大雪の降った場合、自分の車だけはやるけれども、出入りまでの道路まで行くまでのところはなかなかできないというのです。やっぱり通勤とか行った後でも回って除雪してあげるとか、そういうのも必要でないかなと思うのです。住宅の駐車料の払っている人は、除雪もたまにはやってもらわないと、我々もう間に合わなくて、一昨年なんかは大雪で間に合わなくて、本当に大変だったのですなんていう話も聞けたので、その辺はもう少し除雪等を考えてほしいなというふうに思っているのですが、課長、どうでしょうか。やっぱりできないですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鶴川 晃君） ただいまの冬期間の除雪につきましては、入居者が自らご自身の駐車場並びに道路までの通路、こちらのほうをみんなで協力をして除雪をしていただくことになってございます。これは原則論ということで、ほかの公営住宅、民間住宅でも同様の取扱いが多いということで確認をさせていただいております。おとしの大雪時の除雪についてであります、こちらにつきましては、数年に1回程度大雪があるケースがございます。そういった場合につきましては、町の除雪車並びにトラック等で排雪をした実績がございますので、そういった部分で大雪があつて、本当に入居者もお困りのようであれば、そういった部分につきましては、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 本当にお互いに協力し合いながら、行政と入所者がうまくできるようにやっぱりお願いしたいなというふうに思います。

それでは、3点目に移りますが、新鶴こども園、それから新鶴小学校、本郷学園前期課程、3施設に防犯カメラというふうに設置されておるそうですが、各学校何か所ぐらい設置になっているのか、その辺お聞きします。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、遠藤香君。

○こども教育課長（遠藤 香君） お答えいたします。

各学校玄関等の1か所ずつになっております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 全箇所というあれですか。再度もう一回。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（遠藤 香君） 現在設置されております3施設とも1か所ずつという形になっております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 分かりました。1か所ですね。それはどこにというか、私の考えだとやっぱり各階ごとに、3階建てだと1階ごとに3か所とか、グラウンドに取りあえずは立ったので、校門の入り口につけてあるのかななんて思ったのですが、1か所というのはどこなのでしょう。最近不法侵入者が、新聞、テレビ等で、本当に困ったものだというふうに思っているのですが、侵入者が多いのです。それで、事件になるというようなことから、本当に外部からやっぱり侵入者を防ぐということで、ある学校によると記帳なんかさせているところあるのですが、あの記帳は本当に知っている方が学校内に用事があるて行く方であるので、あまりそういうふうな犯罪には結びつかないのかなって思うのですが、今は外部からの本当不法侵入があるので、やっぱり。最後にいい答弁がありましたので、8年度から、今年度から随時設置を進めていくというふうな前向きな姿勢でありますので、できれば各学校とも多く、さっき私が言ったとおり校門に1か所、それから各階に1か所ずつとか、そういうふうに学校も防衛というか、自ら守っていくというふうな、児童生徒を守っていくという心構えも、教育委員会しかりですが、そういうふうな態度をやっぱりしてほしいなというふうに思っている、これから進めていくので、今年度補正予算出るのかななんていうことで若干ちょっと思ったのですが、町のこれからの進め方についてというところをお聞きます。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 先ほどこども教育課長お答えいたしましたのは、来年度、令和9年度の予算立てを予定している、それ以降順次ということであります。

なお、今年度は1か所だけ導入予定であります。来年度以降、残りの施設についても手当てをしていきたいということでもあります。

なお、防犯カメラ、非常に有効な場合も多いと思うのですが、現実には私も例えば会津学鳳中・高におったときに新校舎4か所カメラ設置しましたが、現実には見てられないのです。人がいません、カメラを見ている。なので、録画はできて、事後対応のためにカメラの録画内容を見ることができて、実際に防犯に役立つことは私はほとんどないというふうに思っています。現実的に玄関に設置させていただいておりますのは、今現在防犯カメラ設置している施設では、玄関を施錠しているケースが多うございます。ですから、来校者がおいでになってピンポンとか押しますが、そのときにカメラで、こういう方おいでだ、では解錠しましょうというふうな確認のためというのが主な用途だというふうに私は考えております。遠隔から学校の周辺全部を録画するなんていう方法もあるかとは思いますが、現実には抑止力にはなかなかないというふうに考えているところです。それよりは、監視カメラ設置中の看板でもあちこちに置いたほうがいいのかかななんて思っておりますが、なお様々な手段を講じながら、児童生徒、子どもの安全確保には努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○８番（星 次君） 教育長の考えは消極的な、そういうふうな考えでないかなというふうに思うのですが、子どもの安全、安心を守る、身体を守るということで、やっぱり一つの手段だと思うのです、防犯カメラは。もう熊だって来るのですよ、学校に。だから、やっぱりそうでなくて、熊は看板読めないですからね、言っておきますが。

それで、この記事、教育長も見たと思うのですが、二本松市では事件があったすぐに、全てのこども園から小中学校まで全て予算化して、もうやっているのです。県内にはこういうふうにしてすぐに迅速に動くという市町村もあるわけですから、こういう先進事例もやっぱり研究しながら取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、再度。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 二本松の事例も存じ上げてはおりますけれども、他市町村がすぐに追従しないというのも、なかなか防犯カメラだけではやはり不審者の侵入を防ぐことができないということがありますので、防犯カメラの設置もしながら、総合的に安全対策は講じていくべきものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○８番（星 次君） よろしくひとつ再検討していただいて、内部でもう少し詰めていただいて、設置についてよろしくお願いいたしまして、私からの一般質問はこれで終わります。

○議長（大竹 惣君） これで星次君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 ２時２２分）

定 例 会 6 月 会 議

( 第 4 号 )

## 令和 8 年会津美里町議会定例会 6 月会議

### 議事日程 第 4 号

令和 8 年 6 月 8 日（月）午前 10 時 00 分開議

- 第 1 報告第 4 号 専決処分の報告について（会津美里町税条例の一部を改正する条例）
- 第 2 報告第 5 号 専決処分の報告について（会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 3 報告第 6 号 令和 7 年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第 7 号 令和 7 年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 5 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 6 報告第 9 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 7 報告第 10 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 8 議案第 37 号 令和 8 年度会津美里町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 総括質疑
- 第 10 議案の常任委員会付託について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（ 13 名）

|     |             |      |             |
|-----|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 阿 部 雄 一 郎 君 | 8 番  | 星 次 君       |
| 2 番 | 福 島 雅 典 君   | 9 番  | 鈴 木 繁 明 君   |
| 3 番 | 荒 川 佳 一 君   | 10 番 | 横 山 知 世 志 君 |
| 4 番 | 櫻 井 幹 夫 君   | 11 番 | 根 本 謙 一 君   |
| 5 番 | 長 嶺 一 也 君   | 12 番 | 浜 井 清 隆 君   |
| 6 番 | 小 島 裕 子 君   | 13 番 | 大 竹 惣 君     |
| 7 番 | 村 松 尚 君     |      |             |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 町 長                  | 杉 山 純 一 君 |
| 副 町 長                | 鈴 木 國 人 君 |
| 総 務 課 長              | 渡 部 朋 宏 君 |
| まちづくり<br>政策課長        | 渡 部 雄 二 君 |
| 会 計 管 理 者            | 猪 俣 利 幸 君 |
| 町 民 税 務 課 長          | 大 竹 淳 志 君 |
| 健康ふくし課長              | 高 橋 力 也 君 |
| に ぎ わ い<br>創 造 課 長   | 栗 城 嘉 則 君 |
| 農 林 振 興 課 長          | 目 黒 裕 樹 君 |
| 建 設 水 道 課 長          | 鵜 川 晃 君   |
| 教 育 長                | 歌 川 哲 由 君 |
| こども教育課長              | 遠 藤 香 君   |
| 生涯学習課長               | 歌 川 和 仁 君 |
| 選挙管理委員会<br>書記長（兼）    | 渡 部 朋 宏 君 |
| 農 業 委 員 会<br>事務局長（兼） | 目 黒 裕 樹 君 |
| 代 表 監 査 委 員          | 薄 久 男 君   |

○事務局職員出席者

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 川 田 佑 子 君 |
|---------|-----------|

事務局長  
兼 総務係

小 林 一 成 君

開 議 （午前 10 時 00 分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

---

○報告第 4 号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第 1、報告第 4 号 専決処分の報告について（会津美里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、大竹淳志君。

○町民税務課長（大竹淳志君） 報告第 4 号 専決処分の報告について（会津美里町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書 3 ページから 44 ページを御覧ください。本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、改正内容のうち令和 8 年 4 月 1 日から施行される規定に関連する会津美里町税条例について、引用する条項等を整理するため所要の改正を行い、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により本年 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

議案書 44 ページを御覧ください。概要説明により説明いたします。主な改正の内容ですが、1 点目の軽自動車税についてでございますが、軽自動車税に係る構成の見直しでございまして、環境性能割と種別割の 2 本立てであった軽自動車税について、環境性能割を廃止し軽自動車税として再編し、条文内の名称及び規定を整理したものでございます。

2 点目は個人町民税でございますが、住宅借入金等特別税額控除の旧規定の整理、本町に該当はございませんが、肉用牛の売却所得に係る免除期限の令和 9 年度から令和 12 年度までの延長、優良住宅地等の譲渡所得特例適用期限の令和 8 年度から令和 11 年度までの延長など、所要の改正をすることとしたものでございます。

3 点目は固定資産税についてでございますが、地方税法の改正に伴い、引用条文の条項のずれを整理したものでございます。また、特別特定建築物の改修に伴う特例割合を 3 分の 1 とする規定を新設することとしたものでございます。

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号を終了いたします。

---

○報告第5号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第2、報告第5号 専決処分の報告について（会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、大竹淳志君。

○町民税務課長（大竹淳志君） 報告第5号 専決処分の報告について（会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書45ページから48ページを御覧ください。48ページ、概要説明によりご説明いたします。本件は、地方再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が本年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について、所要の改正を行い、地方自治法第180条第1項の規定により本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

48ページを御覧ください。改正の内容ですが、本町の地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税について、適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとするものです。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号を終了いたします。

---

○報告第6号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第3、報告第6号 令和7年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、渡部朋宏君。

○総務課長（渡部朋宏君） それでは、報告第6号 令和7年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

議案書49ページから51ページを御覧ください。本件は、令和7年度補正予算において議決をいただきました繰越明許費につきまして繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書50ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、議決いただきました金額、最終的な翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳でございます。

事業名でございますが、自治区長事業、総合行政システム運用事業、戸籍住民基本台帳事業、高齢者福祉施設管理事業、物価高対応子育て応援手当支給事業、健診等事業、水利施設管理事業、林道整備維持管理事業、商工活性化事業、橋梁長寿命化補修事業、道路新設改良等事業、遺跡調査・整備事業、体育施設管理運営事業、林道災害復旧事業の14事業につきまして、議決をいただきました金額5億7,853万円のうち5億7,841万470円を翌年度に繰越したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号を終了いたします。

---

#### ○報告第7号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第4、報告第7号 令和7年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鵜川晃君。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 報告第7号 令和7年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書についてをご説明いたします。

議案書52ページ、53ページ、併せまして54ページ、概要説明を御覧ください。本件は、国の追加補正により事業採択された水道事業が令和7年度内に事業完了が困難となったため繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

議案書53ページを御覧ください。1款資本的支出、1項建設改良費、老朽管更新事業につきましては、委託料、工事請負費8,904万8,000円を翌年度に繰り越したものであります。財源の内訳としまして、国庫補助金が1,681万5,000円、企業債が3,610万円、損益勘定留保資金が3,613万3,000円となります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号を終了いたします。

---

○報告第8号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第5、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鵜川晃君。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 報告第8号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書55ページ、56ページ、併せまして57ページ、概要説明を御覧ください。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和8年1月3日午後3時5分頃、町内沼田字取上乙地内において、町道敷地内の樹木が倒れ、走行していた自家用自動車に接触し、左前方バンパー等を破損させる自動車物損事故が発生しました。その後、令和8年2月25日、相手方Y氏（会津若松市）と自動車物損事故に係る損害賠償金について、13万5,340円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、本件事故後、倒木につきましては撤去し、現在は安全に通行できることを併せて報告いたします。

説明は以上であります。よろしくをお願いします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 樹木の倒木のことににつきましてちょっとお伺いします。

住所から見ますとパールラインかなというふうに推測されるわけなのですが、道路脇、数メートル分の道路敷地にあった樹木が倒れたということだと思うのですが、その倒木の状況についてももう少し詳しく。積雪での重みで倒れたのか、老木で倒れたのか、ちょっとその辺詳しくお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 倒木の状況でございますが、積雪期間でございました。その関係上、雪の重みで倒木となったものであります。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第8号を終了いたします。

---

○報告第9号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第6、報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鵜川晃君。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 報告第9号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書58ページ、59ページ、併せまして60ページ、概要説明を御覧ください。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和8年1月16日午後6時30分頃、町内和田目字和泉新田地内において、舗装面の老朽化に伴う陥没によりタイヤを破損させる自動車物損事故が発生しました。その後、令和8年3月2日、相手方T氏（新潟県村上市）と自動車物損事故に係る損害賠償金について、5万4,121円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、本件事故後、陥没箇所につきましては現在補修が完了していることを併せて報告いたします。

説明は以上であります。よろしくをお願いします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 道路陥没なのですけれども、ここの道路の道路パトロールの状況について教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 道路パトロールにつきましては、冬期間については随時行っておりますが、この場所につきましては、陥没が水で覆われていたということもありまして発見ができなかったことがあるというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 7番、村松尚君。

○7番（村松 尚君） 1点確認させてください。

この事故内容の件なのですけれども、タイヤの損傷ですね。こちらタイヤの破損させた損傷ですけれども、タイヤはこれは損傷に関しては1本だったのか、2本だったのか。町道の場合、これ案分の絡みも多分出てくると思うのですけれども、当町としていれば今回の修繕に係る損害賠償に関してはタイヤの損傷に関して100%町として出しているのか、それとも。他町では大体50%というところもありますから、新品で買っても。当町としては、何%の割合で算出してこの損害賠償という部分に結

びつけたのか、その辺教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまのおただしでございます。左前タイヤと後輪、これを２本とも損傷してございます。路面が左側のほうの陥没であったため、このようになったものというふうを考えております。

あと、補償割合、そちらにつきましては、ただいまちょっと資料がございませんでしたので、お答えできない状態です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○７番（村松 尚君） そうすると、後で教えてもらうことは可能ですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 後ほどお答えしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第９号を終了いたします。

---

#### ○報告第１０号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第７、報告第１０号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鵜川晃君。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 報告第１０号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書６１ページ、６２ページ、併せまして６３ページ、概要説明を御覧ください。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和８年１月２９日午後２時２７分頃、町内勝原字竹原地内において、除雪車が除雪作業中、停車していた自家用自動車に接触し、ボンネットを破損させる自動車物損事故が発生しました。その後、令和８年７月２０日、相手方Ｉ氏（会津若松市）と自動車物損事故に係る損害賠償金について、５６万８,６００円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分しましたので、第２条第２項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

８番、星次君。

○８番（星 次君） この概要説明を見ますと、午後２時２７分ということで、早朝でなくて、待機

者というか、運転手が恐らくこの時間には多くいると思うのです。私が常に言っている、補助員をつけてやればこういう事故は発生しないのです。では、2人で行くかとかって。やっぱりそういう本当に、担当課では指導していると言うけれども、全然運転者、オペレーターには浸透していないのではないかというふうに感じるわけでありますが、これ運転手1人だと思うのですが、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまおただしの運転手の人数でございますが、当時は1名でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 損害賠償で賄うことができるというふうなことで安心はしているのですが、再度やっぱり、こういう事例が度々あるのだよということをやっぱり始まる前、12月の始まる前にいろいろ事例を挙げながら指導徹底を再度やっていくという考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 議員おただしのとおり、オペレーターにつきましてはしっかり安全講習、こちらのほうを受講いただきながら、交通安全については十分配慮していただくように努めてまいりたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 7番、村松尚君。

○7番（村松 尚君） お尋ねします。

事故内容についてなのですが、こちらボンネットのみの割に割合としてはかなり高額な金額の損害賠償となっています。1つ考えられるのは、例えばボンネットだけではなくて中のエンジンルームのほうまでそのまんま押しちゃって、車自体が補償内容の中で全損扱いになってこの金額が算出されたということも考えられるのですけれども、こちら賠償に当たっての根拠というのはあくまでもボンネットのみの事故内容なのか。あと、オペレーターの方、この事故後、こういった事故があった場合のオペレーターのその後の指導であったり、再度講習などを行っているのか、その辺伺います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいま補償内容のボンネット部分ということで説明がございましたが、詳細については今、後ほどお答えしたいと思います。

あと、事故後のオペレーターへの安全講習については、指導については実施してございます。一応現場のほうで安全確認の録画のほうも残っておりまして、そういった形で目視による確認は確実にやっていたというふうに確認はできるのですが、この車両がブルと同じ黄色系の車両でしたので、それによる見落としだったものというふうに推測はしております。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第10号を終了いたします。

---

○議案第37号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案第37号 令和8年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、総務課長から説明を求めます。

総務課長、渡部朋宏君。

○総務課長（渡部朋宏君） それでは、議案第37号 令和8年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

予算書と併せまして、提出案件資料を御覧ください。

なお、今回の補正の概要であります。本郷こども園建設予定地の変更に伴う事業費の整理及び本郷学園通路新設工事の実施設等の補正を行うものでございます。

それでは、予算書1ページを御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ625万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億2,374万6,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為につきまして新たに設定するものでございます。

第3条は、地方債につきまして追加及び廃止の補正を行うものでございます。

4ページ、第2表、債務負担行為を御覧ください。只見線運営費負担金及び会津美里町体育施設（高田・新鶴地域体育施設）管理委託事業につきまして、令和8年度で債務負担行為の設定が終了するため、期間及び限度額をそれぞれ記載のとおり設定するものでございます。

5ページを御覧ください。第3表、地方債補正であります。まず追加でありまして、過疎対策事業債になりますが、本郷学園改修事業及び本郷インフォメーションセンター改修事業につきまして、改修に係る実施設等を行うため、それぞれ記載のとおり追加するものでございます。

6ページは廃止になります。同じく過疎対策事業債になりますが、本郷こども園整備事業につきまして、建設予定地の変更による事業費の減額に伴い廃止するものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

なお、各課の補正内容につきましては、提出案件資料に記載しておりますので、主な内容のみご説明をさせていただきます。

9ページを御覧ください。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金580万5,000円の増額につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でありまして、

小規模特別養護老人ホームに対して補助金を交付するため増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金739万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源調整のため増額するものでございます。

次に、20款諸収入、4項雑入、2目雑入240万円の減額につきましては、コミュニティ助成事業助成金でありまして、地区の自主的活動を支援する自治総合センターのコミュニティ助成による事業の不採択により減額するものでございます。

10ページをお開きください。21款町債、1項町債、2目民生債から8目教育債につきましては、第3表、地方債補正でご説明したものであり、それぞれ減額及び増額の補正をするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。11ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、2目自治振興費240万円の減額につきましては、18節のコミュニティ助成事業助成金でありまして、歳入でもご説明をしましたが、地区の自主的活動を支援する自治総合センターのコミュニティ助成による事業の不採択により減額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、5目高齢者福祉施設費580万5,000円の増額につきましては、18節の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金でありまして、同じく歳入でご説明をしておりますが、施設の老朽化に伴う大規模改修を実施する必要がある小規模特別養護老人ホームに対して補助金を交付するため増額するものでございます。

次に、2項児童福祉費、12ページに移りまして、5目認定こども園費3,008万8,000円の減額につきましては、12節の測量設計委託料及び16節の用地購入費でありまして、本郷こども園の建設予定地の変更によりまして道路拡幅及び駐車場整備が不要となったため、それぞれ減額するものでございます。

7款土木費、4項都市計画費、13ページに移りまして、2目公園費886万6,000円の増額につきましては、12節の基本設計等業務委託料でありまして、旧本郷第一小学校跡地整備について開発許可の基本設計が必要となったため増額するものでございます。

次に、9款教育費、4項義務教育学校費、3目施設整備費985万3,000円の増額につきましては、11節の手数料及び12節の設計委託料でありまして、本郷学園通路新設工事の実施設計等を行うため増額するものでございます。

次のページからは給与費明細書になりますので、御覧いただければと思います。

歳入歳出の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

8番、星次君。

○8番（星 次君） それでは、資料は13ページであります。7款の土木費の委託料。基本設計の委託料。今説明がありましたが、開発許可ということで旧本郷小学校の跡地ということですが、私が言いたいのは、なぜ今の6月補正で計上するのかということなのです。やっぱり当初予算で

枠配分方式ということでやったのですよね、今年度は。その枠配分から組まれなかった部分が今回の土木費と教育費の設計委託料なのかというふうに理解するのですが、そうでなくて特別な、また別な理由があったら教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまのおたしでございます。本郷一小跡地につきましては、駐車場、町道部分を当初除外をして、1万平米以下であれば申請が必要でないという判断をしておりました。その後、若松建設事務所、関係機関と協議をした結果、一体的な数年間にわたる開発になるという判断をされたため、現在1万6,000平米ということで一体的に開発許可が必要になったため、3月当初の段階ではそれは判明できなかったわけですが、今回速やかに計上させていただいて、実施していきたいということで今回計上させてもらったものであります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 開発許可については、前々から事務は粛々と進めていたわけです。やっと若松建設事務所に行って相談したら今になったということがどうも理解できないのです。なぜそんなふうに、早くやるべきでしょう。外枠だけはちゃんと決めて、これで変更なしということで開発許可やりますということで我々に相談しているわけです。私は、この補正自体がなぜ当初で組めなかったかということなのです。だから、事業費が大きくなって、では6月補正でしましょうというようなことになったのか、その辺は事務が遅れてそうなったのか。今課長言うように、事務が遅れて当初で組めなかったというわけですが、そういうふうなやり取り、財政課、財政担当とやり取りというか、その相談とかいろいろやっての結果なのですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 本郷一小の部分につきましては、そちらのほうでこども園のほうの開発、こちらのほうに向けた関係上、2月が一番早い段階だと記憶しておりますが、その段階で決断をいただきまして、それから当初予算ということで、当初予算の編成時期につきましては議員もご存じのとおり11月、12月ということで実施しておりますので、当然その段階では当初予算には組み込むことができなかったと。速やかに予算計上するために、今回6月補正ということでお願いをしているものであります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 9款の教育費についても伺いたいのです。設計委託料の9,492万円、本郷学園の。これについて今の時期になった理由をちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、遠藤香君。

○こども教育課長（遠藤 香君） お答えいたします。

本事業に関しましては、当初、本郷学園の前期課程と後期課程をつなぐ通路、一体的な整備として検討を行ってりましたが、県との事前協議におきまして、その場合ですと大規模な開発工事が必要

となるというようなことが判明をいたしましたので、開発工事を伴わない方法でできないかということ  
とで、検討を行った結果として今回新たに予算を計上するものでありまして、その時期が当初予算の  
編成時期には間に合わないということで、今回上げさせていただいたということになります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8 番（星 次君） そうすると、この通路の新設に当たりまして、地域住民の理解が当初予算の  
予算編成の時期までには固まらなかったもので、6月補正ということなののでしょうか、それとも若松建  
設事務所のそういうふうな指導があつてなかなか協議が進まなくてそうなったのか、再度お願いしま  
す。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（遠藤 香君） お答えいたします。

住民の方の説明ということではなくて、県との協議の中で時間を要しまして今回の補正予算計上と  
なっております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第37号を終了いたします。

---

#### ○総括質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第9、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。総括  
質疑は所管ごとの議案順に審議したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 会津美里町税条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号 会津美里町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例を審議に付します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

---

○議案の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第10、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

---

○発言の追加

○議長（大竹 惣君） それでは、ここで建設水道課長より先ほどの答弁の追加の答弁を求められましたので、許可したいと思います。

建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 先ほど後ほどお答えすると申し上げました報告第9号の補償割合でございます。こちらにつきましては、7対3ということで、町負担、町が3、自動車の運転手さんが7ということで補償を、なっております。

あと、報告第10号につきましては、ボンネットのほかバンパー、フェンダー、ライトの損傷がございましたので、そちらについても修繕を行っております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 確認ですけれども、町が3の運転手さん、車の持ち主が7ということですか。ちょっと確認が取れなかったのですが。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 7対3の割合で町が悪いほうということでよろしくお願いします。

---

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前 10 時 41 分）

定 例 会 6 月 会 議

( 第 5 号 )

## 令和 8 年会津美里町議会定例会 6 月会議

### 議事日程 第 5 号

令和 8 年 6 月 1 1 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
  - 第 2 議案第 3 4 号 会津美里町税条例の一部を改正する条例
    - 議案第 3 5 号 会津美里町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
    - 議案第 3 6 号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例
  - 第 3 議案第 3 7 号 令和 8 年度会津美里町一般会計補正予算（第 1 号）
  - 第 4 議員派遣の件について
  - 第 5 陳情第 3 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 

### 本日の会議に付した事件

第 5 まで同じ

追加日程第 1 議案第 3 8 号 除雪ドーザ購入契約について

追加日程第 2 発議第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

○出席議員（１３名）

|     |             |       |             |
|-----|-------------|-------|-------------|
| 1 番 | 阿 部 雄 一 郎 君 | 8 番   | 星 次 君       |
| 2 番 | 福 島 雅 典 君   | 9 番   | 鈴 木 繁 明 君   |
| 3 番 | 荒 川 佳 一 君   | 1 0 番 | 横 山 知 世 志 君 |
| 4 番 | 櫻 井 幹 夫 君   | 1 1 番 | 根 本 謙 一 君   |
| 5 番 | 長 嶺 一 也 君   | 1 2 番 | 浜 井 清 隆 君   |
| 6 番 | 小 島 裕 子 君   | 1 3 番 | 大 竹 惣 君     |
| 7 番 | 村 松 尚 君     |       |             |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 町 長                     | 杉 山 純 一 君 |
| 副 町 長                   | 鈴 木 國 人 君 |
| 総 務 課 長                 | 渡 部 朋 宏 君 |
| まちづくり<br>政 策 課 長        | 渡 部 雄 二 君 |
| 会 計 管 理 者               | 猪 俣 利 幸 君 |
| 町 民 税 務 課 長             | 大 竹 淳 志 君 |
| 健康ふくし課長                 | 高 橋 力 也 君 |
| に ぎ わ い<br>創 造 課 長      | 栗 城 嘉 則 君 |
| 農 林 振 興 課 長             | 目 黒 裕 樹 君 |
| 建 設 水 道 課 長             | 鷗 川 晃 君   |
| 教 育 長                   | 歌 川 哲 由 君 |
| こども教育課長                 | 遠 藤 香 君   |
| 生 涯 学 習 課 長             | 歌 川 和 仁 君 |
| 選挙管理委員会<br>書 記 長（兼）     | 渡 部 朋 宏 君 |
| 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長（兼） | 目 黒 裕 樹 君 |
| 代 表 監 査 委 員             | 薄 久 男 君   |

○事務局職員出席者

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 川 田 佑 子 君 |
|---------|-----------|

事務局長  
兼 総務係

小 林 一 成 君

開 議 （午前10時00分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

---

○常任委員会委員長の報告

○議長（大竹 惣君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、村松尚君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（村松 尚君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（村松 尚君） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

令和8年6月9日午前10時より、本庁舎議場において、委員全員、所管課、議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。なお、今回の付託案件について、論点はなかったことを報告いたします。審査の結果については配付されているとおりですので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

議案第34号は、委員より、施行期日について国に準じた施行期日としているのかとの問いに、当局より、国の地方税法の一部を改正する法律が施行されたことから、国の法律と合わせたものととの答弁がありました。また、委員より、セルフメディケーション税制とはどのような内容かとの問いに、当局より、従来定めてありましたが、自主的に健康管理を行っている方が薬局で健康対象医薬品を購入する場合、製品に指定はありますが、控除の対象とする制度で、健康維持のために国においても必要との判断から、期限を設けず延長する内容です。制度内容としては、年間1万2,000円を超えた部分、最大8万8,000円まで所得金額から控除される税制内容ですとの答弁がありました。さらに、委員より、現行の医療費控除との併用ができるということなのかとの問いに、当局より、従来の医療費控除がありますが、それとは別枠で特例的なものであることから併用することはできません。セルフメディケーション税制は、最大8万8,000円の控除、医療費控除は10万円からですので、すみ分けができておりますとの答弁がありました。次に、委員より、申告手の簡素化、適正化とあるが、どのように簡素化となったのかとの問いに、当局より、主に年金受給者の方を対象としているもので、一定程度所得がある方は、年金支払者へ扶養親族等の申告書を提出し、控除額等が算定され、年金より源泉されておりますが、年金受給額が一定額以下の方で所得税のかからない方については、これまで申告書の提出義務がありませんでした。しかし、住民税については、計算方法や控除の額も変わることから、中には扶養を入れないと所得税は課税されないが、住民税が課税される方もおり、申告の手続をしていただいております。所得税と住民税で手続に差が出ては不公平であることから、年金額が一定額以下の方についても年金支払者へ申告書を提出していただき、申告の手続をしなくても同様に

年金から差し引かれることで、申告手続の簡素化、適正化につながるものでありますとの答弁がありました。そのほか、住民への周知の考え方や改正での町税収の減少幅などについて若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員にて本案は可決すべきものと決しました。

議案第36号は、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員にて本案は可決すべきものと決しました。

以上で総務厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、産業教育常任委員会委員長、荒川佳一君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（荒川佳一君）登壇〕

○産業教育常任委員長（荒川佳一君） おはようございます。産業教育常任委員長報告を申し上げます。

令和8年6月9日午前10時より、常任委員会室において、委員6名、所管課、議会事務局同席の下、産業教育常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託された案件は、議案1件、請願1件、陳情1件に係る委員長報告を申し上げます。なお、論点はなかったことを報告いたします。審査の結果につきましては配付されているとおりですので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

議案第35号は、委員より、施行期日を公布日とした理由はとの問いに、当局より、改正内容を速やかに反映させるためであるとの答弁がありました。また、委員より、第1条の改正により、今後は経済的理由がない場合も貸与の対象となるのかとの問いに、当局より、教育基本法に基づく教育の機会均等のための措置であり、経済的理由は必要となるとの答弁がありました。さらに、委員より、実施主体を町長から教育委員会へ改めた理由はとの問いに、当局より、貸与決定後の休止、停止については町長への伺いが必要だったが、教育委員会で決定することが適当であると判断したためであるとの答弁がありました。その他、若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号は、紹介議員に改めて説明を求め、請願者であるNPO法人の活動内容などについての説明と、請願の趣旨についての説明がありました。委員より、NPO法人の方が中心となり、70名の会員のうち、町内の方はどのぐらいいるのか。また、町内で有機農業に取り組んでいる人はどのぐらいいるのかとの問いに、紹介議員より、農家としては6名程度だが、家庭菜園でやっている方が増えており、町内の方は20名程度である。町内で有機農業に取り組んでいる団体や農家は、まだまだ多くはないと思うとの回答がありました。さらに、委員より、有機農業を推進すると町が宣言したら、参加する方はいるのかとの問いに、紹介議員より、新たに取り組むのは難しいと思うが、ほかに取り組んでいる町内の団体も前向きであると聞いていると回答がありました。また、委員より、オー

ガニックビレッジ宣言の実施と有機農業実施計画の策定によって、農林水産省の補助を受ける利点もあるということかとの問いに、紹介議員より、そのとおりである。町としての宣言となるため、この団体のみならず、周囲と連携をして支援の申請をしていくことになるとの回答がありました。紹介議員の退席後、委員より、町として宣言するため、当事者を含め、地域全体が一体となり、取り組む必要があるとの意見がありました。また、委員より、町が宣言すればよいということではなく、町には成果責任が生じるため、慎重に対応していかなければならない。町が宣言することは時期尚早ではないかという意見がありました。さらに、委員より、請願者から直接確認する必要があるとの意見があり、本案は継続審査となりました。

次に、陳情第3号は、委員より、東日本大震災から15年が経過しているが、対象者がいるため、この支援は国として果たしていくべきだと考え、陳情に賛同するとの意見がありました。また、委員より、評価検証の資料があつての陳情であれば説得力があり、なお賛成しやすいとの意見がありました。さらに、委員より、今回の陳情は、今までの継続でもあり、予算の確保が被災者の復興につながるため、賛同するとの意見がありました。その他、若干の意見はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で本案は採択すべきものと決しました。

以上で産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

---

#### ○議案第34号ないし議案第36号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案第34号 会津美里町税条例の一部を改正する条例、議案第35号 会津美里町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例、議案第36号 会津美里町介護保険条例の一部を改正する条例の3件を一括議題といたします。

3件については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

3件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

議案第34号から議案第36号までの3件について、いずれも委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、議案第34号から議案第36号までの3件はいずれも原案のとおり可決されました。

---

○議案第37号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第37号 令和8年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第37号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議員派遣の件について

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項及び会津美里町議会会議規則第129条の規定により、配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議員を派遣することに決しました。

---

○陳情第3号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

陳情第3号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第3号は原案のとおり採択されました。

ただいま町長、杉山純一君、3番、荒川佳一君より追加議案提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、全員協議会終了まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時19分）

---

再 開 （午前10時40分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

---

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） ただいま、追加送達された事件は、町長、杉山純一君より議案第38号、3番、荒川佳一君より発議第3号の計2議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

---

○議案第38号の議題及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたします議案1件の提案理由をご説明申し上げます。

議案第38号は、除雪ドーザの購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○議案第38号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第1、議案第38号 除雪ドーザ購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鵜川晃君。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 議案第38号 除雪ドーザ購入契約についてをご説明いたします。

議案書3ページ、概要説明4ページ、あわせまして5ページ、入札結果表を御覧ください。本件は、除雪ドーザ購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、除雪ドーザ購入、14トン級、車輪式、スライドアングリングプラウつきであります。

契約の方法は、指名競争入札による契約であります。

契約金額は、2,376万円。

契約の相手方は、会津若松市町北町大字始字宮前91番地1、コマツ福島会津支店、支店長、斎藤幸一であります。

なお、納入場所は会津美里町新屋敷字台畑地内、新鶴サブセンターであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

8番、星次君。

○8番（星 次君） 入札の結果表を見て質問いたしますが、まずは予定価格の設定、これが落札額より倍の予定価格設定なのです。この予定価格をつくるに当たってどのような、例えば入札参加者の4社の中から見積りをもらってつくったのか、それとも前に購入した14トン級の価格がこういう金額だったのか、いろいろあると思うのです。その理由をまず説明をお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） ただいまおただしの積算に必要な見積りに関してでございます。こちらにつきましては、製造メーカー3社のほうに定価の見積りの提出をいただいております。それによりまして価格比較等々を実施しておりますので、積算については問題ないというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番(星 次君) 今、問題ないって言っているのですが、この4社とも大体変わらない、2,500万程度、2,300万で落札しているのです。このそもそもの定価の見積りが誤りではないですか。もっと精査してやれば、これと同じ、落札額と同じくらいになるのではないですか。分らないです。そのもう少し詳しく言ってください。

○議長(大竹 惣君) 建設水道課長。

○建設水道課長(鵜川 晃君) あくまでも最初にご依頼した見積りにつきましては、当然備品購入になりますので、定価で積算すべきというふうに考えておりますので、あくまでも仕様を提示しまして、そちらのほうの適正な定価での見積りをいただくという手続になっておりますので、それによって積算をするということになります。なので、この価格については、先ほど半分程度というご発言いただきましたけれども、こちらにつきましては汎用性が高い14トン級でございます。そういったことから、納入について意欲的な業者さんが多くあったため、競争原理が働いて入札価格が低下したものと推測しております。

○議長(大竹 惣君) 星議員。

○8番(星 次君) 最後ですので、定価と言っていますが、定価そのものの見積りがおかしいのではないですか。私は、定価で予定価格を設定しなくてはならないという、そういうあれがあるのですか。あったら説明してほしいと思います。

○議長(大竹 惣君) 建設水道課長。

○建設水道課長(鵜川 晃君) 積算に当たり、備品のほうについては仕様書等では定めてございません。しかしながら、工事関係、業務委託関係についてはカタログ等、もしくは定価等で定める旨、記載されているものがございますので、そういったものを参考に見積りを徴収している関係でこのような積算になっているというところでございます。

○議長(大竹 惣君) 7番、村松尚君。

○7番(村松 尚君) ちょっと何点かお伺いします。

1点目なのですが、まずこの購入に当たって、例えば古くなったドーザを極端な話、入替えという形でやるのか、新規でそのまま購入するのか、それによって冬の運転手等々の中身も変わってくるのだと思うので、その辺ちょっと1点お伺いします。

それと、あと一応納入期間は年度末まで取っているのですが、実際年度末まではかからずに多分納入になってくると思うのです。それで、おおむね多分入札時に冬期間の除雪には間に合わせるような確約等々をもらっているのか、それとも今の原油高であったり、物価高騰のあおりを受けて、3月31日まで納期は見てほしいと言われているのか、その辺の町としての考え方をお伺いします。

それと、あと最後にもう一点、先ほど同僚議員のほうからお話がありましたけれども、こちら導入する車種というのは、コマツさんで販売はしますけれども、その車種のメーカーはどちらのものになりますか、お願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 3点ほどご質問いただきました。1点目の入替えなのかという部分につきましては、同じ型式14トン級の更新でございます。

あと納期につきましては、当初より3月ということで設定をして入札をしておりますので、納期につきましては3月いっぱい、入札時になるべく早い納品については私のほうからお願いはしておりますが、確約したものではありません。

3点目の車種ですが、今回につきましてはコマツでございますが、入札時点では同等品ということで、メーカー名は指定してはございません。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 私が伺ったのは3点目の部分なのです。この中で、入札業者さんの中で唯一コマツさんだけが製造販売しているのですよ、恐らく自社で。ほかは、大体ほかのメーカーさんのやつを代理販売していると、代理店というような多分位置づけだと思うのです。それでいて、先ほど同僚議員のほうから入札価格の選定に当たって他メーカーから聞いているということは、こちらのメーカーさんも自社で出すのであれば、本来は同等金額くらいの金額が出てきてもいいのではないかなと感じるのですけれども、その辺で違ったというのは、当局としてはどういうふうな印象とお伺いしますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 村松議員、少し確認をさせていただきたいと思います。

今の見積りのこと、設計の見積りのことのほうなのか、入札の札のほうのお話なのか、どちらか確認をさせていただければと思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 予定価格のつくり込みに関して、そちらのほうで結構です。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） 設計金額の策定に当たる見積徴収ということでございます。こちらにつきましては、先ほどもお答えしたかもしれませんが、仕様書、仕様をつくりまして、こういったプラウ、こういった車輪、何トン級という形で仕様を絞りまして、それぞれのメーカーから同じような見積りを徴収させていただいて、価格を比較した上で策定してございます。そういった観点で、今回のドーザについては、中折れ式とかそういった特殊な機能はついておりません。あくまでも汎用性が高いものでしたので、一般的なほかのメーカーでも対応できるものということで見積りを徴収させていただいております。

○議長（大竹 惣君） 12番、渋谷清隆君。

○12番（渋谷清隆君） 今ほども工期等でやったのですが、私も工期についてちょっとお伺いしたい

と思います。

これ3月31日とあるのですが、あまりにも長いのです。受注生産なのですか、これ。受けてから造るからこういうふうになるのですか。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鵜川 晃君） そのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 了解しました。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○発議第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第2、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

3番、荒川佳一君。

〔3番（荒川佳一君）登壇〕

○3番（荒川佳一君） それでは、発議第3号の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

この意見書は例年継続的に提出しており、令和7年6月会議において議員各位の賛同をいただいているところであります。本事業は、令和8年度から対象が福島県において被災した者だけが対象と変更されました。3億が予算化されております。しかし、事業に係る予算措置は単年度であることから、令和9年度においても本事業の継続により必要な財政措置が行われ、被災した子どもたちに継続した就学支援が実施されることを願い、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたします。

した。

これで令和８年会津美里町議会定例会６月会議を散会いたします。

散 会 （午前１０時５９分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 鈴 木 繁 明

議 員 横 山 知 世 志